

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人日本貿易振興機構		
評価対象中期目標 期間	見込評価（中期目標期間実績 評価）	第六期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）	
	中期目標期間	令和5～8年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
	法人所管部局		担当課、責任者
	評価点検部局		担当課、責任者
3. 評価の実施に関する事項			
4. その他評価に関する重要事項			

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)		(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由		

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1－2－3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価				中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	見込評 価	期間実 績評価		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
資本・技術・人材が国内 外で循環するエコシステ ムの形成・強化	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		<u>A</u> ○		I－1	
農林水産物・食品の世界 市場展開の促進	A○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		<u>A</u> ○		I－2	
中堅・中小企業など日本 企業の海外展開支援	<u>A</u>	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		<u>A</u> ○		I－3	
日本企業の海外展開・通 商政策における共通課題 等への対応	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○		<u>S</u> ○		I－4	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

5年度、6年度は大臣評価結果、7年度、中期見込評価は自己評価結果。

中期目標		年度評価				中期目標期間評価		項目別調書No.	備考欄
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
		B	B	A		A		Ⅱ	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
		B	B	B		B		Ⅲ	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項									
		A	B	A		A		Ⅳ	

I－1． 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、困難度	【重要度高・困難度高】 指標 1-1-1、指標 1-1-2、指標 1-2-1	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 経済産業省：3886、20988

2． 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
指標1-1-1 対日投資誘致 成功件数 （計画値）	中 期 目 標 期 間 中 に 378 件以上	前中期目標期間 の実績：年度平均 92 件／年	85 件	90 件	98 件	105 件	予算額（千円）	22,809,397 千円	26,866,214 千円	27,344,050 千円	
（実績値）	－	－	99 件	104 件	113 件		決算額（千円）	10,014,968 千円	14,173,436 千円	14,320,035 千円	
（達成度）	－	－	116.5%	115.6%	115.3%		経常費用（千円）	9,846,531 千円	13,851,754 千円	14,124,002 千円	
指標1-1-2 国内外での協 業・連携案件 の成功件数 （計画値）	中 期 目 標 期 間中に 78 件 以上	2021 年度の実績： 6 件	16 件	17 件	19 件	26 件	経常利益（千円）	140,092 千円	164,199 千円	304,402 千円	
（実績値）	－	－	31 件	28 件	38 件		行政コスト（千円）	9,917,849 千円	13,888,093 千円	14,159,325 千円	
（達成度）	－	－	193.8%	164.7%	200.0%		従事人員数	1,944 人の内数	1,963 人の内数	1,982 人の内数	
指標1-1-3 対日投資支援 件数 （計画値）	中 期 目 標 期 間中に 3,785 件以上	前中期目標期間 の成功率：10%	850 件	920 件	978 件	1,037 件					
（実績値）	－	－	1,125 件	1,192 件	1,258 件						
（達成度）	－	－	132.4%	129.6%	128.6%						
指標1-1-4 国内外での協 業・連携案件 の支援件数 （計画値）	中 期 目 標 期 間 中 に 788 件以上	2021 年度の成功 率：5%	160 件	175 件	193 件	260 件					
（実績値）	－	－	370 件	287 件	363 件						
（達成度）	－	－	231.3%	164.0%	188.0%						
指標1-2-1	中 期 目 標 期	前中期目標期間	35 件	35 件	51 件	59 件					

スタートアップの海外展開成功件数 (計画値)	間中に180件以上	の実績：100件											
(実績値)		－	39件	48件	56件								
(達成度)	－	－	111.4%	137.1%	109.8%								
指標1-2-2 スタートアップに対する海外展開支援件数 (計画値)	中期期間中に2,373件以上	前中期目標期間の実績：年平均300件	500件	600件	548件	725件							
(実績値)		－	640件	810件	795件								
(達成度)	－	－	128.0%	135.0%	145.0%								
指標1-3-1 国内外の日本企業における就業機会の提供人数 (計画値)	中期目標期間16,700人以上	アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)で掲げられた目標：5年間で1.5万人(4年間で1.2万人)	3,750人	3,750人	3,750人	5,450人							
(実績値)			5,570人	5,313人	11,468人								
(達成度)			148.5%	141.7%	305.8%								
指標1-3-2 高度外国人材の採用・定着に係るハンズオン支援(延べ社数) (計画値)	中期目標期間中に1,150社以上	前中期目標期間の実績：262社	250社	250社	300社	350社							
(実績値)			301社	305社	384社								
(達成度)			120.4%	122.0%	128.0%								

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
 注2) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
(別添) 中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)
＜定量的指標＞ ・指標1-1-1 対日投資誘致成功件数：中期目標期間中に378件以上。2023年度に85件、2024年度に90件、2025年度に98件、2026年度に105件。 ※上記の対象となる事業	＜主要な業務実績＞ 1-1. 対日直接投資や協業・連携等の促進 ・指標1-1-1【重要度高・困難度高】 対日投資誘致成功件数 2023年度：99件 2024年度：104件 2025年度：113件	＜評価と根拠＞ 評価：A 【量的成果の根拠】 定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を達成および達成見込み。 また、以下の質的成果を実現したことも踏まえ、当該項目の評価はAとした。		評価		評価
				＜評価に至った理由＞		＜評価に至った理由＞
				＜今後の課題＞		＜今後の課題＞

(1)イノベーション創出に資する事業 ・高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業（生産性向上特別措置法に基づく規制のサンドボックス制度を活用するものを含む。「著しい新規性を有する新技術等」とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有するものを指す。）並びに生産性向上へ貢献する事業。 (2)国内のイノベーション環境の向上や国内外を結ぶエコシステムの形成に貢献する事業 (3)国内の社会課題解決及び進出地域の経済活性化に資する事業 ・地域資源の活性化に資する事業 ・我が国中堅・中小企業のビジネス拡大に資する事業 ・地域の特色をいかした誘致活動に基づいた事業 ・多くの地域が抱える社会課題の解決に繋がる事業 (4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業 ・指標1-1-2 国内外での協業・連携案件の成功件数：中期目標期間中に78件以上。2023年度に16件、2024年度に17件、2025年度に19件、2026年度に26件。 ※上記の対象となる事業 (1)イノベーション創出に資する事業 (2)国内外のイノベーション・エコシステムの結合に資する事業 (3)国内外の社会・地域課題解決に資する事業 (4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業 ・指標1-1-3 対日投資支援件数：中期目標期間中に3,785件以上。2023年度に850件、2024年度に920件、2025年度に978件、2026年度に1,037件。 ・指標1-1-4 国内外での協業・連携案件の支援件数：中期目標期間中に788件以上。2023年度に160件、2024年度に175件、2025年度に193件、2026年度に260件。 <定性的指標>	・指標 1-1-2【重要度高・困難度高】 国内外での協業・連携案件の成功件数 2023 年度：31 件 2024 年度：28 件 2025 年度：38 件 ・指標 1-1-3 対日投資支援件数 2023 年度：1,125 件 2024 年度：1,192 件 2025 年度：1,258 件 ・指標 1-1-4 国内外での協業・連携案件の支援件数 2023 年度：370 件 2024 年度：287 件 2025 年度：363 件 （関連指標） ・指標 1-1-5 対日投資金額、出資額、新規雇用者数及びその回答率 2023 年度： 対日投資金額：6,916,560 千円/回答率 98% 出資額：4,000 万ドル/回答率 4% 新規雇用者数：464 人/回答率 87% 2024 年度： 対日投資金額：5,535,920 千円／回答率 87% 出資額：3,500 万ドル／回答率 10%（他の投資家からの調達も含む） 新規雇用者数：362 人／回答率 88% 2025 年度： 対日投資金額：20,187,154 千円／回答率 88% 出資額：8,700 万ドル／回答率 16% 新規雇用者数：442 人／回答率 88% ・指標 1-1-6 情報提供をはじめとする政府・地方自治体等との連携活動件数 2023 年度：32 件 2024 年度：41 件 2025 年度：50 件 ・指標 1-1-7 ウェブサイト閲覧数 2023 年度：約 46.7 万件（対日投資情報サイト（英語ページ）） 2024 年度：約 49 万件（対日投資情報サイト（英語ページ）） 2025 年度：約 44 万件（対日投資情報サイト（英語ページ）） 広報イベント・エコシステム関係者等を対象にしたイベントの開催件数（2024 年度から設定） 2024 年度：204 件 2025 年度：175 件 （1）対日直接投資の促進及び関係機関との連携によるイノベーション創出と地域経済活性化の推進 今後成長が見込まれる、もしくは成長を生み出すべき産業分野を見極め、イノベーション創出や地域経済活性化に資する対日直接投資を 4 つに区分し重点的に支援。区分ごとの誘致成功件数は以下のとおり。	【質的成果の根拠】 （内外ネットワークを通じた、世界・日本の地域エコシステムの戦略的接続強化による政府目標や社会課題への対応） 投資誘致・協業連携:一体的支援で国内外エコシステム接続を加速 ・対日投資誘致の実施機関として、イノベーション創出や地域経済活性化に資する質の高い投資・協業案件の形成を主導。 ・経済安全保障上の重要性が高まる半導体分野では、2023年度以降、海外有力企業・エコシステムとの関係構築を通じ、国内投資や協業案件を着実に積み上げ、産業基盤強化やサプライチェーンの強靱化に向け貢献。同分野で米国を代表する半導体研究開発施設を運営し、主要企業とのネットワークを持つNY Createsをはじめとした海外の有力エコシステムとの関係構築・強化を図り、北海道、九州、広島、東北等の国内各地のエコシステムとの接続の深化を推進した。 ・2025年度には半導体・マイクロエレクトロニクス、ライフサイエンス、脱炭素を戦略分野として策定、戦略的誘致・協業連携支援を一体的に推進。各分野において、新たな海外エコシステムとの関係構築を図り、国内各地のエコシステムとの接続を後押しするとともに、国内エコシステムに必要な先端技術等を有する個別企業・案件の戦略的誘致や協業連携を推進。全体として延べ316件の誘致、97件の協業・連携の成功件数を創出。	<その他事項>	<その他事項>
--	--	---	----------------------	----------------------

・指標1-1-5 誘致に成功した外国企業の投資金額や、協業・連携案件における出資額を聴取して、本事業に係る金額面の効果の把握に努めること。 また、経済波及効果把握の観点から、事業による雇用創出数の把握に努めること。 （関連指標：対日投資金額、出資額、新規雇用者数及びその回答率） ・指標1-1-6 規制改革等の状況、外国企業や、外国大使館及び経済団体の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めと公表を行う。さらに政府等の関係各所への情報提供や、関係各所との連携等を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げる こと。 （関連指標：情報提供をはじめとする政府・地方自治体等との連携活動件数） ・指標1-1-7 プロモーション活動の成果等について定量的なデータの把握に努め、その分析により効果的な情報発信を図る。 （関連指標：ウェブサイト閲覧数、広報イベント・エコシステム関係者等を対象にしたイベントの開催件数） <評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。 <目標を上回る水準として特に考慮する事項> ①日本貿易振興機構が行う取組が、国内のイノベーション・エコシステムの構築に貢献した。 ・シードからレイターまでの様々なステージの海外スタートアップ企業やそれらを支援する関連企業・団体、及びデジタル・グリーン等の新市場の創造に資する新たな技術やサービスを提供可能な企業の呼び込みを行い、国内「イノベーション・エコシステム」の構築に貢献した。 ②政策的に重要度・困難度の高い分野での対日投資・協業連携プロジェクト形成に貢献した。	対象事業①（高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業） 2023 年度：76 件 2024 年度：73 件 2025 年度：84 件 対象事業②（国内のイノベーション環境の向上や国内外を結ぶエコシステムの形成に貢献する事業） 2023 年度：1 件 2024 年度：7 件 2025 年度：4 件 対象事業③（国内の社会課題解決及び進出地域の経済活性化に資する事業） 2023 年度：14 件 2024 年度：21 件 2025 年度：24 件 対象事業④（その他政府の政策ニーズに基づいた事業） 2023 年度：8 件 2024 年度：3 件 2025 年度：1 件 上記達成にあたっては以下の複合的取組を実施。 ・海外の主要事務所に対日投資誘致専門員を配置し、対日投資関心企業の発掘および伴走支援を実施した。また、全国 6 カ所の対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）等において、外国・外資系企業の日本拠点設立・事業拡大をワンストップサービスにより支援した。 対日投資誘致専門員配置人数 2023 年度：16 カ所 20 人 2024 年度：16 カ所 22 人 2025 年度：15 カ所 20 人 IBSC テンポラリーオフィス利用実績 2023 年度：55 社 2024 年度：66 社 2025 年度：51 社 ・日本の社会課題解決策に資する技術やサービスを有し、具体的な投資関心を有する外国企業を個別に招へい。日本における事業実施に向け、企業・機関との面談機会を提供したほか、日本への革新的な技術やビジネスモデル等の導入を後押しする補助金事業を実施した。 個別招へい企業数 2023 年度：13 社 2024 年度：11 社 2025 年度：1 社 補助金事業採択件数 2023 年度：11 件 2024 年度：15 件			
---	---	--	--	--

・関心が薄い潜在層へのプロモーション活動を継続的・戦略的に行い、対日直接投資もしくは協業・連携に向けた具体的なアクションを促した。 ・経済安全保障やデジタル・グリーン社会の実現、イノベーション促進の観点等、我が国にとって戦略的に重要な産業分野や、市場参入が困難な産業分野等において、国内外企業等の関心の喚起、意思決定の後押し等の効果的な支援を提供し、対日投資・国際協業連携プロジェクト形成に寄与した。 ③日本貿易振興機構が行う取組が、政策や制度、諸外国との通商協力の枠組み等に反映された。 ・対日投資もしくは国際協業連携の取組が、二国間・多国間経済産業協力の柱として政策枠組みに反映され、またそれらの実施に貢献した。 ④日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題解決やビジネス環境等の改善につながった。 ・対日直接投資推進会議及び関連会合において、機構の有する知見を十分に活かし、政策立案や実施に貢献した ・アウトカム創出後においても、当該案件の定着・拡大、もしくは新たなサービスの社会実装を支援し、経済社会課題の解決等に貢献した。 ⑤日本貿易振興機構の関与の下で、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。 ・事業を通じ、様々な国内外エコシステム関係者を巻き込み、付帯的なプロジェクトの組成をもたらし、また国内エコシステム内、海外エコシステム間、もしくは日本と海外とのエコシステムとの間で持続的・自律的にプロジェクト組成を促す枠組みを構築した。 ・他国投資促進機関等、同等の機関もしくは国際機関等と連携した取組を通じ、日本に便益が生じる形でのビジネス基盤の形成に寄与した。 ⑥日本貿易振興機構の取組によりもたらされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得ら	2025 年度：15 件 ・「グローバル・オープン・イノベーション（GOI）事業」、「地域ブランディング誘致強化支援事業」、「在日外資系企業インダストリアルツアー」、「地域エコシステム誘致強化支援事業」等を通じ、地域での対日投資及び協業・連携の促進を図った。 ・2025 年からは、半導体・マイクロエレクトロニクス、ライフサイエンス、脱炭素を戦略分野として設定し、日本が重点的に呼び込むべきターゲット企業に対する攻めの誘致活動を展開した。これにより、国内におけるイノベーション創出およびサプライチェーン強化に貢献した。併せて、各地域の強みや特色を生かした誘致・協業支援策を実施し、地域エコシステムの強化に寄与した。 (2) 国内外における協業・連携の促進 ・ビジネスマッチングプラットフォームである「Japan Innovation Bridge（J-Bridge）」を活用し、有望な国内外企業やプロジェクト情報の発信、国内外企業を中心とするイノベーション・エコシステム関係者間の業務提携、技術提携、共同研究開発、出資等の双方向での協業・連携を促進した。 J-Bridge 会員数（日本企業） 2023 年度：1,400 社 2024 年度：1,811 社 2025 年度：1,977 社 ・国内外でコーディネーターを配置し、日本企業と海外企業との協業・連携支援体制を整備した。海外では、スタートアップ等海外企業の情報収集・発掘や、中央・地方政府、公的支援機関、大学・研究機関、産業団体、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター等のエコシステム関係機関との連携強化を進めた。国内では、既存会員へのヒアリングやサービス紹介を通じて、J-Bridge 海外案件とのマッチング支援等を実施した。 ・J-Bridge 会員専用のポータルサイトを通じ、情報提供や企業からの要望の吸い上げ、関係機関の紹介等をワンストップで行う体制を構築し、新たに海外企業から日本企業にアプローチできるマッチングサービスを開設した。 ・金融機関、自治体、ベンチャーキャピタル等とのパートナー連携を進め、J-Bridge を通じた海外企業案件の紹介等を実施したほか、「日・ASEAN ファストトラック・ピッチ」や「日 ASEAN ヤングリーダーズサミット」等を通じて、ASEAN 地域をはじめとする海外企業・関係機関とのネットワーク強化を図った。 パートナー採択数 2023 年度：17 団体 2024 年度：19 団体 2025 年度：23 団体 ・2025 年度は、戦略分野における重点的取組として、半導体・マイクロエレクトロニクス分野に密接する量子、ライフサイエンス、脱炭素分野で協業・連携促進プログラムを実施した。・量子分野では訪米・訪日ミッション等を通じて日米間の協業機会を創出し、再生医療分野では海外企業向けアクセラレーションプログラムにて日本進出に向けたメンタリングを実施し、中長期的な協業・連携及び対日投資に繋がる案件形成を促進した。 ・欧州の有力機関である欧州イノベーションカウンスル（EIC）と連携し、欧州ディープテック企業と日本企業の協業機会創出を図った。			
---	--	--	--	--

れた。 ⑦上記①～⑥を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。	(3) 国内の投資環境・ビジネス環境の改善 ・外国企業からの対日投資に関する相談を「対日投資相談ホットライン」等を通じて受け付け、これらの活動を通じて蓄積した日本のビジネス環境の改善要望等に関する企業の声を基に、我が国政府関係者や有識者等に対し、政策提言や情報提供を実施した。規制・行政手続きに関する各省庁への照会や、各省庁からの個別問合せへの対応も行った。 相談件数 2023 年度：1,294 件 2024 年度：1,437 件 2025 年度：1,243 件 政策提言・情報提供件数 2023 年度：19 件 2024 年度：16 件 2025 年度：17 件 規制・行政手続きの各省庁への照会 2023 年度：7 件 2024 年度：7 件 2025 年度：2 件 各省庁からの個別問合わせへの対応 2023 年度：6 件 2024 年度：11 件 2025 年度：8 件 ・国内外資系企業を対象とした「外資系企業ビジネス実態調査」を実施し、外資系企業の事業活動の動向や日本のビジネス環境に対する見方、必要な支援等について聴取し、ビジネス環境の改善や関連施策の検討における基礎資料を作成した。 有効回答数 2023 年度：1,537 社 2024 年度：1,427 社 2025 年度：1,520 件 ・戦略分野における投資環境や産業立地要因等に関する調査・分析を実施し、その結果を基に、自治体等の投資誘致機関に対するコンサルティング・提言を行うことで、国・地域が一体となった投資環境の改善及び有望企業の誘致促進に繋げた。具体的には、2024 年度に実施した海外主要半導体エコシステム 4 地域の調査結果を踏まえ、2025 年度には、北海道における半導体エコシステム形成に向けた施策等について自治体関係者へ提言等を実施。 ・「ジェトロ対日投資報告」を作成・公表し、日本への投資動向、最新の日本の経済政策や投資を後押しする支援策等について発信した。 (4) 対日直接投資や協業・連携促進に向けた情報発信 ・対日投資情報サイト（英語ページ）や SNS を活用し、日本のビジネス環境、市場環境、経済的魅力等に関する情報発信を実施した。対日投資情報サイトの充実を図るため、ターゲットに応じた記事・動画コンテンツを作成・掲載するとともに、外部メディアも活用して日本市場の認知度向上を図った。 対日投資情報サイト閲覧数 2023 年度：約 46.7 万件			
---	--	--	--	--

	2024 年度：約 49 万件 2025 年度：約 44 万件 ・日本企業の魅力を直接発信するため、海外においてイベントを実施し、現地で即時性のある SNS 投稿を行ったほか、国内では対日投資支援企業、協業連携に関心を有する日本企業、在京大使館等の関係機関を対象としたネットワークイベントを実施した。 ・対日投資・協業連携に特化した英語 SNS については、国際的なイベントや時事的な動向も踏まえつつ、戦略的な情報発信を行った。SNS やウェブサイトのパフォーマンス分析を踏まえ、ターゲット像の把握と情報発信手法の改善を進めた。 ・MA（マーケティング・オートメーション）ツールの運用を継続し、対日投資ウェブサイト訪問ユーザーの所在国、属性、サイト内での行動等に基づき、案件化可能性の高いユーザー情報を整理し、企業支援を担当する部署に共有した。 案件化可能性の高いユーザー発掘件数 2023 年度：189 件 2024 年度：205 件 2025 年度：203 件			
<定量的指標> ・指標 1-2-1 スタートアップの海外展開成功件数：中期目標期間中に 180 件以上。2023 年度に 35 件、2024 年度に 35 件、2025 年度に 51 件、2026 年度に 59 件。 ・指標 1-2-2 スタートアップに対する海外展開支援件数：中期目標期間中に 2,373 件以上。2023 年度に 500 件、2024 年度に 600 件、2025 年度に 548 件、2026 年度に 725 件。 <定性的指標> ・指標 1-2-3 起業家育成プログラムについて、5 年間で 1,000 人の人材を海外に派遣するという政府目標の達成に協力する。 （関連指標：起業家育成プログラムの参加者数） ・指標 1-2-4 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や外国政府機関等の国内外の関係機関と連携するとともに、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、スタートアップ支援環境の整備に繋げること。 （関連指標：他機関との連携状況、政府への情報提供件数） ・指標 1-2-5 スタートアップのスケール・成長を促す。（関連指標：企業価値）	<主要な業務実績> 1-2. 日本のスタートアップの海外展開の促進 ・指標 1-2-1【重要度高・困難度高】 スタートアップの海外展開成功件数 2023 年度：39 件 2024 年度：48 件 2025 年度：56 件 ・指標 1-2-2 スタートアップに対する海外展開支援件数 2023 年度：640 件 2024 年度：810 件 2025 年度：795 件 （関連指標） ・指標 1-2-3 起業家育成プログラムの参加者数 2023 年度：296 人 2024 年度：304 人 2025 年度：257 人 ・指標 1-2-4 他機関との連携状況、政府への情報提供件数 2023 年度：14 件 2024 年度：9 件 2025 年度：9 件 ・指標 1-2-5 企業価値 3,023 億円（2023 年度成功案件企業） 1,972 億円（2024 年度成功案件企業） （1）現地エコシステムへの接続強化及び関係機関と連携した支援の提供 ・世界のエコシステム先進地域約 30 カ所にスタートアップ（以下、SU）の支援専門家（アクセラレーター）を配置し、メンタリングやマッチング、コワーキングスペースの提供を通じ、日系 SU の事業成長と企業価値向上を後押しした。	スタートアップ：海外主要プレーヤーの日本誘致・日系SU海外展開支援を両輪で推進 ・創業数・ユニコーン創出増という政府目標貢献のため、米国Techstars、Alchemist等の海外有力VC・アクセラレーターの日本誘致に注力。2025年の大阪・関西万博会期内に実施した「Global Startup Expo」では米国VCのAlumni Ventures、仏ディープテック特化型投資ファンドJolt Capital等著名海外投資家の更なる日本への誘致を後押し。これら誘致を契機とした次なる誘致が期待される環境整備を進めた。 ・起業家派遣事業では累計857人の起業家を海外へ派遣し日系SUの世界市場へチャレンジする機運醸成を継続した他、2025年度からは所管部内の再編を行い、SUの成長ステージや産業特性に応じた支援へ重点をシフト。各産業におけるSUの売上に繋がる支援を展開した。全体として延べ143件の資金調達や販路獲得といった成功件数を創出した。		

＜評価の視点＞ ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。 ＜目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項＞ ①日本貿易振興機構の取組を経て、海外投資家等から資金調達した。 ②日本貿易振興機構の取組を経て、海外の著名なアクセラレーターによるプログラムに採用された。 ③日本貿易振興機構の取組を経て、海外企業との業務提携・資本提携等の協業や、大手日系企業の海外におけるプロジェクトへの参画が決まった。 ④日本貿易振興機構の取組を経て、海外の国家プロジェクト（グリーンエネルギー、デジタル、ヘルスケア等）への参加が決まった。 ⑤日本貿易振興機構の取組を経て、経営幹部として外国人材を獲得した。 ⑥日本貿易振興機構の取組を経て、現地規制要件に適合したプロダクトを展開した。 ⑦日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映された。 ⑧日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。 ⑨日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。 ⑩日本貿易振興機構の取組によりもたらされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。 ・日本貿易振興機構の取組を経て、海外の機関・有識者からの高い評価や表彰を受けた。 ・日本貿易振興機構の取組を経て、国内外の著名メディアに取り上げられた。 ・日本貿易振興機構の取組を経て、海外のピッチコンテストで受	・世界最大級のプレシード投資家である Techstars や、BtoB 分野に特化した Alchemist を日本に誘致し、出資を伴うアクセラレーションプログラムを実施することで、日系 SU が国内にしながら著名な海外 VC や有力メンターにアクセス可能な環境を構築し、ボーン・グローバル・スタートアップ創出の加速に向けた基盤を整備した。 ・エコシステム拠点都市（8 カ所）を中心に国内外ネットワークを活用した地方エコシステムのグローバル化に資する事業展開を支援し、大学連携等も活用した地方発の SU の海外展開支援を行った。 （2）世界で勝てるスタートアップの裾野拡大 ・海外有力イベントに「ジャパン・パビリオン」を設置し、日系 SU のグローバル展開を支援した。 ・グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム（GSAP）を日本全国の SU に向けて提供し、計 299 社の SU に対して、豊富な SU 育成実績と投資機能を有する海外アクセラレーターが運営するプログラムを実施した。これにより、パートナーやライセンス契約候補の発掘、シード出資の獲得等の成果創出につなげ、世界で勝てるスタートアップの裾野拡大に貢献した。 グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム（GSAP）参加社： 2023 年度 99 社 2024 年度 105 社 2025 年度 95 社 ・政府系機関による SU 支援機関連携協定「Plus」の枠組みを活用し、協力機関との相互紹介、勉強会の開催、広報面での協力等を通じて、海外展開に関心のある SU の発掘及びジェトロ事業への参画促進を図った。 ・東京都が主催し、ジェトロが運営する「X-HUB TOKYO」のプログラムにおいて、グローバルに活躍する東京発 SU 創出のため、世界各地のエコシステムに精通したグローバルアクセラレーターと提携し、ブートキャンプやメンターとのメンタリングを通じて、ビジネスパートナーとの提携や投資家からの資金調達に至る機会を提供した。 ・大阪・関西万博の機会を捉え会期前には大阪・関西万博で開催する「Global Startup EXPO 2025」のプレイベントとして、経済産業省、近畿経済産業局とともに SU 関係者向けのイベントを 2024 年 11 月に主催。世界的トップ VC を始めとした国内外の著名な投資家・起業家等を招へいし、「ライフサイエンス／バイオテック」等の地球規模の課題解決に資する技術やサービスに関するパネルセッションや、関西の代表的な SU のピッチを実施、280 人が参加した。また、サイドイベントとして海外 VC と大企業との交流会も実施した。 ・万博期間中には、日本初のディープテック特化型国際イベント「Global Startup Expo 2025（GSE）」を開催。SU と大企業・投資家との面談設定（1,000 件以上）、海外 VC の目的別（LP 出資、共同投資、協業・連携等）クローズドイベント（10 件）開催等を通じて、海外 VC の日本進出を後押し、日本のエコシステム強化に貢献した。 （3）起業家等育成の強化 ・起業段階から世界を目指すマインドセットを有する起業家や、グローバル展開を志向するスタートアップ経営者の育成に向け、			
--	--	--	--	--

賞した。 ⑪日本貿易振興機構が支援したスタートアップに著しいスケール・成長が認められた。 ⑫上記①～⑪を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。	起業家、大企業での新規事業担当者、学生等を対象に、イノベーターとしての意識付けや事業計画の立案の仕方等をテーマとした国内研修プログラムや専門家によるメンタリングを実施した。 ・シリコンバレー他世界各地への派遣を通じて、現地起業家や投資家との交流機会を提供し、起業初期段階からグローバルな視点を有する起業家等の育成に貢献した （４）適切な支援の提供 ・2023 年度にスタートアップ課内に個別支援班を設置し、海外進出を目指す日系 SU に向けた個別対応を強化。これらの取組を通じて得られた知見・結果を踏まえて、2025 年度からは、事業別チーム（カンファレンス出展支援、起業家派遣、個別支援）を、産業別（Deep Tech、Impact&Sustainability 、AI & Disruptive Innovation）の体制へ再編成した。産業別体制の下で、各分野特有の「課題」を抽出し、「仮説」を持って産業別プログラムを構築することで、半導体開発・設計の A 社の中東での補助金獲得、サステナブル領域の素材開発を行う B 社の米国 VC からの資金調達など質の高い成功事例の創出につなげた。 ・海外 VC、CVC から日系 SU に対する投資機会創出のため、要望に応じた日系 SU のソーシング、リストアップによる個別のコンネクション形成を累計 281 件支援した。 コンネクション形成支援件数： 2023 年度：107 件 2024 年度：75 件 2025 年度：99 件			
<定量的指標> ・指標 1-3-1 国内外の日本企業における就業機会の提供人数：中期目標期間中に 16,700 人以上。2023 年度～2025 年度に年間 3,750 人、2026 年度に 5,450 人。 ・指標 1-3-2 高度外国人材の採用・定着に係るハンズオン支援（延べ社数）：中期目標期間中に 1,150 社以上。2023 年度に 250 社、2024 年度に 250 社、2025 年度に 300 社、2026 年度に 350 社。 <定性的指標> ・指標 1-3-3 アジア地域における優れた起業家・イノベーション人材等の発掘・獲得に取り組む。 （関連指標：経済産業省や地方自治体が実施する支援事業・イベントへの参加者数） ・指標 1-3-4 国内外において高度外国人材が活躍する日本企業の創出に取り組む。 （関連指標：新規事業の創出又は既存事業の拡大・見直しを行った件数、高度外国人材の就職内定者	<主要な業務実績> 1-3. 高度外国人材の活躍推進 ・指標 1-3-1 国内外の日本企業における就業機会の提供人数 2023 年度：5,570 人 2024 年度：5,313 人 2025 年度：11,468 人 ・指標 1-3-2 高度外国人材の採用・定着に係るハンズオン支援（延べ社数） 2023 年度：301 社 2024 年度：305 社 2025 年度：384 社 （関連指標） ・指標 1-3-3 経済産業省や地方自治体が実施する支援事業・イベントへの参加者数： 2023 年度：45 人 2024 年度：58 人 2025 年度：93 人 ・指標 1-3-4 新規事業の創出又は既存事業の拡大・見直しを行った件数： 2023 年度：7 件 2024 年度：9 件 2025 年度：10 件 高度外国人材の就職内定者数 2023 年度：122 社 262 人 2024 年度：131 社 435 人 2025 年度：135 社 553 人	高度外国人材：就労・定着支援を全国各地で展開 ・人口減少・少子高齢化が進む中で、労働力確保にとどまらず、イノベーション創出、国際競争力強化の観点からも、日本経済の持続的成長を支える中核的な担い手となり得る高度外国人材の呼び込み、定着の重要性が増している。高度外国人材を日本社会の「一時的な労働力」ではなく、ともに価値を創出するパートナーとして位置づけ、地域社会や産業に根付かせる必要がある一方、中堅・中小企業や地方企業にとっては、高度外国人材の活用に対する心理的・実務的ハードルが高く、支援の伴走が不可欠。 ・これらの解決を図るべく、日本企業向けに採用計画策定や定着に向けた伴走型支援を延べ990社に提供。同時に、より多くの人材に日本での就業機会提供をするべく、オンライン合同企業説明会では延べ22,351人の高度外国人材へアプローチ。 ・加えて、国内留学生の文系編重・日本企業側の理系人材の不足感のギャップを埋めるべ		

数) <評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。 <目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項> ①日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映れた。 ②日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。 ③日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。 ④日本貿易振興機構の取組によりもたらされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。 ⑤上記①～④を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。	(1) 国内留学生の国内就職・定着支援、在外日系企業における高度外国人材の活躍推進 ・採用戦略策定から育成・定着までを一貫して支援する伴走型支援を基軸とした実践的支援を展開した。 ・2023 年度は、外国人材活躍支援パッケージを通じ、専門家 18 人による育成・定着講習会を年 15 回実施するとともに、年 3 回のオンライン合同企業説明会を開催し、企業と高度外国人材のマッチングを促進した。 ・2024 年度は同パッケージを深化させ、海外からの直接採用を志向する企業向けにグローバルチャレンジコースを創設したほか、有望大学と日本企業を繋ぐ JETRO Overseas University Connect (JOUc) を新たに企画し、大学ニーズを踏まえた採用成果を創出した。 ・2025 年度は、伴走型支援について、従来型の伴走支援に加え、企業ニーズに応じた「グローバルチャレンジコース」と「入門編」の 2 コースを本格運用開始し、全国 384 社まで支援を拡充した。加えて、継続取組である国内最大級のオンラインジョブフェアや地域コンソーシアムを強化すると共に、新たに海外大学ディレクトリー作成、大学コネクションデスク開設、Talent for Japan Contest 開催等の取組を企画実施し、企業と高度外国人材・大学との接点を多層的に創出した。 ・2026 年度は、海外からの直接採用支援の更なる強化、インドを中心とした南西アジア・ASEAN との大学連携拡充、より多くの企業への伴走型支援等、高度外国人材の確保・定着を一層推進していく。 (2) 地方における高度外国人材の活躍推進 ・中期計画に基づき、地方における高度外国人材の活躍を通じた中堅・中小企業の海外展開促進と地域活性化を目的に、高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業を推進した。 ・2023 年度は、北海道、東北、中国、九州の 4 地域において経済産業省や経済産業局、経済団体等と連携し、事務局運営を支援することで体制構築を進め、既存の北陸・関西と合わせ全国 6 地域でのコンソーシアムを立ち上げた。各地域で計 14 件の関連イベントを実施し、取組事例の可視化と情報共有を進めた。 ・2024 年度は、6 地域において大学、自治体等との連携を一層強化し、複数県にまたがる広域イベントや企業アンケート、インターンシップ、企業見学会等を計 32 件実施。地域特性に応じた支援ノウハウの蓄積を図った。加えて、山梨県では県独自のコンソーシアム設立を支援し、地域主体の取組を後押しした。 ・2025 年度は、国内大学の英語トラック留学生に着目した就職説明会を初開催し、地方企業と留学生の新たなマッチング機会を創出するなど、対象層の拡大と支援手法の高度化を進めた。 ・2026 年度は、地域コンソーシアムの自走化を見据え、各地域における企業ニーズや課題の掘り起こしを強化し、それに即した支援策を企画・実施することで、各地における持続的な高度外国人材活用の定着を図っていく。 (3) アジア地域における優れた起業家・イノベーション人材等の発掘・獲得 ・アジア地域とのイノベーション協力の推進および国内イノベーション・エコシステムのグローバル化に向け、関係省庁や自治体を実施する人材関連事業・イベントと連携し、独創的なアイデアや技能を有する高度外国人材の発掘・獲得に取り組んだ。 ・ジェトロが実施するオンライン合同企業説明会を活用し、優れ	く、海外直接採用の支援も拡充。インドを中心とした理系大学とのネットワーク強化を実施。高度外国人材定着で地域競争力と成長基盤を持続的に強化促進推進。		
---	---	--	--	--

	た高度外国人材に対して国の高度 IT 人材育成施策や起業家・イノベーション人材向け事業を紹介する機会を提供するとともに、関係機関による取組への参加を促進した。また、自治体が実施する高度外国人材誘致を目的とした説明会について、同説明会への参加者を対象に周知を行い、地域での就業・居住の魅力や支援施策を発信することで、自治体の人材獲得活動を後押しした。 ・これらの取組を通じ、国・自治体の政策施策と民間企業の採用機会を有機的に繋ぐ役割を果たすとともに、高度外国人材に対して日本での多様な活躍の選択肢を提示し、アジア地域を中心とした優秀な起業家・イノベーション人材の新たな発掘・獲得に貢献した。			
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

I－2． 農林水産物・食品の世界市場展開の促進

1． 当事務及び事業に関する基本情報				
I－2	農林水産物・食品の世界市場展開の促進			
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号	
当該項目の重要度、困難度	【重要度高・困難度高】 指標 2-1	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：3886、20988	

2． 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 令和 8年度
指標 2-1 商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたもの（延べ者数）（計画値）	中期目標期間中に5,965件以上	2021 年度の実績 1,000 件	1,100 件	1,200 件	1,300 件	2,365 件	予算額（千円）	8,904,666 千円	9,812,568 千円	10,008,286 千円
（実績値）	－	－	2,843 件	2,805 件	2,840 件		決算額（千円）	10,688,332 千円	9,096,230 千円	8,269,965 千円
（達成度）	－	－	258.5%	233.8%	218.4%		経常費用（千円）	10,539,851 千円	8,827,465 千円	8,115,546 千円
指標 2-2 輸出支援事業者数（延べ者数）（計画値）	中期目標期間中に17,904件以上	2021 年度の実績： 5,239 件	4,250 件	4,250 件	4,250 件	5,154 件	経常利益（千円）	134,684 千円	104,444 千円	201,434 千円
（実績値）	－	－	6,694 件	6,467 件	6,811 件		行政コスト（千円）	10,596,830 千円	8,856,407 千円	8,142,328 千円
（達成度）	－	－	157.5%	152.2%	160.2%		従事人員数	1,944 人の内数	1,963 人の内数	1,982 人の内数

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3． 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
<u>（別添）中期目標、中期計画</u>					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
<定量的指標> ・指標 2-1 商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたもの（延べ者数）：中期目標期間中に5,965件以上。 2023年度に1,100件、2024年度に1,200件、2025年度に1,300件、2026年度に2,365件。	<主要な業務実績> 2. 農林水産物・食品の世界市場展開の促進 ・指標 2-1【重要度高・困難度高】 商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたもの（延べ者数）（以下、新規性・裾野拡大の効果の事業者数という。） 2023 年度：2,843 件 2024 年度：2,805 件 2025 年度：2,840 件 ・指標 2-2	<自己評価> 評価：A 【量的成果の根拠】 定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を達成および達成見込み。 また、以下の質的成果を実現したことも踏まえ、当該項目の評価はAとした。 【質的成果の根拠】	評価		
			<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

・指標 2-2 輸出支援事業者数（延べ者数）：中期目標期間中に17,904 件以上。2023 年度～2025 年度に年間 4,250 件（うち JFOODO は、年度平均 425 件）、2026 年度に 5,154 件(うち JFOODO は、515 件) <定性的指標> ・指標 2-3 「輸出支援プラットフォーム」と連携しつつ、ジェトロは、輸出先における規制等に関する情報収集、情報発信等を十分に行い、事業者の輸出環境の整備等につなげる。 JFOODO は、現地事業者を巻き込み、効果的な消費者向けプロモーションを実施する。 （関連指標：情報収集・発信数、規制対応を含む輸出環境整備の成功事例、ウェブサイト及びSNSのユーザー数、プロモーションに係る現地消費者の認知率、「輸出支援プラットフォーム」との連携状況、認定品目団体及び現地事業者の評価等） ・指標 2-4 認定品目団体、地方自治体、GFP との連携事例を創出する。 （関連指標：認定品目団体との連携の成功事例、地方自治体との連携の成功事例、GFP との連携の成功事例） ・指標 2-5 事業の結果を検証し中長期的な効果測定や取り組むべき新たな課題を把握し、輸出成約に繋げていく。 （関連指標：商談件数、輸出支援事業者数、成約件数（見込含む）、成約金額（見込含む）等） <評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現	輸出支援事業者数（延べ者数）： 2023 年度：6,694 件 2024 年度：6,467 件 2025 年度：6,811 件 ※うち、JFOODO の輸出支援事業者数（延べ者数）： 2023 年度：694 件 2024 年度：571 件 2025 年度：690 件 （関連指標） ・指標 2-3 情報収集・発信数 2023 年度：230 件 2024 年度：260 件 2025 年度：282 件 規制対応を含む輸出環境整備の成功事例： （事例） 2023 年度：（タイ）1 月に「3 月 1 日以降、商工会議所発行の水産物の原産地証明書については、商工会議所が政府により委任を受けている機関であることを記載した政府発行の証明書の添付が必要」との一方的な連絡を受け、事実上 3 月 1 日以降、日本からの水産物の輸入が全面的に止まるところを、在タイ大使館と連携し農業・協同組合省水産局（DOF）に働きかけ、従来どおりの輸入手続きが維持された 2024 年度：（ベトナム）ベトナム輸出支援プラットフォーム協議会のコアメンバー7 社が委員となり、「日本産農林水産物・食品の輸出のための課題検討委員会」を設立。日本産農水産物を輸出するにあたっての課題を洗い出し、事業者からのヒアリングをもとに課題と実態を議論、課題解決に向けた提言案をまとめる活動を実施。 2025 年度：（南アフリカ）在外公館と連携しつつ、南アフリカ政府関係者に対し働きかけを行い、25 年 5 月に酒類製品法改正を実現。現地の輸入・販売規制上、日本酒の分類が新たに追加されることにより、日本酒を輸入・販売できることが明確なルールとして確立。 ウェブサイト及び SNS のユーザー数 2023 年度：86,389,717 人 2024 年度：124,577,669 人 2025 年度：46,101,492 人 プロモーションに係る現地消費者の認知率 2023 年度：実施前 41.2%、実施後 59.2% 2024 年度：実施前 39.8%、実施後 49.2% 2025 年度：実施前 38.7%、実施後 48.4% 「輸出支援プラットフォーム」との連携状況 2023 年度：26 件 2024 年度：62 件 2025 年度：92 件 （事例） 2023 年度：（タイ）（一社）日本青果物輸出促進協議会（以下、日青協）のプロモーション支援の一環として、輸出支援プラットフォーム協力の下、現地での消費者イベントを企画。「子どもが喜ぶ安	（1）国内各地域における輸出事業者の裾野拡大 地方自治体や地方銀行と連携しつつ、商談スキルセミナー(25 年度末までに延べ 63 件実施)や国内商社商談会(25 年度末までに延べ 20 件実施)の輸出初心者向けの取組を組み合わせ、各地域で新たに輸出に取り組む事業者の掘り起こしや既に輸出に取り組む事業者の輸出先多角化を推進。輸出支援プラットフォーム(25 年度末までに 10 国 16 都市に設置)と連携しつつ、海外現地での非日系商流開拓も推進。 （2）海外現地における日本産農林水産物・食品の取り扱いバイヤー等の事業者増大による商流網拡大、消費需要の掘り起こし 将来的な市場拡大が見込まれる国・地域において、国内外事務所が連携しつつ、海外見本市でのジャパン・パビリオン設置や海外現地の輸出商談会等の取組を組み合わせ、新市場開拓を推進。輸出上位国の非日系市場や地方都市においても、認定品目団体と連携しつつ、現地飲食関係者を対象とした日本産食材の普及啓蒙を実施し、中長期的な日本食需要の掘り起こしを推進。 （3）海外現地における社会課題の解決やビジネス環境改善 ALPS 処理水放出の影響を踏まえ、水産物の輸出先多角化に取組み、代替販路開拓を推進。在外公館と連携しつつ、規制緩和の機を捉えた販路拡大、輸出障壁となっている規制の緩和や法制度の改正に向けた取組を推進し、海外現地における日本企業のビジネスチャンスを拡大。 （4）海外現地における日本産農林水産食品のプロモーション 認定品目団体や全国知事会と連携しつつ、現地消費者向けに日本産農林水産物食品のプロモーション(25 年度末までに延べ 30 品目・62 件実施)を実施。日本政府観光局と連携した訪日旅行と食の一体的な認知拡大の取組や、インバウンド観光客を対象にした新事業も試行的に実施。		
--	--	--	--	--

が図られているか。 ＜目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項＞ ①日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映された。 ②日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。 ③日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。 ④日本貿易振興機構の取組によりもたらされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。 ⑤上記①～④を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。	心安全なプレミアムフルーツ」というコンセプトの浸透を図るとともに、バンコク市内の商業施設での消費者イベントを実施。 2024 年度：（フランス）JF00D0 がこれまで和牛プロモーション（レストラン関係者等向け）で協働してきたパリ市立精肉学校 Ecole professionnelle de la boucherie (EPB) や国立精肉専門学校 Ecole Nationale Supérieure des Métiers de la Viande (ENSMV) との関係性を活用し、単発のプロモーションにとどまらない更なる市場形成の取組を実施。フランス精肉学校において、3 回（11 月、1 月、3 月）に渡り、日本産和牛の特別授業を実施し、日本産和牛の toB 教育を実施。特別授業の成果として、学校関係者の食肉仲卸会社が日本産和牛（鹿児島、北海道）の新規取り扱いを開始。 2025 年度：（マレーシア）障壁の高いマレーシア非日系商流開拓に注力。非日系大手小売の責任者・輸入卸業者を高知県や長崎県へ産地派遣。非日系飲食店の責任者も北海道・青森県に派遣。卸・小売・飲食の商流網を一体的に開拓し、大きな具体成果を創出。 ・認定品目団体及び現地事業者の評価等： （認定品目団体の評価事例） 2023 年度：（一社）日本青果物輸出促進協議会（以下、日青協）支援の一環として、2023 年 8 月に台湾・台北市 にて開催された「日台フルーツ夏祭り」への出展を支援。イベントに際し、日青協・JF00D0・現地輸出支援プラットフォームの連名でのプレスリリースを実施。また、当日は日青協会員 5 社の出展支援を実施した他、蔡英文総統（当時）のブース訪問等をアレンジ。結果、12 の 国内外メディアに掲載された他、国内の農水関連会議でも事例で多数取り上げられる等、注目を集めた。日青協からは本件への協力に感謝の意が示された他、会期中支援した 5 社の満足度も 100% を記録。 2024 年度：英国の CPTPP 加入による日本産コメ・コメ加工品の関税撤廃を商機と捉え、（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下、全米輪）と全日本カレー工業協同組合（以下、カレー組合）と連携し、 2024 年 11 月にロンドンで事前マッチング形式での商談会を開催。併催したワークショップでは、5 つ星マイスターによる炊飯実演やおにぎり創作パフォーマンスに加え、米粉を使用したスポンジケーキの調理実演を実施。イベントには、全米輪会員 7 社、カレー組合会員 2 社が参加し、現地卸や小売り、外食関係者等も 46 社 69 人が参加。こうした取組に対し、全米輪から謝意が示された他、イベントに来場した現地事業者の満足度も 97.5% を記録。 2025 年度：カレー組合との連携の下、日本式カレーの導入が進むフランスで学校給食導入に向けた実証事業を実施し、スペイン・オーストリアでは飲食関係者向けにセミナーを実施。カレー組合の加盟事業者から高い評価を受けた。 （現地事業者の評価事例） 2023 年度：世界最大の牛肉消費国である米国への輸出増大に向け、日本産和牛の消費を拡大させるべく、北米地域に 32 店舗を有する高級ステーキチェーンでプロモーションを実施。2023 年度は初めてメニュー開発の段階から店舗と連携して実施。高価格帯のロイン系だけでなく、手の届きやすい非ロイン系の消費を促すべく、気軽な高級体験（カジュアルプレミアム）をコンセプトにメニューを開発。ステーキでなく、タコスやサンド等の料理を、ハッピーアワー等のディナー以外の時間帯にカジュアルな形で提供すると共に、デリバリー需要の開拓 にも着手。11 月に店舗限定（NY 州 2 店舗）で実施したキャンペーンの結果、売上が 前年同期比で 10% 増			
--	--	--	--	--

	加したことを踏まえ、1 月末までに期間延長した上で、全米 31 店舗・トロント 1 店舗へのメニュー提供拡大が初めて実現した。 2024 年度：米国・ロサンゼルス「リトルトーキョー」にて 2 回（11 月、2 月）に渡り、飲食店 11 店舗やレストラン協会、アニメショップ等と連携したキャンペーンを実施。各飲食店が米国の若者に人気の日本食喫食シーンが多く登場するアニメとコラボした特別メニューを提供。新たに日本産食材の取り扱いを開始した店舗は 10 店舗、定番メニューとしての継続販売した店舗は 7 店舗となり、参加した現地飲食店関係者からキャンペーンへの手応えが示された。 2025 年度：英国でディストリビューターおよび外食・中食・小売事業者等を対象に日本産コメのワークショップを実施し、日本産コメを使用した現地メニューを提案。都市部からの波及効果を狙い、2025 年度は地方都市のマンチェスターで実施。現地の飲食事業者から高い評価を受けた。 ・指標 2-4 認定品目団体との連携の成功事例： （事例） 2023 年度：全米輸所有の「日本産米・米関連食品輸出促進統一ロゴマーク」に関して、ウェブサイト（香港・シンガポール）及び SNS（Instagram 香港）にて日本産コメの目印であるとして紹介した。 2024 年度：シンガポールにて、（公社）日本茶業中央会と連携して、「Japan Tea Festival 2024」を開催し、一般消費者や事業者が 300 人超来場した。日本側からは 14 自治体が参加し、商談の他煎茶道の体験イベントや抹茶カフェの試飲等を実施した。 2025 年度：バンコク事務所は、日本養殖魚類輸出推進協会や全米輸との連携・協力を得て、現地のシェフ養成機関の生徒やタイ全土の飲食関係者向けの教育講座を開講。 地方自治体との連携の成功事例： （事例） 2023 年度：栃木県からタイバイヤーを招へいの上、タイ向け輸出商談会を開催したいという要請に基づき、3 月に開催された「とちぎ食品輸出商談会」にタイバイヤーを派遣。さらに商談会の参加者向けに、ジェトロのコーディネーターを講師としたセミナー「タイの日本産食品市場～近年のトレンドと商談のポイント～」を実施した。 2024 年度：欧州最大級の総合食品見本市「SIAL Paris2024」のサイドイベントとして全国知事会と連携した産地 PR イベントを初開催。これまで課題になっていた日本全体での魅力ある産地プロモーションをジェトロが中心となり実現。日本側 14 自治体（宮城、富山、石川、福井、岐阜、三重、滋賀、兵庫、徳島、鳥取、高知、佐賀、宮崎、鹿児島）が参加し、欧州側のインポーター等も 118 人が参加。各自治体が試飲食を通じて地元食材や産地等を PR した。また、JFOOD0 も日本食 PR 映像を制作し、イベント中の放映に加えて、国際ニュース専門テレビ局である Euro News を通じて配信を実施した。 2025 年度：鳥取事務所は、鳥取県からインド関連事業を受託。非日系輸入卸業者 2 社を招聘し、県内水産事業者の裾野拡大を推進。参加事業者がインド向け施設登録申請に向けた検討を開始する等の輸出実現に向けた行動変容を促進した。 GFP との連携の成功事例： （事例） 2023 年度：GFP フラッグシップ輸出産地形成プロジェクト採択地区である新潟県と同県米生産者の香港出張の訪問先のアレンジを			
--	---	--	--	--

	ジェトロ香港で実施。11 月に県の希望により香港で 100 店舗以上の おにぎり屋を展開する現地企業にアポを取得し、新潟県・米生産 者との面談機会を提供した。 2024 年度：道内で輸出に取り組む事業者向けに、シンガポールの 食事情や北海道産食品の潜在性に関する「GFP 北海道輸出セミナ ー」を実施した。 2025 年度：東海 GFP「輸出戦略・計画立案ワークショップ」の場を 活用し、東海地域のフラッグシップ輸出産地や、新たに輸出に取り 組む事業者、また新たな国への輸出を目指す事業者の輸出意欲を喚 起することに成功し、地域の水産事業者による「新輸出大国コンソ ーシアム事業」の新規利用に繋げた。 ・指標 2-5 商談件数 2023 年度：20,238 件 2024 年度：20,978 件 2025 年度：19,027 件 輸出支援事業者数 2023 年度：11,379 者 2024 年度：8,749 者 2025 年度：8,695 者 成約件数（見込む） 2023 年度：15,046 件 2024 年度：16,515 件 2025 年度：14,572 件 成約金額（見込む） 2023 年度：402.7 億円 2024 年度：467.6 億円 2025 年度：532.2 億円 その他の業務実績は以下のとおり。 （1）商流構築支援 ・海外見本市 日本企業の関心が高い欧米やアジア地域で開催される海外の主要 見本市において、ジャパン・パビリオンを設置し、農林水産物・食 品の販路開拓を支援した。 （実施件数） 2023 年度：12 件 2024 年度：12 件 2025 年度：11 件 ・海外商談会 海外への販路開拓を目指す企業や、日本産酒類や食品を取り扱っ ている現地インポーター等の取引先が既にある企業を対象に、海 外現地のバイヤー、飲食店、小売店等をターゲットとした海外商談 会を実施した。 （実施件数（オンラインを含む）） 2023 年度：11 件 2024 年度：9 件 2025 年度：1 件 ・日本産食品サンプルショールーム 海外各国・地域に日本産食品サンプルショールームを設置し、現地			
--	--	--	--	--

	バイヤーを誘致して商品紹介や試飲・試食の提供を随時行うとともに、現地バイヤーとのオンライン商談を実施。各国・地域の市場性に合わせて、見本市への広報出展や試飲試食イベントも実施し、広くバイヤーにアプローチした。 (実施件数) 2023 年度：17 カ国・地域 2024 年度：16 カ国・地域 2025 年度：18 カ国・地域 ・国内商談会 海外への販路開拓・拡大に取り組む国内事業者等と日本産農水産物・食品の調達に意欲的な海外の有望バイヤーとの商流構築を図るため、日本国内で開催される大規模食品見本市の機会等を捉え、海外のバイヤーを招へいし、国内にて食品輸出商談会を実施した。また、招へい期間中には、首都圏での商談会に加え、地方においても当該地域の企業との商談会及び企業視察を実施し、海外バイヤーに地方の新たな日本産農水産物・食品の魅力をアピールするとともに、海外販路開拓に取り組む国内企業の裾野開拓に貢献した。 (実施件数、招へいバイヤー国・地域) 2023 年度：12 件、30 カ国・地域の海外バイヤー 2024 年度：10 件、29 カ国・地域の海外バイヤー 2025 年度：8 件、35 カ国・地域の海外バイヤー (2) 個別企業へのハンズオン支援 ・専門家（輸出プロモーター）が輸出実現に大きな可能性を有する事業者に対し、専門家が有する知見・ネットワークを活用し、事業者の輸出に係る現状とニーズを把握した上で各種指導・アドバイスを実施。海外販路開拓・拡大、継続取引の実現を目指した。実施にあたっては、支援企業が自力で輸出できる体制を構築できるよう、「支援企業の成約創出」を最優先課題として取組んだ。 (支援事業者数) 2023 年度：246 件 2024 年度：194 件 2025 年度：236 件 (3) 輸出の裾野の拡大 ・国内コーディネーターを各地域ブロックに配置して、農政局、地方自治体と連携しつつ、輸出に取り組む意思のある事業者を発掘するためのセミナー等の活動を実施。また、ジェトロ事業への参加に繋げて輸出の裾野拡大に寄与した。 (配置人数) 2023 年度：10 人 2024 年度：10 人 2025 年度：10 人 ・商社マッチング 国内事業者等に海外バイヤーや国内輸出商社との商談機会を提供した。 (実施件数) 2023 年度：11 件 2024 年度：3 件 2025 年度：3 件 ・日本産食品サポーター店制度の認定店舗をはじめとする外食関連産業との連携にも取組んだ。日本産食材の商流の維持・強化に資するため、日本産食材サポーター店、輸入商社等による日本産食材の現地プロモーション支援等を実施した。			
--	---	--	--	--

	(認定店舗数) 2023 年度：5,667 件 2024 年度：5,354 件 2025 年度：3,920 件 (4) 情報発信・提供等 ・輸出に関心のある事業者等に対して、海外マーケットセミナー・品目別セミナーを全国各地（ならびにオンライン）で行い、効率的な輸出の実現に向けて、国別・品目別に必要とされる情報提供を実施した。また、輸出に取り組むに当たり必要なノウハウ・準備等に関する情報を提供するため、商談スキルセミナーを全国各地で開催し、事業者等の能力向上に努めた。 (海外マーケットセミナーの実施件数、参加者数) 2023 年度：8 件、3,263 人 2024 年度：10 件、2,146 人 2025 年度：7 件、1,425 人 (品目別セミナーの実施件数、参加者数) 2023 年度：6 件、1,722 人 2024 年度：3 件、686 人 2025 年度：3 件、691 人 (商談スキルセミナーの実施件数、参加者数) 2023 年度：19 件、510 人 2024 年度：17 件、334 人 2025 年度：27 件、700 人 ・日本の農林水産・食品物の輸出を行う企業や団体向けに情報提供を実施。各社の概要や事業内容を把握した上で現地ならではの市場ニーズを捉えた情報を提供した。 (専門家の設置人数、配置国・地域数) 2023 年度：53 人、24 カ国・地域 2024 年度：56 人、24 カ国・地域 2025 年度：64 人、25 カ国・地域 (ポータルサイト「日本からの輸出に関する制度」での掲載国・地域数・品目数) 2023 年度：12 カ国・地域の 70 品目 2024 年度：12 カ国・地域の 70 品目 2025 年度：17 カ国・地域の 68 品目 (マーケティング基礎情報の掲載国・地域数) 2023 年度：31 カ国・地域 2024 年度：31 カ国・地域 2025 年度：35 カ国・地域 (輸出相談窓口におけるアドバイザー配置数、相談対応件数) 2023 年度：6 人、7,028 件 2024 年度：6 人、7,430 件 2025 年度：6 人、5,689 件 ・相手国の規制や制度により事業者等が現地で不利益や不都合を被っている状況に対して、個別に相手国政府等に働きかける上で必要となる事業者等からの情報収集や、関係省庁への情報共有等も行い、関係機関と連携しながら事業者等が抱える課題の解決に取り組んだ。 (5) 認定品目団体等との連携と「輸出支援プラットフォーム」の設立・運用 ・ジェトロは、認定品目団体からの要望に応じて、自らが持つリソースを活用しながら、団体からの受託業務（例：調査やイベント実施）や、展示会への団体出展のサポートなどを行なった。			
--	---	--	--	--

	（認定品目団体との連携件数） 2023 年度：4 団体 （一社）日本真珠振興会、（一社）日本畜産物輸出促進協会、（一社）全国花き輸出拡大協議会、（一社）日本ほたて貝輸出振興協会 2024 年度：8 団体 （一社）日本真珠振興会、（一社）日本畜産物輸出促進協会、（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会、全日本カレー工業協同組合、（一社）全国花き輸出拡大協議会、（一社）全日本錦鯉振興会、（一社）日本ほたて貝輸出振興協会、（一社）日本養殖魚類輸出振興協会 2025 年度：6 団体 （一社）日本真珠振興会、（一社）日本畜産物輸出促進協会、（一社）全国花き輸出拡大協議会、（一社）全日本錦鯉振興会、（一社）日本養殖魚類輸出振興協会、（一社）日本ほたて貝輸出振興協会 ・日本産農林水産物・食品の有望な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを設置し、農林水産物・食品の輸出拡大にむけた環境整備の取組を実施。主に現地展開している事業者や現地の日本食レストランなどと設ける協議会と協力して、①カントリーレポートの作成、②現地主導でのプロモーションの推進、③現地拠点設ける事業者またこれから現地に進出される事業者への支援、④日本食レストラン等と連携した日本食の普及等を実施。現時点で、10 カ国・地域で計 16 拠点を運用。また、プラットフォーム非設置だが市場として有望な国（カナダ、ブラジル）においても、現地発の商談会やプロモーションを実施した。 （カントリーレポート作成件数） 2023 年度：83 件 2024 年度：85 件 2025 年度：89 件 2-2. 農林水産物・食品の海外におけるプロモーション ・戦略的品目プロモーション 認定品目団体等と密接に協力し、マーケティング戦略の策定を支援し、オールジャパンでの消費者プロモーションの実施を支援した。実施にあたっては、SNS 等デジタルツールを最大限に活用した。オフラインイベント（店舗プロモーション）と連携するとともに、SNS 単体としてジャパンプランドの向上に向けたコンテンツを対象国に対して発信した。 （実施件数） 2023 年度：8 品目 25 件 2024 年度：9 品目 31 件 2025 年度：13 品目 22 件 （認定品目団体との連携件数） 2023 年度：1 団体 （一社）日本青果物輸出促進協議会 2024 年度：4 団体 （一社）日本青果物輸出促進協議会／（一社）日本畜産物輸出促進協会／（一社）日本養殖魚類輸出協会／（一社）全日コメ・コメ関連食品輸出促進協議会 2025 年度：4 団体 （一社）日本青果物輸出促進協議会／（一社）日本畜産物輸出促進協会／全日本カレー工業協同組合／（一社）日本ほたて貝輸出振興協会			
--	---	--	--	--

	【参考：SNS 一覧】		
	品目	対象国	媒体
	【品目別】		
	青果物	香港、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム	Facebook、Instagram
	日本茶	米国、英国、仏国	Instagram
	水産物	米国、台湾	Facebook、Instagram
	日本酒	米国、香港、英国、仏国、中国	Facebook 、 Instagram 、 WeChat、RED
	焼酎	米国	Instagram
	品目横断	香港、米国	Facebook、Instagram
	和牛	米国、英国、仏国	YouTube、Instagram
	加工食品	シンガポール、ベトナム、タイ	YouTube、Instagram
	カレー	米国	Instagram
	【食文化発信】		
	TOJ	米国、台湾、香港、仏国等	Facebook、Instagram
	インバウンド	米国	Facebook、Instagram
	- 日本食材サポーター店を通じたプロモーション サポーター店として認定制度で登録された海外のレストランや小売店を通じて、日本食・食文化のプロモーションを行った。延べ 34 カ国・地域で開催した。 （実施国・地域、都市） 2023 年度：12 カ国・地域 17 都市 2024 年度：11 カ国・地域 12 都市 2025 年度：11 カ国・地域 14 都市 - インバウンド事業 訪日観光客を対象に、日本食・食文化の魅力の発信を行った。 訪日観光客のカスタマージャーニーを旅マエ・ナカ・アトに大きく分け、2023 年度は旅ナカ（主に国内の国際空港）、2024 年度は旅マエと旅アト（米国 LA、NY、ダラス）、2025 年度は旅ナカ（青森、長野、三重）でプロモーションを実施した。 （実施国・地域、都市） 2023 年度：国内 6 都市 2024 年度：海外 1 カ国 3 都市 2025 年度：国内 3 都市 - 食アニメ事業 食と IP のシナジー創出に向けた実証事業を実施した。2023 年度はプレコンソーシアムを形成。米国で開催されたアニメイベントでの IP とコラボレーションしてブース出展をした。また 2024 年度はLAのリトルトーキョー内の飲食店等とのコラボレーションによる実証事業を行った。さらに 2025 年度については、IP を使った観光戦略を展開している自治体が増えていることから、インバウンド×食×アニメを連携させた事業を実施した。		

	(実施国・地域、都市) 2023 年度：海外 1 カ国 1 都市 2024 年度：海外 1 カ国 1 都市 2025 年度：国内 1 都市 ・政策対応 国際会議等トップセールスの機会を活用したプロモーション 国連総会等の国際会議の機会を活用したレセプション等を通して、各国の要人やインフルエンサー等を対象としたイベントを計 14 回開催し、日本食・食文化の魅力の発信を行った。 (実施件数) 2023 年度：5 件 2024 年度：4 件 2025 年度：5 件			
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

I－3． 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援

1．当事務及び事業に関する基本情報				
I－3	中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援			
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号	
当該項目の重要度、困難度	【重要度高・困難度高】 指標 3-1	関連する政策評価・行政事業レビュ	行政事業レビューシート番号 経済産業省：3886、20988	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
指標 3-1 輸出・投資等の海外展開成功件数（見込む） （計画値）	中期目標期間中に 59,303 件以上	2019～2021 年度の当初予算における支援社数（ユニーク社数）1 社あたりの海外展開成功件数	12,000 件	14,402 件	15,785 件	17,116 件	予算額（千円）	17,339,423 千円	19,096,949 千円	21,974,350 千円	
（実績値）	－	－	16,283 件	17,729 件	20,127 件		決算額（千円）	13,279,428 千円	12,264,285 千円	13,723,047 千円	
（達成度）	－	－	135.7%	123.1%	127.5%		経常費用（千円）	13,096,811 千円	11,736,019 千円	13,441,879 千円	
指標 3-2 輸出・投資等の年度当たりの海外展開支援社数（ユニーク社数）の合計（延べ社数）（計画値）	中期目標期間中に 17,469 社以上	2019～2021 年度の当初予算における支援社数（ユニーク社数）の年平均値社数	4,000 社	4,251 社	4,218 社	5,000 社	経常利益（千円）	58,264 千円	40,142 千円	256,446 千円	
（実績値）	－	－	6,153 社	6,027 社	6,563 社		行政コスト（千円）	13,186,244 千円	11,790,738 千円	13,497,339 千円	
（達成度）	－	－	153.8%	141.8%	155.5%		従事人員数	1,944 人の内数	1,963 人の内数	1,982 人の内数	

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
<u>（別添）中期目標、中期計画</u>					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		（見込評価）	（期間実績評価）
<定量的指標> ・指標 3-1 輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）：中期目標期間中に59,303件以上。2023年度に12,000件、2024年度に14,402件、2025年度に15,785件、2026年度に17,116件 ・指標 3-2 輸出・投資等の年度当たりの海外	<主要な業務実績> 3. 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援 ・指標 3-1【重要度高・困難度高】 輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む） 2023 年度：16,283 件 2024 年度：17,729 件 2025 年度：20,127 件 ・指標 3-2 輸出・投資等の年度当たりの海外展開支援社数（ユニーク社数）の合計（延べ社数）	<自己評価> 評価：A 【量的成果の根拠】 定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を達成および達成見込み。 また、以下の質的成果を実現したことも踏まえ、当該項目の評価はAとした。 【質的成果の根拠】		評価	評価
				<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>

展開支援社数（ユニーク社数）の合計（延べ社数）：中期目標期間中に 17,469 社以上。2023 年度に 4,000 社、2024 年度に 4,251 社、2025 年度に 4,218 社、2026 年度に 5,000 社。 <定性的指標> - 指標 3-3 技術・意欲を有し（当該企業にとって）新規性ある海外展開にチャレンジする事業者を取り込み、デジタル技術の活用を通じて海外ビジネスに取り組む日本企業の裾野拡大を図る。 （関連指標：新規性ある海外展開にチャレンジする企業数、海外ビジネス未経験企業の事業への参加数、デジタル技術の活用による商談件数） - 指標 3-4 海外市場で勝てる企業を育成する。 （関連指標：海外ビジネスによる売上が伸びた企業や新規性ある海外展開が実現した等の影響や効果があった企業の数、地方企業の海外展開の実現社数） - 指標 3-5 企業の海外展開の自走化に向けた人材育成に取り組む。 （関連指標：体制変化や行動変容が見られた企業の数） - 指標 3-6 公的支援機関、民間支援事業者等と連携して海外展開を推進する。 （関連指標：連携支援件数及び成功件数、連携の改善や試行的取組等の実施状況） - 指標 3-7 中長期的な視点での海外展開の実現に向けた支援を行う。 （関連指標：海外進出支援件数（進出企業のフォローアップ含む）及び成功件数、難易度が高いもののポテンシャルが大きい市場の販路開拓・販路拡大に至った企業の数） <評価の視点> - 定量的指標を達成しているか。 - 上述のアウトカムの実現が図られているか。 <目標水準を上回る質的成果と	2023 年度：6,153 社 2024 年度：6,027 社 2025 年度：6,563 社 （関連指標） - 指標 3-3 新規性ある海外展開にチャレンジする企業数 2023 年度：4,000 社 2024 年度：4,321 社 2025 年度：4,176 社 海外ビジネス未経験企業の事業への参加数 2023 年度：1,906 件 2024 年度：1,670 件 2025 年度：877 件 デジタル技術の活用による商談件数 2023 年度：13,103 件 2024 年度：9,530 件 2025 年度：9,896 件 - 指標 3-4 海外ビジネスによる売上が伸びた企業や新規性ある海外展開が実現した等の影響や効果があった企業の数 2023 年度：2,072 社 2024 年度：1,966 社 2025 年度：2,103 社 地方企業の海外展開の実現社数 2023 年度：2,637 社 2024 年度：2,173 社 2025 年度：2,356 社 - 指標 3-5 体制変化や行動変容が見られた企業の数 2023 年度：1,642 社 2024 年度：1,598 社 2025 年度：1,846 社 - 指標 3-6 連携支援件数及び成功件数、連携の改善や試行的取組等の実施状況 2023 年度：133 件 2024 年度：178 件 2025 年度：197 件 - 指標 3-7 海外進出支援件数（進出企業のフォローアップ含む） 2023 年度：92 件 2024 年度：90 件 2025 年度：120 件 海外進出成功件数（進出企業のフォローアップ含む） 2023 年度：527 件 2024 年度：1,057 件 2025 年度：1,674 件 難易度が高いもののポテンシャルが大きい市場の販路開拓・販路拡大に至った企業の数 2023 年度：327 社 2024 年度：409 社 2025 年度：1,222 社	（１）新規輸出 1 万者支援プログラムを推進し、輸出の裾野を拡大 政府は、2030 年までに中堅・中小企業の輸出および海外現地法人売上高を 35.5 兆円へと拡大する目標を設定。その実現に向け、中小企業等の輸出未経験・経験の浅い事業者を対象に、新たに 1 万者の輸出実現を目指す政府の重点プロジェクトである「新規輸出 1 万者支援プログラム」を主導。関係機関との役割分担や連携体制の構築、全国での発掘・啓発、商談機会や海外展開支援策の拡充を一体的に推進し、新規輸出 1 万者支援プログラム登録者数は約 2 万 7 千者（26 年 3 月末時点）であり、輸出事業者の裾野拡大に貢献。登録事業者数の着実な増加に加え、企業ニーズに応じた支援メニューの提案により、輸出実現事業者の着実な拡大に貢献した。 （２）デジタルを軸とした海外展開基盤の整備 Amazon 等外資系プラットフォーマーとの連携による初心者向け支援の実施、Japan Street を核とした商談創出や自治体・業界団体とのデータ連携、ASEAN 市場向け越境 EC 支援や SNS を通したファンコミュニティ形成から BtoB 販路拡大支援等の取組を推進。デジタル活用による海外販路開拓支援を高度化し、中小企業の輸出挑戦を後押しするとともに、日本企業の海外展開基盤の強化と裾野拡大に貢献。Japan Street は、2022 年度と比較して、日本企業登録数は地方を中心に約 2.6 倍の約 1.1 万社（商品数約 8.7 万点）、海外バイヤー登録数は世界 123 カ国・地域より約 3.5 倍の約 7,100 人に拡大。加えて、25 年度米国の追加関税等、越境 EC に取り組む企業を取り巻く外部環境が厳しさを増す中でも、米英での JapanStore 事業では過年度を上回る売上総額約 150 億円を達成。 （３）海外ビジネス人材の育成強化 海外ビジネス人材育成塾プラスやフォローアップ等新たな取組に加え、展示会参加型や地域連携支援を展開し、内容の充実と実践機会の創出を図り、中小企業の輸出実現を後押しした。研修から商談成約や継続取引につながる実践的支援まで切れ目なく支援し、企業の自走化と海外展開力向上に貢献した。延べ 59 コース開講、修了者 898 人。 （４）フロンティア市場の開拓と政策ニーズへの対応 有力見本市への出展やミッション派遣等を通じて、アフリカ、中央アジア、ASEAN 等のフロンティア市場でのビジネス基盤構築や具体的なビジネス創出を支援。また、新興国市場の成長を的確に捉え、専門機関、業界団体と連携した専門家による個別相談や海外見本市への出展等を通じて、バイオ、ヘルスケア、製造業 DX、ICT 等の高難度分野における海外展開を支援。TICAD9 では新機軸として、日本企業と連携し、ソフトパワーの活		
--	---	--	--	--

して評価の際に特に考慮する事項＞ ①日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映された。 ②日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。 ③日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。 ④日本貿易振興機構の取組によりもたらされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。 ⑤上記①～④を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。	(1)デジタル技術の活用による裾野拡大 (Japan Street) ・ジェトロが運営する招待バイヤー専用のオンライン BtoB マッチングプラットフォーム「Japan Street」は、2022 年度と比較して、日本企業登録数は地方を中心に約 2.6 倍の約 1.1 万社（商品数約 8.7 万点）、海外バイヤー登録数は世界 123 カ国・地域より約 3.5 倍の約 7,100 人に拡大。常時の海外バイヤーへの商品紹介とデジタル技術を活用した日本企業の商談支援を実施。 ・日本の商品を中国市場で紹介する、中国語のカタログサイト「China Japan Street」では、中国バイヤー向けに、中国最大のメッセージアプリ WeChat を通じて商品情報を発信し、オンライン商談をアレンジしたほか、成長著しいペット用品、アウトドア・スポーツ用品市場等を対象として展示会等でサンプル展示し、リアル・オンライン商談会を実施。 ・オールジャパンでの日本企業の海外展開に係る支援体制構築の実現に向け、自治体や業界団体と商品カタログデータの連携を実現。自治体では、宮城県、島根県、大分県、秋田県と協力し、各県の商品を海外バイヤーに効果的に訴求し、地域企業の輸出拡大を支援した。業界団体では、（一社）日本機械工具工業会、（一社）ペットフード協会、（一社）ペット用品工業会と連携し、各団体の海外見本市出展に合わせたカタログ作成で連携し、各団体傘下企業の効率的な商談獲得を支援した。 (JAPAN MALL) ・日本企業の海外 EC 市場獲得の支援を行う「JAPAN MALL 事業」では、毎年実施国・地域数を拡大し、2025 年度にはフロンティア市場の開拓にも注力した結果、世界 25 カ国・地域で展開。2023 年度から 2025 年度までに、延べ 180 以上の海外 EC 事業者等と連携し、海外の EC サイト及び実店舗にて、日本の食品、化粧品、日用品、生活雑貨など延べ 4,000 社以上の輸出を実現するとともに、海外での販売・プロモーションを支援した。 ・地方の自治体や商工会議所、金融機関等と連携することで、全国 47 都道府県の企業の商品を海外 EC 事業者等へ紹介。海外 EC 事業者等を地方に招聘して国内商談会を実施するとともに、3 自治体（石川県、岡山県、長崎県）からの受託により、各県産品の輸出及び販売・プロモーションも実現した。 ・2023 年度からは、新たな支援スキームとして受益者負担による有料サービスを導入し、延べ約 200 社の商品を対象に、個社商品の個別プロモーションを実施した。 (オンライン展示会) ・2023 年度～2024 年度は、通年型オンライン展示会事業として、200 以上の国・地域をカバーする世界最大級のオンライン BtoB マーケットプレイス Alibaba.com や製造業に特化した VirtualExpo (欧州、中南米、中東、アフリカ等広範にリーチ)、米国小売業界のバイヤーが利用する RangeMe、米国中心に利用が広がる小売業界向けのマーケットプレイス Faire において、計 742 社の出展及び販路開拓を支援し、計 122 社の成約（見込除く）を実現、成約件数（同）は計 694 件となった。 ・2025 年度には、Japan Street に登録された企業・商品データを、オンラインプラットフォームサービスを提供する民間事業者と共有することで、これら民間事業者のサービスへ円滑に取り次ぐ仕組みを構築し運営。データ共有先として 6 社の民間事業者を選定のうえ希望者を募集、計 57 社からの利用申込を受け付け、希望に基づき各民間事業者に取り次いだ。また、Virtual Expo や Faire において、出品する日本企業を対象として、グローバルプラットフォームのチャンネルを基盤とした海外市場向けのマーケティング支援を	用や、水素・再エネ分野のビジネス機会、宇宙・衛星データの活用等によるアフリカ市場開拓の新たな方向性を提案。TICAD や大阪・関西万博等の大型イベントの機会も活用し、日本企業のプレゼンス向上と具体的なビジネス機会の創出を推進した。 （５）コンテンツ分野の海外展開本格化 新たなクールジャパン戦略では、コンテンツ産業を基幹産業と位置付け、2033 年までに海外売上高を 20 兆円へ拡大する目標が掲げられており、コンテンツ産業は政府が定める重点 17 分野の一つにも位置付けられている。こうした政府方針や産業界からの要請を踏まえ、コンテンツ分野の海外展開支援体制の強化を図り、支援基盤を迅速に整備した。海外拠点の新設・拡充、現地情報の発信、ネットワーク構築、プロモーション、業界団体や経団連との連携を通じて、オールジャパンで支援体制を強化し、日本コンテンツの認知拡大と販路開拓、海外売上拡大に向けた取組を着実に推進した。		
---	---	--	--	--

	実施した。 (JAPAN STORE) - 米英 Amazon に日本商品の特集する「JAPAN STORE」を設置し、出品支援に加え、売上の創出および拡大のためのレクチャー、および売上拡大に向けた課題の把握と改善を促す育成型の支援を実施。参加企業は、2023 年度以降、毎年 1,000 社を超え、2025 年度までに延べ 3,739 社を支援。さらに、今中期計画中に、ブランド価値の訴求に重点を置いたマーケティングの実践を促す育成アプローチへのシフトを進めるとともに、Amazon を通じ、これまでの支援を通じて蓄積されたデータや知見、AI ツールの活用を通じて標準化されたフレームワークに基づく再現性ある支援を実現。本事業における売上 100 万円未満の企業の割合は、2023 年度の 59%から 2024 年度には 54%、2025 年度には 47%に減少する一方、売上 500 万円以上を達成した企業の割合は、2023 年度の 22% (131 社) から、2024 年度には 24% (168 社)、2025 年度には 30% (190 社) へと年度を追って増加。2025 年度の米国における追加関税の導入やデミニミス制度の廃止に伴うコスト増加に際しては、越境 EC に取り組む企業を取り巻く外部環境が厳しさを増し、事業継続リスクが高まる状況下においても、参加企業のマーケティング力強化を通じ、過年度を上回る成果を実現した。 (越境 EC) - 越境 EC の販路多角化の有力候補先の一つである ASEAN 市場においては、EC の発展段階や商習慣が大きく異なるターゲット国ごとの特性を踏まえ、日本企業の市場適応力の強化を目的に、2025 年度に複数のアプローチで事業を実施。マレーシア及びタイでは、両国で展開する有力 EC プラットフォームである Shopee に出品する日本企業を対象に、現地通信キャリア系事業者と連携し、ターゲティング広告を活用したマーケティング支援を実施。SNS 主導型の EC が特徴的なカンボジアでは、Facebook を活用した消費者向け販売および SNS マーケティングの実証を行い、同市場特有の購買行動や販促手法を踏まえながら販売を支援。また、ASEAN 越境 EC 販売における初心者向けには、基礎的な知識習得と実践的理解の向上を目的とした育成講座「E-commerce Academy」を企画。市場調査編、マーケティング実践編、戦略立案編と、企業が抱える課題別に異なる講座を開講。これらの取組を通じ、2025 年度に、延べ 142 社の日本企業の ASEAN 越境 EC 販売を支援した。 (ファンコミュニティ) - 海外消費者に焦点を置いた日本製品のマーケティング事業として、2023 年度に、Instagram 上で、北米における日本酒のファンコミュニティ (#SupportSAKE) を開設。日本酒のファン拡大と市場構築・拡大、そして輸出拡大に向け、全国 100 以上の酒蔵や日本の政府系機関、米国の卸売業者、レストラン、小売等、約 200 の法人サポーターを結集し、一体的にプロモーションを実施。 2023 年度には日本産水産物の輸出も企図して、日本酒と日本産水産物を一体的にプロモーションした他、2025 年度は法人サポーター等とともに EC キャンペーンの実施や全米 50 のレストランの協力の下日本酒とのペアリングメニューを開発・提供するレストランウィークの開催、またインスタライブ等を同時多発的に実施し、日本酒ファンの獲得や日本酒を想起し消費を促すムーヴメントを創出した。さらに、米国の EC 事業者、小売、レストラン、インフルエンサーと連携し、統一テーマによるプロモーションを全米で同時多発的に発信するとともに、オフラインイベントも各地で開催した結果、「#Support Sake」のフォロワー数は約 6,400 人に成長。また、日本酒を購入・飲食できる店舗情報を集約したガイドツールを構築			
--	---	--	--	--

	し、約 200 店舗の現地の日本酒取り扱い・販売店を紹介することで、北米における日本酒の販売・消費拡大にも寄与した。 (インバウンド) ・来日するインバウンド客との接点を活用して、日本商品の海外での需要性調査や旅アト購入としての越境 EC に繋げる検証型の取組を実施。鹿児島空港では、2025 年 7 月から 10 月の間、中国人旅行者を対象に、県産酒類を試飲・紹介し、現地での反応を中国 EC での購買行動に結び付ける導線を検証したほか、香川県にて 2025 年 8 月に四国産酒類のインバウンド客への試飲アンケート調査（受容性調査）を実施。これらの取組で得られた知見を、香川、大阪、栃木、宮城など各地のセミナーで紹介するとともに、インバウンド需要を海外市場開拓に向けた「学習と検証の起点」と捉え、客観的なエビデンスに基づく製品改良やマーケットインの海外展開に係る取組を推進した。 (コンテンツ) ・政府及び産業界の要請を受け、2024 年度にコンテンツ産業の海外展開支援拠点を 3 都市（米国・ロサンゼルス、タイ・バンコク、インド・ニューデリー）に設置、2025 年度には新たに 4 拠点（フランス・パリ、中国・上海、韓国・ソウル、ブラジル・サンパウロ）を追加し、コンテンツ専門人材を各拠点に配置して、書籍（漫画含む）、アニメ、ゲーム、映画・映像、音楽の 5 分野を対象に、現地市場・制度情報の収集・発信や相談対応サービス、現地のネットワーク構築、プロモーション・ブランディング等を実施。日本のコンテンツの認知拡大と販路開拓を目的とした海外展示会への広報出展や、海外イベントにおける BtoB ネットワーキング、オンライン商談会等を実施するとともに、ゲーム分野ではグローバルプラットフォームである Steam にて日本特集ページを展開し、出品企業を対象としたオンラインでのプロモーションに加え、海外ゲーム見本市やコミコンにて体験ブースを出展してオフライン・オンラインを組み合わせで支援。また、2025 年度には、経団連と共催で、7 拠点からの現地報告およびコンテンツ業界関係者とのネットワーキングを実施したほか、文化庁や業界団体との連携も深め、米国・ロサンゼルスにおける「ennichi’ 25」の開催など、官民一体となってコンテンツ産業の海外展開を支援した。 (JS-Links、越境 EC パートナー、ビジネスモデル実証事業、エコシステム形成事業) ・海外ビジネスに係るサービスプロバイダーリスト「JS-Links」を通じ、物流会社や保険、決済、通訳、契約、ウェブサイトの構築など、海外ビジネスに係る約 250 のサービスを紹介。また、ジェトロ越境 EC 支援事業パートナーでは、中小企業基盤整備機構と連携し、同機構が有する越境 EC に係る民間サービス提供事業者をジェトロの越境 EC 支援事業の現場に繋げ、日本企業を支援。2025 年度末時点で 57 のパートナーと連携し、日本企業各社の課題に応じた民間サービス提供事業者を紹介するとともに、セミナー等を通じて専門的知見に基づく考え方や実務上のノウハウの普及に取り組んだ。また、中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築及び中堅・中小企業の輸出を支援する民間事業者のサービスの利活用推進を目的として、中堅・中小企業の輸出拡大につなげる民間事業者の取組やビジネスモデル構築を計 19 件支援した。 (2) 海外市場で勝てる企業を育成 ・海外ビジネスに取り組む日本企業の段階に応じた課題に着目し、適切な情報やツールを提供することで課題を克服し、継続的かつ自立的に海外販路を開拓できる企業を育成した。既に輸出に取り組んで			
--	---	--	--	--

	いる企業においては、過去の商談成約データ等を活用し、購買意欲の高いバイヤーの誘致や効果的な商談マッチングを行った。輸出経験の浅い企業については、外部専門家を起用して海外展開に係る課題を整理、改善した上で、該当企業の製品群の中から成約率の高いバイヤーとのマッチング等を通じ成約確度を向上させた。ジェトロの支援を受け見本市や商談会に参加する企業に対しては、外部専門家も活用し、市場特性の理解や課題克服、海外展開戦略の策定などを目的とする事前セミナーや個別相談を実施した。これらの取組により、十分な事前準備と課題解決を行った後に商談に臨むことで、海外ビジネス実務能力と商談成約確度を高める。さらに、ジェトロが有する豊富なバイヤー人脈を活かし、精度の高い商談をアレンジした。 ・新輸出大国コンソーシアムの枠組みの下、ジェトロ等の政府系支援機関、商工会議所、自治体、金融機関等の幅広い支援メニューを結集。海外展開を図る中堅・中小企業に対して総合的支援を開始し、ジェトロがその事務局を担当。2023 年度から 2025 年度までの 3 年間で全国の中堅・中小企業 2,558 社（延べ）に対し、海外ビジネスに精通した国別・産業別専門家 836 人（延べ）が支援した。 ・中期計画に掲げる「海外市場で勝てる企業の育成」を実現するため、海外展開に意欲を有しながらも人材や情報が不足しがちな中小企業に着目し、取組段階に応じた人材育成支援を継続的に実施してきた。2023 年度には、商談準備講座や現地法人経営講座に加え、継続受注や取引拡大といった次の成長段階に対応する交渉力強化講座を新設するなど、事業内容の高度化を図った。これらの成果や修了者の輸出実績をフォローアップ調査により検証し、輸出規模の拡大や自走化に一定の効果があることを確認した。こうした結果を踏まえ、2024 年度には展示会出展を組み合わせた実践型研修を導入するなど、成果創出に直結する支援へと改善を重ねた。さらに 2025 年度には、地方企業への展開強化を目的に、本部と地方事務所が協業するジョイントコースを導入し、自治体と連携した事前研修やフォローアップ相談を通じて、地域に根差した支援モデルを構築した。これらの PDCA を通じ、育成塾は、地方展開や自治体連携を組み合わせた取組へと発展している。2026 年度は、プレ育成塾の新設や実践型フォローアップの拡充、海外事務所と連携した学習機会の提供により、本モデルの全国的な横展開を図る。 (3) 海外展開の意欲を有する企業への「プッシュ型支援」の推進 ・経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構と連携し「新規輸出 1 万者支援プログラム」に取り組みながら、輸出意欲を持つ中堅・中小企業を裾野広く発掘し、同プログラム登録企業に対して行う個別コンサルティングを通じて、ジェトロや支援機関の海外展開支援策の活用を働きかける「プッシュ型支援」を実施。また、日本商工会議所と連携し、全国で新規輸出 1 万者支援プログラムセミナーを開催するなど、商工会議所との連携を通じて全国の中堅・中小企業の発掘活動を実施し、2026 年 3 月末時点で登録者数は約 2 万 7 千者。 ・海外見本市出展や商談会開催に際しては、対象産業の業界団体等との間で、事業ニーズのヒアリングや有望企業の紹介、広報協力、事業説明機会を持つなど相互連携を行い、新たな顧客企業の裾野開拓に繋げた。事業対象産業の選定では、政府や業界が中長期的な海外展開戦略・ビジョンを策定しているヘルスケア、テキスタイル、化粧品、環境分野等を対象とした。テキスタイル分野では欧州の有力見本市「ミラノ・ウニカ」に、化粧品分野においては「コスモプロフ・アジア」にジャパン・パビリオンを継続して出展するなど、政策・業界ニーズと親和性の高い分野を選定し、政府・業界の中長期的な海外展開戦略と連動した支援を実現するとともに、日本企業の海外市場における参入機会を捉え、見本市出展の事前・事後サポートを含む複合的支援で販路開拓を実現させた。			
--	---	--	--	--

	- ヘルスケア分野においては、バイオ分野として世界最大のカンファレンス「BIO International」への出展支援に加えて、経済産業省や業界団体と連携し、サイドイベントとして欧米の大手製薬ファーマや VC 等とのネットワーキングイベントを開催し、バイオスタートアップの海外展開を支援。医療機器分野では業界団体と連携して従来型の医療機器だけでなく、デジタルヘルス分野の企業を発掘、同分野における世界有数の展示会である「MEDICA」、「Arab Health」（2025 年度から「World Health Expo Dubai（WHX）」に改称）にスタートアップエリアを設置し、出展を支援。 - 機械・環境分野では ASEAN 市場における製造業のデジタル化・省人化ニーズを見据え、「METALEX」（2024 年～2025 年度）、「MTA Vietnam」（2025 年～2026 年度（予定））に製造業 DX をテーマとした特設ブースを新設し、現地ローカル企業の生産性向上を通じて現地政府との関係強化にも繋げている。 - 日本の各地域の特性やニーズ、課題を踏まえ、国内事務所の発意と創意工夫により、地域の中堅・中小企業のグループ単位での海外展開の取組を支援し、日本の地方経済活性化に貢献した。2025 年度は全国で 30 案件を実施。複数の県の事業者が参加する広域案件にて、デザイン・工芸品分野において岩手・山形を中心とした東北 6 事務所（青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島）が連携する初の取組として「地域貢献プロジェクト：TOHOKU CRAFT JOURNEY～北欧・欧州デザイン市場から学ぶ海外マーケティング支援プログラム（クラフト製品）～」を実施した。セミナー、メンタリング、バイヤー招へいによる個別訪問・商談会を一体的に実施し、都道府県域を超えた事業者支援を展開した結果、商談 66 件、成約 46 件（見込含む）の成果を創出した。引き続き地域の関係機関と連携し、地域の中堅・中小企業のニーズに根差した海外展開の取組を支援することを通して、地方創生に貢献していく。 (4) 中長期的な視点での海外展開支援 - 難易度の高い市場の開拓については、我が国企業の輸出や投資が依然少なく、現地の社会課題や 需要に対し日本企業の強みを活かすことができる地域・国を対象とし、企業支援を実施した。具体的には、現地政府や他機関（JAXA）と連携したカンボジア・イノベーション・ネットワーキング事業では 2023 年度～2025 年度の 3 カ年度にわたり現地でシンポジウムを実施し、カンボジア政府に日本企業のカーボンクレジット等グリーンビジネスに係る技術・取組やビジネス環境整備への要望を直接インプットした結果、環境省内に日本企業のビジネス展開を支援する「ジャパンドesk」を設置することに繋がった。 - 第 9 回アフリカ開発会議（TICAD9）のテーマ別イベントとして、展示会およびセミナー等を組み合わせた複合型イベント TBEC(TICAD Business Expo & Conference)を開催した。アフリカ各国の元首・政府高官・企業関係者を対象に、日本企業の製品・技術力を効果的にアピールするとともに、関連情報の発信を組み合わせることで、アフリカ未経験の日本企業に対して、アフリカビジネスへの関心を一段と引き上げた。また、ポップカルチャーおよびイノベーションといった、アフリカビジネスにおける「新たな要素」に焦点を当てたテーマ展示を実施し、従来分野にとらわれないビジネス機会の可能性を訴求した。これら両テーマについては、TICAD9 を契機として事業化に向けた検討を具体化し、実案件創出を目指した取組を開始するなど、将来的な成果に繋がる基盤を築いた。 - アフリカ市場への進出を目指す日本企業に対する個別支援として、「アフリカビジネスデスク（ABD）」を実施した。日本企業の関心が高い 17 カ国に現地コーディネーターを配置し、市場・制度等に関する情報提供に加え、現地パートナー候補企業のリスタートアップや商談アレンジを行うことで、具体的な成約に向けた支援を実施した。			
--	---	--	--	--

	また、ABD のマッチング機能をラゴス国際見本市をはじめとする他事業と連携させることで、既存事業における成約率の向上を図った。併せて、アフリカ企業側のニーズに基づくマッチングも支援対象とし、マーケットインおよびプロダクトアウトの双方の観点から案件形成を行うことで、本事業の機能強化と支援の高度化を実現した。 ・高付加価値の産業領域として、ヘルスケア分野やグリーン分野などを事業対象としている。ヘルスケア分野については、日本企業が強みを有し、世界的な医療ニーズの高度化や高齢化等に伴って今後も市場成長が見込まれる付加価値の高い分野である。関係機関や業界団体等とも連携し、規制・市場調査及び情報発信、専門家等による個別相談を実施し、市場参入を後押しした。見本市への出展支援としては、バイオ医薬品分野では、「BIO International」「BIO Europe」、医療機器分野では「MEDICA」、「Arab Health」（2025 年度から「 World Health Expo Dubai（WHX）」に改称）といった有力見本市に継続してジャパン・パビリオンを出展することで日本の製品技術の継続的な認知度向上に繋げるとともに中小企業のビジネス機会を創出し、政府が掲げる「健康・医療戦略」など関連政策にも貢献した。高齢者介護分野では、2023 年から継続して、高齢化の進行によりシニア市場が急拡大する中国の複数都市において「日中高齢者産業交流会」を開催、日中両国共通の社会課題の解決に貢献している。 ・2025 年度には、大阪・関西万博が開催された機会を捉え、ヘルスケア分野の海外バイヤー招へい・展示商談会、国際シンポジウム・ビジネスコンテスト等を複合的に実施し、相乗効果を高めることで、世界各国のヘルスケア分野の関係者との多様な商談機会の提供に繋げた。また、大阪市受託事業を通じて 4 社・5 人のバイヤーを招へいし、26 社の大阪市内事業者への個別訪問ならびに商談を実施。大阪ヘルスケアパビリオン出展企業計 12 社とのビジネス交流を実施。1 月には、大阪市内の事業者を対象とした海外企業とのオンライン商談会を実施し、11 社の海外企業と 34 社の日本企業が計 70 件の商談を行った。成功件数 51 件、成約金額（見込含む）4,681 万円。 ・世界共通の課題であるカーボンニュートラルや循環型経済の実現過程で新たなビジネスの発展が見込まれるグリーン分野については、政府の GX 戦略への貢献も念頭に置きつつ、地域の特性を活かした水・環境分野での商談支援事業（滋賀）や燃料電池分野での国内商談会（大阪）を 2023 年より毎年実施し、海外の有力バイヤーとの商談機会を提供することで、日本企業の同分野でのビジネス拡大を後押しした。 ・フロンティア地域では、エジプトを対象に再生可能エネルギーを対象としたミッションを 2023 年度、2024 年度の 2 年連続で派遣。太陽光、風力それぞれの発電適地としてのポテンシャルを備え、かつ水素・アンモニアの製造輸出拠点としての可能性を有する同国での再エネビジネスへの参入を狙い実施したもの。電力会社のグループ企業は、本ミッションに参加し、エジプトの業界関係者との意見交換を通じネットワークを構築、結果として、UAE の再生可能エネルギー開発企業と IPP の事業会社を合併で設立、エジプト送電公社と 25 年間の売電契約を締結した。 ・既進出日系企業による進出先での販路開拓や調達先の新規発掘・多様化についても、日本企業の強みと現地ニーズが合致する分野においてジャパン・パビリオンを設置し、商談機会を設けてビジネス拡大を促進した。特に急速に成長するインドネシア市場をターゲットとした「Manufacturing Indonesia」、「Manufacturing Surabaya」には 2023 年から継続してジャパン・パビリオンを出展することで、既進出日系企業のビジネス拡大に貢献した。 ・新エネルギー分野においては、EV を中心とする新エネ車分野を中心に現地日系進出部品メーカーと中資系 EV メーカー・部品メーカー			
--	---	--	--	--

	との協業を促進するための商談イベントを 2024 年度から継続して開催。2026 年度からは、タイなど ASEAN の第三国にも本取組を横展開し、同地域に進出する外資系企業と日系 ASEAN 進出部品メーカーとの商談を組成し、日系部品メーカーの現地での販路拡大を支援している。 2025 年度からはグローバルサウス諸国において進出先での課題に対応したエコシステム支援事業を新規で実施し、日系企業のビジネス拡大に貢献した。海外 10 事務所（ブエノスアイレス・メキシコ・ムンバイ・チェンナイ・ジャカルタ・クアラルンプール・コロンボ・ハノイ・ホーチミン・アクラ）において、現地ニーズを踏まえた支援事業を実施した。 - ー日系企業同士の交流会等 7 件 - ー情報発信セミナー等 17 件 - ー商談会 2 件 - ー視察会 1 件			
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

I－4．日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応

1．当事務及び事業に関する基本情報				
I－4	日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応			
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、2、4～10号	
当該項目の重要度、困難度	【重要度高・困難度高】 指標 4-1、指標 4-2	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：3886、20988	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
指標 4-1 企業関係者等 に対し、日本 貿易振興機構 が提供した情 報について、 被提供者（企 業関係者等） 側の目的に照 らした活用の 意向や程度に 関するアンケ ート調査を実 施し、4段階評 価で上位 2 つ の評価を得る 割合 （計画値）	8 割以上	－	80%	80%	80%	80%		予算額（千円）	15,960,719 千円	18,530,618 千円	21,551,671 千円	
（実績値）	－	－	90.4%	91.7%	90.7%			決算額（千円）	13,967,538 千円	15,378,530 千円	16,187,967 千円	
（達成度）	－	－	113.0%	114.6%	113.3%			経常費用（千円）	13,309,811 千円	14,619,676 千円	15,566,725 千円	
指標 4-2 経済産業省の 通商政策等の 立案担当者に 対し、日本貿 易振興機構が 提供した情報 について、被 提供者（経済 産業省の通商 政策等の立案 担当者）側の 目的に照らし た活用の意向 や程度に関す るアンケート 調査を実施	9 割以上	－	80%	80%	80%	90%		経常利益（千円）	479,900 千円	584,407 千円	910,453 千円	

	し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合（計画値）												
	（実績値）	—	—	97.1%	100.0%	100.0%			行政コスト（千円）	13,545,385千円	14,779,901千円	15,729,841千円	
	（達成度）	—	—	121.4%	125.0%	125.0%			従事人員数	1,944人の内数	1,963人の内数	1,982人の内数	
	【以下、アジア経済研究所に係る関連する指標】	—	—	—	—	—							
	講演会・セミナー・国際シンポジウム等の開催件数（計画値）	—	—	—	—	—							
	（実績値）	—	—	50件	62件	58件							
	（達成度）	—	—	—	—	—							
	政策研究対話の実施件数（計画値）	—	—	—	—	—							
	（実績値）	—	—	30件	43件	48件							
	（達成度）	—	—	—	—	—							
	メディア等における取り上げ件数（計画値）	—	—	—	—	—							
	（実績値）	—	—	442件	423件	501件							
	（達成度）	—	—	—	—	—							
	政策研究対話における政策担当者からの評価（計画値）（4段階評価で上位2つの評価を得る割合）	4段階中上位2項目が8割以上	—	80%	80%	80%	80%						
	（実績値）			97.5%	97.4%	98.0%							
	（達成度）			121.9%	121.8%	122.5%							
	誌上、ウェブサイト上又は口頭での論文発表件数（計画値）			—	—	—							
	（実績値）	—	—	545件	514件	569件							
	（達成度）	—	—	—	—	—							
	創出された研究成果の外部評価（業績評価委員会によ	—	—	—	—	—							

	る総合評価） （計画値）												
	（実績値）	—	—	4.8	4.95	4.8							
	（達成度）	—	—	—	—	—							
	国際学会・国際会議等への参加数及び招待講演数 （計画値）	—	—	—	—	—							
	（実績値）	—	—	184 件	210 件	181 件							
	（達成度）	—	—	—	—	—							
	研究所が主催・共催・参画した国際会議等の開催数 （計画値）	—	—	—	—	—							
	（実績値）	—	—	19 件	22 件	23 件							
	（達成度）	—	—	—	—	—							
	実施した学術ネットワーク活動の外部評価（業績評価委員会による総合評価） （計画値）	—	—	—	—	—							
	（実績値）	—	—	本文参照	本文参照	本文参照							
	（達成度）	—	—	—	—	—							
	学術情報・データ蓄積等の発信（掲載）・アクセス件数・ダウンロード件数 （計画値）	—	—	—	—	—							
	（実績値）	—	—	122 万件	243 万件	317 万件							
	（達成度）	—	—	—	—	—							

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
(別添) 中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)
＜定量的指標＞ ・指標 4-1 企業関係者等に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（企業関係者等）側の目的に照らした活用の意向や程度	＜主要な業務実績＞ 4. 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応 ・指標 4-1【重要度高・困難度高】 企業関係者等に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（企業関係者等）側の目的に照らした活用の意向や程度に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得	＜自己評定＞ S 【量的成果の根拠】 定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を概ね達成および達成見込み。	評定		評定	
			＜評定に至った理由＞		＜評定に至った理由＞	
			＜今後の課題＞		＜今後の課題＞	

に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合：8割以上。 ・指標 4-2 経済産業省の通商政策等の立案担当者に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（経済産業省の通商政策等の立案担当者）側の目的に照らした活用の意向や程度に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合：8割以上（2026年度：9割以上）。 ＜定性的指標＞ ・指標 4-3 日本貿易振興機構の調査について、日本貿易振興機構のウェブサイトや国内外のメディア（雑誌、新聞、ウェブサイト、テレビ）等を通じて、企業関係者等に広く発信・リーチする。 （関連指標：調査関連ウェブサイトの閲覧件数、調査成果に係るメディア引用件数） ・指標 4-4 政策担当者及び企業関係者等への日本貿易振興機構の事業や海外情報等に関するブリーフィングに対応する。 （関連指標：ブリーフィング件数） ・指標 4-5 他機関主催のセミナーへの講師派遣や他機関と連携したセミナー開催、参加者数・閲覧件数の多いセミナー開催等、費用対効果が高い形で、企業ニーズを踏まえた情報提供を積極的に行う。 （関連指標：講師派遣を行った他機関主催のセミナー数、他機関と連携したセミナー数、セミナー等での講演における参加者数（動画閲覧件数を含む）） ・指標 4-6 ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた、相手国政府との対話等の枠組みの構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、日本の通商政策や企業活動の円滑化に貢献する。 （関連指標：相手国政府等への協力事業の実施状況、ビジネス環境整備の実施状況）	る割合 2023 年度：90.4% 2024 年度：91.7% 2025 年度：90.7% ・指標 4-2【重要度高・困難度高】 経済産業省の通商政策等の立案担当者に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（経済産業省の通商政策等の立案担当者）側の目的に照らした活用の意向や程度に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合 2023 年度：97.1% 2024 年度：100% 2025 年度：100% （関連指標） ・指標 4-3 調査関連ウェブサイトの閲覧件数 2023 年度：17,539,096 件 2024 年度：18,139,092 件 2025 年度：15,980,807 件 調査成果に係るメディア引用件数 2023 年度：1,895 件（新聞 312 件、全国雑誌 36 件、地方雑誌 5 件、ウェブサイト 1,505 件、テレビ 36 件、ラジオ 1 件） 2024 年度：2,658 件（新聞 650 件、全国雑誌 47 件、地方雑誌 6 件、ウェブサイト 1,838 件、テレビ 117 件、ラジオ 0 件） 2025 年度：1,697 件（新聞 519 件、全国雑誌 25 件、地方雑誌 9 件、ウェブサイト 1,074 件、テレビ 66 件、ラジオ 4 件） ・指標 4-4 ブリーフィング件数 2023 年度：11,136 件 2024 年度：11,172 件 2025 年度：11,604 件 ・指標 4-5 講師派遣を行った他機関主催のセミナー数 2023 年度：152 件 2024 年度：143 件 2025 年度：218 件 他機関と連携したセミナー数 2023 年度：21 件 2024 年度：17 件 2025 年度：64 件 セミナー等での講演における参加者数（動画閲覧件数を含む） 2023 年度：45,064 人 2024 年度：31,984 人 2025 年度：52,042 人 ・指標 4-6 相手国政府等への協力事業の実施状況（詳細は後述） 2023 年度：39 件 2024 年度：30 件 2025 年度：66 件 ビジネス環境整備の実施状況（詳細は後述） 2023 年度：91 件 2024 年度：77 件 2025 年度：118 件 ・指標 4-7 貿易投資相談件数	また、重要度、困難度が高い業務において顕著な質的成果を創出したことも踏まえ、当該項目の評定はSとした。 【質的成果の根拠】 （1）共通課題への対応を含む基盤的な調査・情報収集／発信の着実な取組 海外ネットワークを活かし機動的な調査・分析力を発揮し、揺らぐ国際情勢下で信頼できる情報を発信、企業活動を下支えした。米国関税対応では、政府要請に即応し、米国関税対策本部を設置。緊急ウェビナー、日本企業相談窓口でも信頼できる一次情報を米国をはじめとする全世界の事務所が収集、経済産業省とも密に連携しながら発信した。外部有識者からも信頼できる情報発信が評価され、同省でも情報が活用された。関税を契機とした国際経済秩序の変遷にも各事務所からの情報を随時経営層にインプットし、日系企業実態調査や地域視点セミナーでも最新情報を発信。注目を集めるグローバルサウス、ビジネスと人権、グリーン、経済安保分野でも継続して情報発信を行った。ビジネス短信、貿易白書、進出日系企業調査等日頃からの基礎的情報発信と合わせて、累計5,100万件超のアクセス件数を獲得した。また、政策立案者に対するブリーフィングも実施し政策立案に貢献した。 （2）日本企業の課題解決、ビジネス活動の円滑化 グローバルサウス諸国へのミッション派遣や相手国政府との協力・対話を通じて日本企業の新規市場開拓・ビジネス環境整備を実現。ビジネス環境整備では、相手国政府に対する提言をグローバルサウス中心に280件超実施。カンボジアでは首相直轄枠組を通じて日系企業への追徴課税を撤回。ミャンマーでは日本企業撤退・出資金回収を実現。メキシコでは国税庁との対話の場を設け、海外での企業活動に大きな影響を及ぼしうる懸念・課題等を改善。現地ビジネス環境の改善に貢献した。 （3）経済連携の推進、制度利活用の普及啓発 バングラデシュ経済連携協定の実現に向けた同国政府関係者に対する研修事業への貢献や、将来的な経済連携の可能性を見据えたメルコスール関税同盟に関する経済産業省への関連情報の提供、ウェブサイトでの調査結果の発信、交渉開始に向けた現地政府への情報提供等を実施し、政策実現や経済連携の推進に貢献した。	＜その他事項＞	＜その他事項＞
---	--	---	----------------	----------------

・指標 4-7 貿易投資相談に対応する。 （関連指標：貿易投資相談件数） ・指標 4-8 知的財産権等に関して、海外での 予防的取組等の普及啓発を行う。 （関連指標：予防的取組等の普及 啓発件数） <評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図 られているか。 <目標水準を上回る質的成果と して評価の際に特に考慮する事 項> ①日本貿易振興機構の取組が、政 策や制度、諸外国との政府間協力 の枠組み等に反映された。 ②日本貿易振興機構の取組が、国 内外における社会課題の解決や ビジネス環境の改善等につなが った。 ③日本貿易振興機構の取組が、規 模の大きなプロジェクトの成功 や、他機関・連携先の成果の創出 につながった。 ④日本貿易振興機構の取組によ りもたらされた成果や貢献につ いて、第三者からなる有識者や権 威ある機関等からの高い評価を 得られた。 ⑤上記①～④を実現する過程に おいて、経済・社会情勢等の変化 に応じて、中期目標期間の途中に おいても新たな事業の立上げ・追 加に努めた。	2023 年度：77,594 件 2024 年度：75,117 件 2025 年度：64,150 件 ・指標 4-8 予防的取組等の普及啓発件数 2023 年度：217 件 2024 年度：195 件 2025 年度：240 件 (1) 共通課題への対応を含む基盤的な調査・情報収集／発信の着実 な取組 ・第六期中期計画に基づき、主な内容として、以下の取組を実施 した。 2023年度： ・海外ネットワーク等を活かした調査・分析により、日系企業の 活動への影響が大きい事案の最新動向について迅速に情報収集 を行い、特設ウェブサイトを設置する等して情報発信を強化。 「ESG関連動向」、「米国（バイデン政権）の政策課題」、 「ALPS処理水関連」等のニュース記事を発信した。各種調査等 の結果をセミナーやブリーフィング等を通じて企業関係者等に 広く周知。日本商工会議所や税関等、新たな連携先とのセミナー 共催を通じ、過去にリーチできなかった潜在的な情報ニーズ にも応え、共催機関との連携効果を創出した。また、現地ネッ トワークで把握した最新情報や企業の声、進出日系企業の活動 状況、半導体やエネルギー価格をはじめとする重要な政策テー マに関する各国の政策動向等の情報を政策立案者に提供し、有 益に活用された。 ・「グリーン（脱炭素）」、「ビジネスと人権」、「経済安全保障」への対応等のグローバル共通課題が、日本企業が海外ビジ ネスを行う上で無視できないリスク要因となる中、これらの分 野に係る各国・地域の規制動向等をウェブサイトやセミナーを 通じて広く情報発信した。加えて、これらの課題ごとにユニッ トチームを新設し、地域横断的な調査・発信を行った。グリーン 関連では、水素戦略が加速する主要国を対象に、水素サプラ イチェーンや具体的プロジェクトを分析し、日本企業の参画可 能性を示す特集を実施したほか、EUの炭素国境調整メカニズム （CBAM）を巡り、制度概要や各国・産業界の反応をビジネス短 信で集中的に発信した。さらに、経済安全保障をテーマとした ウェビナーでは、米中対立下の輸出管理規制やサプライチェー ン強靱化について官民・専門家の視点から解説し、実務に直結 するガイドを提供した。加えて、「ビジネスと人権」について は、ILOとの共同調査により人権デューデリジェンスのグッ ドプラクティス事例集と「早わかりガイド」を公開し、企業の 体制構築を支援した。これらの取組は企業実務のみならず、政 策議論やメディア発信にも活用された。 2024年度 ・地政学的緊張の高まりや国際秩序の変化を背景に、日本企業の 事業判断に直結する世界各地の情勢について、調査・分析と迅 速な情報発信を行った。バングラデシュで7～8月に政変が発生 した際には、アジア経済研究所とも連携し、緊急ウェビナーを 開催したほか暫定政権下の政治・治安・経済状況を継続的に発 信した。ウクライナ情勢については、侵攻長期化による各国の 反応や制裁の影響、日系企業への影響を特集として発信すると	(4) 相手国との協力を通じた新たなビジネ ス領域の掘り起こし グローバルサウスを中心にビジネス環境視 察ミッションを派遣。ウルグアイ、ガイア ナ、セルビア、ブルガリアではミッション 派遣が契機となり、日本企業の現地市場参 入成功事例を創出。 (5) 経済的威圧への対応 政策的な重要性に応えるべく、中期計画を 変更した上で、経済的威圧に対応する相談 窓口を設置。早期対策に向けた実施体制を 整え、他国の輸出管理規制強化等について の問合せに対応した。また、特定国による レアアースの輸出規制を受け、調査部にて各 国の企業に与える影響を報告するよう、海外 事務所に依頼したほか、地域分析レポートや ビジネス短信で情報を発信した。 (6) 政府等からの要請に基づく業務の遂行 政府等からの要請に基づくフォーラムの実 施等を通じて、通商戦略上重要なパートナ ー国との関係性構築に貢献した。フォーラ ムは計112回(アジア38回、中東・欧州36 回、北米・中南米19回、アフリカ19回)開 催。ベトナムのチン首相（当時）、バング ラデシュのユヌス首席顧問（当時）とは日 本企業との直接対話の場を実現。インドの モディ首相来日時には経済安保に係るアク シオンプランを公表。岸田首相(当時)のブ ラジル訪問時とブラジルのルーラ大統領訪 日時には経済フォーラムも開催し、経済連 携強化策を合意。サウジアラビアとは毎年 経済フォーラム・ラウンドテーブルを開 催。アフリカでは日アフリカ官民経済フォ ーラムをアビジャンで現地政府と共催。米 国とのグラスルーツ事業では各州知事へ日 本企業の現地への貢献を打ち込み、日米パ ートナーシップ強化を促進した。 (7) 知的財産権の活用・保護支援 侵害発生国政府機関等と連携した真贋判定セ ミナーや政府職員招へい、EC事業者との関係 構築を進めた。また、SNS詐欺広告を含む模 倣品流通の実態調査や注意喚起、ベトナム政 府機関との連携強化、中国の新興ECプラット フォーマーとの意見交換を通じ、オンライン 上を含む知財リスク対策への認識向上を図っ た。国際知的財産保護フォーラム（IIPPF） を軸に模倣品対策を重点的に推進し、ベトナ ムでは取締機関ベトナム国内市場管理・開発 庁（DMS、旧称・市場管理総局）とのMOU締結		
---	--	--	--	--

	ともに、復興を見据えた投資機会に関するセミナーを実施した。加えて、経済安全保障分野では、米中欧の輸出管理や規制動向を中心にニュースレターでの情報発信や政府向けブリーフィング、企業向け対話イベントを展開し、政策形成や企業実務に貢献した。さらに、「ビジネスと人権」「脱炭素化・重要鉱物」「グローバルサウス」「トランプ政権動向」などの重要テーマについても、調査・情報発信、メディア対応等を通じ、多面的かつ実践的な情報提供を行った。 - 一例として 2025 年 1 月に発足した米国新政権の政策見通しや関税政策の動向等が与える影響につき、特設ページやウェビナー開催等を通じて中立的かつ事実ベースで発信した。政権発足直前に在米日系企業を対象に実施した「米国トランプ新政権の政策に関するクイック・アンケート調査」の結果やアジア経済研究所のシミュレーション分析などを用いた関税政策の影響分析等もタイムリーに公表し、企業や政府の情報ニーズに応えた。また、983 件のメディア掲載にも繋がった。 2025年度 - 世界の分断と不確実性が増し、地政学リスクがさらに高まる中、日本企業の海外ビジネス環境の先読みに資する情報の収集と提供に組織全体で取り組んだ。世界各国・地域の経済・貿易見通しや経済安全保障分野を中心とした貿易制限的措置等を調査し、迅速かつ的確に情報発信を行った。特に日本企業のビジネス活動への影響が大きい米国トランプ政権の動向や関税措置などの通商政策の動向については特設ページを設置し、収集・分析した情報を基にビジネス短信や地域・分析レポート等で発信したほか、セミナーやウェビナー等の媒体を通じて適時に幅広く情報発信を行った。米国の相互完全発表直後の 4 月、日米関税合意直後の 8 月には、緊急ウェビナーを開催し、関税措置を懸念する企業向けに実務に即した解説を行った。4 月のウェビナーは参加者が約 8,000 人で歴代最高の視聴者数となった。8 月のウェビナーにも約 3,000 人が参加した。ビジネスと人権については、2025 年 7 月～2026 年 3 月にかけて、海外ビジネスを行う中堅・中小企業を対象に、各社の課題や事業形態に合わせた個別支援、支援企業同士が意見交換できる合同ワークショップを実施し、中小企業 5 社の取組事例創出に貢献した。 - 米国関税や米中対立等の地政学リスクがASEAN各国の政策や産業界に与える影響についての情報収集・分析を強化。地政学リスクを踏まえた日系企業のサプライチェーン戦略や事例（生産移管や流通・生産ネットワークの再編等）を調査・分析し、地域・分析レポート特集を通じて発信した。また、ASEANビジネスに取り組む日本企業を対象に、ASEANの最新動向や企業の対応事例などについて意見交換を実施した。さらに、ロシアやウクライナに進出している日系企業の動向や、ウクライナ情勢に対する各国・地域の見方、現地企業に関する情報を提供した。加えて、中東地域の情勢変化が企業活動や世界の物流に及ぼす影響を中心に調査を行い、ビジネス短信特集等を通じて発信した。 - 世界情勢を踏まえて新たな展開先として注目されるグローバルサウス諸国における商機や市場ニーズ等についても中堅・中小企業やスタートアップの進出事例等も交えて取り纏め、地域・分析レポート特集等で発信した。アフリカについては、TICAD9の機会を捉え、日本企業のアフリカビジネス事例や現地のポップカルチャー産業の動向など多角的な特集を組みビジネス機運の醸成に繋げた。 - この他、大阪・関西万博の機会を捉えて、海外ビジネスの機運醸	を契機に、被害共有から摘発に至る具体的成果を創出。TICAD9ではアフリカ諸国の知財機関との連携を強化し、国際的な知財保護ネットワークの拡充を進める等の取組を通じて現地ビジネス環境の改善を促進した。		
--	---	--	--	--

	成に繋ぐべく、特設ページ等を通じ関連情報を適時に発信した。 (2) 日本企業の課題解決、ビジネス活動の円滑化 ・中小企業等が現地で直面する課題解決のため、海外投資アドバイザーをそれぞれ以下のとおり配置した。 (海外投資アドバイザー配置箇所・人数・相談件数) 2023年度：アジア地域10カ国15カ所・17人 (8, 140件) 2024年度：アジア地域10カ国14カ所・16人 (8, 447件) 2025年度：アジア地域10カ国14カ所・16人 (8, 691件) (法務・労務・税務の外部専門家の配置・相談件数) 2023年度：26事務所 (210件) 2024年度：26事務所 (211件) 2025年度：25事務所 (163件) ・半導体誘致政策、エネルギー価格高騰対策、米国関税対策や欧州CBAM動向等の重要政策に関して、海外ネットワークを駆使して最新情報を収集し、政策立案担当者に提供した。通商政策局等との意見交換（年2回）や各市場課・班レベルとの定期的な交流機会を通じ、ジェトロの調査計画・進捗・結果を説明。経済産業省側の関心事項も聴取しつつ、政策立案に貢献する調査を実施した。また、政府要請に即応し、「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」を全国内外事務所に設置。北米地域等の専門家を配置し、相談対応（主に関税率、原産性の考え方、追加関税の費用負担等）を実施した。加えて、米国関税措置等に関する情報をまとめた特設サイトを開設し（2025年4月）、トランプ政権が発動した関税措置の全容や措置ごとの詳細をまとめ、解説した。さらにアンケート調査や緊急ウェビナー（2025年4月、8月）などの開催を通じて、幅広く情報発信を行った。 (3) 経済連携の推進、制度利活用の普及啓発 ・FTA／EPAの基本情報について「世界のFTAデータベース」のページを通じて情報提供を行うとともに、インド太平洋経済枠組み（IPEF）、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）、RCEP協定等、各種経済連携の動向について調査し、発信した。また、バングラデシュ経済連携協定の実現に向けた、同国政府関係者に対する研修事業への貢献や、将来的な経済連携の可能性を見据えたメルコスール関税同盟に関する経済産業省への関連情報の提供、ウェブサイトでの調査結果の発信、交渉開始に向けた現地政府への情報提供等を実施した。 ・地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に関し、利活用促進を目的としたウェビナーを主催し、職員が登壇した他、各国における企業の活用事例、課題、トラブル情報を収集し、経済産業省へ共有（月1回定例）。特に北東アジアにおけるRCEPに関する制度情報や活用状況につき調査し、情報発信を行った。 ・FTA／EPAを活用している国内企業に対して、活用メリットや課題、社内体制等についてヒアリング調査を実施。調査結果は、レポートとして発信した他、パンフレットを作成し、全国の商工会議所・関連機関・企業等に配布した。 ・EPAに関する企業からの相談については、2024年度～2025年度にて、本部・大阪本部の他、地方の中核都市（北海道、仙台、横浜、名古屋、広島、香川、福岡）計7カ所にアドバイザーを			
--	--	--	--	--

	配置し、対応した。譲許表（関税撤廃・削減スケジュール）、原産地規則の概要、原産品判定に必要な根拠資料の作成等、幅広い内容の相談が寄せられた。税関EPA原産地センター等のEPA相談に関わる関係機関と定期的に情報を共有し連携強化に努めた。 (4) 相手国との協力を通じた新たなビジネス領域の掘り起こし ・海外で水素中心に GX の取組が進む中、米国の進出日系企業が参加する日本水素フォーラム (JH2F) 等、進出日系企業をネットワーク化し、各国で情報交換、事業組成、関係構築を推進。ASEAN、中南米、西バルカン等のグローバルサウス諸国では、ミッション派遣、展示会出展、招へい事業、ビジネスフォーラムを実施。現地政府や公的機関、現地企業とのネットワーキング、政策・制度理解、現場視察を通じて、具体的な協業機会創出に向けた関係構築を推進した。 ・特に水素の先進市場である欧州では、「海外インフラ展開支援事業基金」を活用し、GX 関連分野の主要展示会への出展やミッション派遣を実施した。世界最大級の水素関連展示会等の有力展示会に複数出展し、いずれも出展企業から高評価を得た。また、水素サプライチェーンのポテンシャルの高いオーストラリア、スペイン、英国にミッションを派遣し、関連施設の視察、関係政府機関・関連企業との関係構築を実現した。 (5) 経済的威圧への対応 ・2023年：G7貿易大臣声明や自民党提言等において経済的威圧への対応の必要性が言及されたことを受け、政策的な重要性に応えるべく、中期計画を変更した上で、経済的威圧に関する相談窓口を設置し、早期対策の実施体制を整えた。 ・2024年：経済的威圧に係る相談窓口において、他国の輸出管理規制強化等についての問合せに対応（10件）。具体的な対応を要する経済的威圧の事象は確認されなかった。 ・2025年：経済的威圧に係る相談窓口において、他国の輸出管理規制強化等についての問合せに対応（47件）。また、レアアースの輸出規制を受け、調査部にて、各国の企業に与える影響を報告するよう、海外事務所に依頼したほか、地域分析レポートやビジネス短信で情報を発信した。 (6) 政府等からの要請に基づく業務の遂行・海外要人の来日や、首相・大臣の海外往訪の機会を捉え、相手国との関係強化を企図したセミナーやビジネスフォーラムを国内外で開催。 【開催実績】 2023年：35回 2024年：37回 2025年：40回 ・ウクライナではビジネス復興を支援する取組を実施。2025 年 8 月には、国内で日ウクライナ経済復興推進フォーラムを開催。 ・米国との連携強化を目的に、州知事等要人に対して日本企業による米国経済への貢献を積極的に発信。日本企業が抱える課題を共有し、日本企業のビジネス環境改善を図った。また、日本企業の対米投資を促進するため、各州へミッションを派遣した。このほか、州知事の訪日機会を捉えた対米投資促進セミナーを実施。米国以外の国々に対しても、各国政府機関や在京大使館等の要望を踏まえ、各国の経済産業状況等の理解と関心を深めるセミナーの開催などを通じ、日本企業			
--	---	--	--	--

	の活動による各国への貢献や日本とのビジネス関係に関する情報を積極的に発信した。 【ミッション派遣実績】 2023年：6回 2024年：11回 2025年：14回 ・「日ASEAN経済共創ビジョン」を策定するにあたり、経済産業省と共にプロジェクトの事務局を運営した他、「第3回日ASEANビジネスウィーク」（2023年6月5日～9日、オンライン／東京）、「日ASEAN経済共創フォーラム」（2023年12月16日、東京）等を経済産業省と共催、日ASEAN特別首脳会議（2023年12月16日～18日）の開催に合わせ、各国首相（タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア等）が登壇する投資セミナー等を各国政府と共催した。 ・ASEANの設立経緯や三本柱（政治・安全保障、経済、社会・文化）による統合の枠組みを整理するとともに、ASEAN経済共同体（AEC）の概要と目的をまとめた。また、加盟各国の基礎的経済指標や関連レポートの作成を通じて域内経済の全体像を把握し、ASEANへの事業展開の上で基盤となる情報を取りまとめてウェブサイト上で発信した。 ・中東諸国との関係強化を目指す取組の一環として、日本・サウジアラビア間では「日・サウジ・ビジョン 2030」に沿ってビジネスフォーラムや投資セミナー等を開催し、二国間の経済関係強化に貢献した。 ・アフリカとは「アフリカ開発会議（TICAD）」や大阪・関西万博の機会を捉え、要人セミナーを3カ年で計19回開催した。 ・インドの主要産業別投資環境の調査や、進出日系企業へのヒアリングを通じた企業活動の実態や投資環境につき、情報収集を行いウェブサイト上で発信した。 ・2025年8月29日に日印首脳会談が開催され、今後10年での対印民間投資目標を新たに10兆円と設定。この機を捉え、ジェットロ、インド工業連盟（CII）、インド日本商工会（JCCII）が経済安全保障分野での協力に関して日印両政府に提言を行った。 ・日ベトナム経済連携協定に基づくベトナム裾野産業育成支援を目的とした部品調達展示会、日モンゴルEPAの推進を目的としたモンゴルのビジネス環境を視察するミッション、日インドネシアEPAの見直し交渉等に基づいた現地人材育成支援事業等、EPAで約された各種事業を実施し、日本企業の現地ビジネス活動円滑化及び相手国政府との関係強化に努めた。 ・「海外サプライチェーン多元化等支援事業」「海外サプライチェーン多元化支援事業」「デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業」の事務局業務を受託し、2023年度以降、総計129件の案件管理を行った。またグローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 ASEAN加盟国）の事務局業務を受託し、2024年度以降、総計20件の案件管理を行った。 ・開発途上国の特産品を成田・関西空港にて紹介する「一村一品マーケット事業」を実施。ブルキナファソやガーナの大使が来訪し、事業に対する理解を深めるとともに、製品の紹介や日本市場への参入機会を提供していることに対して評価と謝辞のコメントが寄せられた。 ・大阪本部では大阪・関西万博に際して以下の事業・取組を実施。 <万博会期前> 1. 「大阪海外ビジネスワンストップ窓口」の開設			
--	--	--	--	--

	・万博会期に向けた海外ミッション等の大阪訪問の増加を見据え、2024 年 4 月に相談窓口を開設。 2. 大阪・関西万博の PR（機運醸成） ・組織全体で万博に向けた取組を推進。国内外で重層的に機運醸成と情報発信を実施し、内外関係者の万博への関心を喚起。大阪本部でも海外展示会、ウェビナー、海外からの来阪者への PR 等を行った。 3. 商談機会創出準備 ・大阪市受託事業「ドバイ国際博覧会の情報・ネットワークを活かした大阪・関西万博でのビジネス機会の創出準備業務（日用品）」：大阪市企業を対象に海外バイヤーとの商談会や招聘によるフィードバック、インプットセミナーに参画する機会を提供（2024 年 8 月～12 月）。 4. 大阪商工会議所との MOU 締結 ・ジェトロと大阪商工会議所は大阪・関西万博を見据え、より一層の地域経済活性化に向けた包括連携協定を締結（2024 年 11 月 29 日）。 <万博会期中> 1. 「大阪海外ビジネスワンストップ窓口」の運営 ・開催地である大阪・関西と参加国のビジネス交流を促進。海外公的機関からのビジネスイベント・視察等に関する相談を構成団体（大阪府、大阪市、大商、関経連、関西経済同友会、近経局、大阪産業局、中小機構近畿本部、ジェトロ大阪本部）が一丸となってサポート。 2. 地方への展開（地方事務所との連携） ・ブラジル・ミナスジェライス州ミッションに対し、和歌山県と連携してテキスタイル関連企業を視察アレンジ。ラトビアミッションへは視察先として徳島県企業の視察をアレンジ。 3. 情報発信 ・ビジネス短信での情報発信：各国・地域のビジネイベントの様子を報告するビジネス短信執筆・情報発信件数：46 件（大阪本部） ・メディアからの問い合わせ対応と情報発信：メディア対応件数：20 件。国内外メディアを通じて万博を契機としたビジネスイベントについて紹介。 <会期後> ・今後の万博開催に向けた機運醸成・準備の実施 今後開催予定の万博の利活用促進に向け 2026 年 2 月 12 日に「ベオグラード万博 2027 セミナー」を開催。同万博の機運醸成に向けて大阪本部が企画・実施。 （7）知的財産権の活用・保護支援 ・特許庁および経済産業省との連携の下、知的財産権の取得・保護・活用を通じた日本企業の円滑な海外展開支援に取り組んできた。2023～2024 年度は、海外知財担当駐在員ネットワークを活用し、各国の知財制度や最新動向についてタイムリーな情報提供を行うとともに、日系企業の情報交換グループ（IPG）を通じた情報共有や政府機関等との意見交換、模倣品・営業秘密対策に関するセミナーを実施した。			
--	---	--	--	--

	加えて、2023 年度は中小企業等による外国出願や中間応答に係る費用助成を通じ、海外での権利取得を支援するとともに、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）事務局として定例会合や分科会を開催し、企業間の実務的な模倣品対策の知見共有を促進した。侵害発生国政府機関等と連携した真贋判定セミナーや政府職員招へい、EC 事業者との関係構築も進めた。 2024 年度は、SNS 詐欺広告を含む模倣品流通の実態調査や注意喚起、ベトナム政府機関との連携強化、中国の新興 EC プラットフォーマーとの意見交換を通じ、オンライン上を含む知財リスク対策への認識向上を図った。 2025 年度には、IIPPF を軸に模倣品対策を重点的に推進し、ベトナムでは取締機関である国内市場管理・開発庁（DMS、旧称・市場管理総局）との MOU 締結を契機に、被害共有から摘発に至る具体的成果を創出した。また、TICAD9 を通じてアフリカ諸国の知財機関との連携を強化し、国際的な知財保護ネットワークの拡充を進めた。 2026 年度は、AI を用いた新たな知財侵害への対応、DMS および EC プラットフォーマーとの連携強化、誘導型詐欺広告対策や知財価値の啓発を通じ、実務支援と制度的連携の両面から海外ビジネス環境の改善を図っていく。 ・海外展開時における知的財産権侵害の未然防止を目的として、企業の予防的取組を促す情報発信・普及啓発に重点的に取り組んできた。 2023年度は、特にスタートアップ企業を対象に、海外およびオンライン上での知財侵害リスクや知財保護の重要性について、セミナー等を通じた啓発活動を実施し、早期段階からの意識醸成を図った。 2024年度は、新規輸出1万者支援事業登録企業を対象に、同様の普及啓発を展開し、海外展開を志向する幅広い層への知財リスク認識の浸透を進めた。 さらに2025年度には、新たな取組として初心者向けの「模倣品対策塾」を初開催し、海外模倣品対策の基礎や税関差止申立て、海外ECでの削除申請といった実務的テーマに関し体系的に情報提供を実施。延べ1,000人超が参加し、高い満足を得るとともに、模倣品対策に取り組む企業の裾野拡大という具体的成果につながった。これらの取組を通じ、企業の予防的な知財対応力の底上げを着実に進めている。 ・（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）等の関係機関と連携し、日本企業の知的財産に関する相談窓口機能の強化に取り組んできた。特許庁、INPIT、ジェトロが連携し実施したセミナーを通じ、輸出実務、海外展開に伴う知財のポイント、知財関連補助金等を一体的に情報提供するとともに、専門家による個別相談の機会を設け、企業の多様な知財課題に対応した支援を実施した。また、海外展開時のブランド戦略や知財リスクに関する理解促進を図り、希望企業にはINPIT専門窓口による継続的な知財支援へとつなげる体制を構築した。これらの取組により、関係機関の強みを活かした役割分担と連携が進み、企業にとって利便性の高い知財相談・支援体制の充実という成果を上げている。			
【アジア経済研究所に係る評価軸及び関連する指標】 評価軸（1） 効率的・効果的なアウトリーチ活動によって研究成果が適切に還	4-2. アジア地域等の調査研究活動 <主要な業務実績> 評価軸（1） 【評価指標①】研究成果の効率的・効果的なアウトリーチ活動の実施	【質的成果の根拠】 重要性を増した「経済安全保障」、「ビジネスと人権」に対する調査・研究を実施。研究成果とネットワークを最大化し、経済安保国際シンポジウムを開催し、政策的プロジェクトに貢		

元され、貿易投資の拡大と我が国政府の通商政策立案等の基盤となっているか (評価指標) - 研究成果の効率的・効果的なアウトリーチ活動の実施 - 研究成果のアウトリーチ活動を通じた、我が国のメディア、経済界、国民各層、新興国等の政府、産業界、市民社会への還元による社会的効果 - 政策研究対話（※）における政策担当者からの評価（4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上） ※政策研究対話とは、研究所に所属する研究者等、又は研究所が実施する研究事業に参画している研究者等が、政策担当者に対して、定期的及び政策担当者の要請に応じて、対面又はオンライン形式にて研究成果の還元（情報提供及び提言）並びに政策ニーズの把握等を行う活動のこと。政策立案における高い貢献を促すため、経済産業省の通商政策等の立案担当者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、目標水準を4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とする。 (モニタリング指標) - 講演会・セミナー・国際シンポジウム等の開催件数 - 政策研究対話の実施件数 - メディア等における取り上げ件数 評価軸（2） 大学や民間企業では実施し難い先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果が創出されているか (評価指標) - 具体的な先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果の創出状況 (モニタリング指標) - 誌上、ウェブサイト上又は口頭での論文発表件数	- 研究活動によって得られた研究成果や分析結果、研究者による知見について、講演会、セミナー、国際シンポジウム等を通じて外部向けに発信した。オンライン及び対面形式を適切に組み合わせてアウトリーチ活動を実施し、政策担当者、企業関係者等を含む幅広い層に研究成果の普及を図った。2023年度はこれらのアウトリーチ活動における年間の合計参加者数は延べ8,053人、2024年度は延べ8,793人、2025年度は延べ6,033人と高い水準を維持し、対面での交流も促進することで研究成果をより深くインプットし、研究成果の効率的かつ効果的な還元が着実に進展した。 (モニタリング指標) - 講演会・セミナー・国際シンポジウム等の開催件数： 2023年度：50件 2024年度：62件 2025年度：58件 【評価指標②】研究成果のアウトリーチ活動を通じた、我が国のメディア、経済界、国民各層、新興国等の政府 - 世界各国・地域で発生した政治・経済・社会分野における様々な事象に対し、研究者が数多くのメディアに出演・解説することで、日頃の研究成果を効果的に発信した。また、各国・地域の政治・経済・社会事情に係る情報を提供する『IDEスクエア』や、各種SNS・動画配信にも積極的に取り組んだ。主なテーマは以下のとおり。 2023年度： - グローバルサウスと世界、2024年インドネシアの選挙、米中対立によるデカップリングによる世界経済への影響、インドネシアやアルゼンチンの大統領選挙、台湾総統選挙後の中台関係、人口世界一となったインド経済、ジェンダーに関する実証経済学の最新研究 2024年度： 『台湾リスク』と世界経済、2024年インド総選挙、トランプ大統領の関税政策、米中貿易戦争、インドやインドネシアの大統領選挙、バングラデシュ・ハシナ政権崩壊、ジェンダー格差、ビジネスと人権等の最新研究 2025年度： - BRICSと世界、世界はトランプ関税にどう対応したか、ノーベル平和賞受賞の栄光と米国トランプ政権の軍事圧力に揺れるベネズエラ、2025-2026年ミャンマー総選挙、インフレとエルドアン政権、ホンジュラス大統領選挙、2025年アルゼンチン中間選挙、カンボジア・タイ国境問題 (モニタリング指標) - メディア等における取り上げ件数： 2023年度：442件 2024年度：423件 2025年度：501件 【評価指標③】政策研究対話における政策担当者からの評価	献。政府関係者、国際機関、産業界、研究者を繋ぐ結節点として「国際的な研究ハブ機能」も発揮。独自に開発した「経済地理シミュレーションモデル(GSM)」を用いて世界各国に与える影響をシミュレーションするなど、付加価値の高い学術研究成果を創出。サプライチェーン脆弱性指標はOECDの公式統計として採用された。地政学リスクやサプライチェーン再編で世界経済の不透明感が増す中、ベネズエラ、イラン情勢、タイ・カンボジアにおける政変等へ地域研究成果に基づく確かな知の提供を行った。		
---	---	--	--	--

・創出された研究成果の外部評価（業績評価委員会による総合評価） 評価軸（3） 国際的な研究ハブ機能並びに学術情報プラットフォームとしての機能を発揮しているか （評価指標） ・新たに形成した又は維持している学術ネットワークの量と質 ・学術情報センター等における学術情報の蓄積と運用状況及び活用状況 （モニタリング指標） ・国際学会・国際会議等への参加数及び招待講演数 ・研究所が主催・共催・参画した国際会議等の開催数 ・実施した学術ネットワーク活動（※）の外部評価（業績評価委員会による総合評価） ・学術情報・データ蓄積等の発信（掲載）・アクセス件数・ダウンロード件数 ※学術ネットワーク活動とは、研究ハブとしての機能を発揮しつつ国内外の大学・研究機関や外部の研究者・有識者等との関係において実施する学術的活動のこと。 ＜評価の視点＞ ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。	・経済産業省の政策担当者のニーズに基づき、政策研究対話を積極的に実施した。形態としては、ウェビナー形式のほか、政策担当者からの個別リクエストに応えるオンデマンド形式も実施。2023 年度は 30 件のうち 19 件、2024 年度は 43 件のうち 33 件、2025 年度は 48 件のうち 37 件がオンデマンド形式。政策立案に際して研究所が有する各分野の高い専門性と知見が活用された。 ・政策研究対話における政策担当者からの評価（4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上） 2023 年度：97.5％ 2024 年度：97.4％ 2025 年度：98.0％ （モニタリング指標） ・政策研究対話の実施件数： 2023 年度：30 件 2024 年度：43 件 2025 年度：48 件 評価軸（2） 【評価指標】 具体的な先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果の創出状況 ・運営費交付金及び科学研究費助成事業等を活用し、経済安全保障、地政学リスク、サステナビリティ、グローバル・バリューチェーン（GVC）等、新興国・途上国を巡る重要課題を対象とした多数の研究課題を実施した。国際機関や海外研究機関との連携、研究所独自のデータや分析手法を活用し、大学や民間機関では実施が困難な先駆的かつ独創的な研究成果の創出と蓄積に努めた。 ・一例として、米中対立の長期化や国際通商環境の不確実性の高まりを受け、研究所が独自に開発した分析モデルを用いた機動的なシミュレーションを実施し、その成果を政策関係者やメディアに発信するなど、研究成果の社会的波及にも寄与した。また、「大国間競争下におけるアジア諸国の動向」、「アフリカ及び東南アジア諸国の政治経済」、「スマート製造業の展開」、「新興国における起業の特徴：インドネシアとベトナムの比較研究」等、新興国・途上国地域の重要テーマを対象とした研究会を継続的に開催し、付加価値の高い学術研究成果の創出と蓄積に努めた。 （運営費交付金等による研究プロジェクト件数） 2023 年度：74 件 2024 年度：89 件 2025 年度：71 件 （科学研究費助成事業による研究課題件数 *代表課題） 2023 年度：73 件 2024 年度：66 件 2025 年度：56 件 （学術単行書出版件数）			
--	--	--	--	--

	2023 年度：11 件（外部 5 件、内部 6 件） 2024 年度：11 件（外部 3 件、内部 8 件） 2025 年度：9 件（外部 3 件、内部 6 件） ・研究所の研究者が学術界において評価が高い複数の学術賞を受賞する等した。 （学術賞受賞、著名ジャーナル掲載） 2023 年度： ○第 18 回 樫山純三賞《一般書賞》 （猪俣哲史研究員、「グローバル・バリューチェーンの地政学」（日経 BP 日本経済新聞出版）） ○第 40 回 大平正芳記念賞 （熊谷聡研究員・中村正志研究員、「マレーシアに学ぶ経済発展戦略——『中所得国の罣』を克服するヒント——」（作品社）） 2024 年度： ○第 46 回 サントリー学芸賞（政治・経済部門） （牧野百恵研究員、「ジェンダー格差—実証経済学は何を語るか—」（中央公論新社）） ○第三回 開発経済学会不破賞 （牧野百恵研究員、「ジェンダー格差—実証経済学は何を語るか—」（中央公論新社）） ○ジャーナル Nature Communications 掲載 （孟渤研究員ら著、「労働者の熱曝露とグローバルサプライチェーンとの関係」） 2025 年度： ○第 15 回日本国際経済学会・特定領域研究奨励賞（小田賞） （田中清泰研究員） ○令和 6 年度日本台湾交流協会表彰 （佐藤幸人研究員） ○ジャーナル American Political Science Review 掲載 （菊田恭輔研究員、Claimability in International Disputes: The Case of Oil Discoveries） ○Nature 姉妹誌 Scientific Data 掲載 （孟渤研究員ら著、An inter-city input-output database distinguishing firm ownership in the Greater China area during） （モニタリング指標） ・誌上、ウェブサイト上又は口頭での論文発表件数 2023 年度：545 件 2024 年度：514 件 2025 年度：569 件 ・創出された研究成果の外部評価（業績評価委員会による総合評価） 2023 年度：4.8 点 2024 年度：4.95 点 2025 年度：4.8 点			
--	--	--	--	--

	・創出された研究成果の外部評価（業績評価委員会による総合評価）：査読評価（5 点満点）において、2023 年度は平均 4.8 点、2024 年度は平均 4.95 点、2025 年度は平均 4.8 点と、研究成果に対する高い評価を得た。 2023 年度：4.8 点 ・学術単行書 11 点の外部査読の平均点は 4.8 点であった。業績評価委員からは、「理論研究だけでなく地域研究でもなく、その両方の研究者の力が融合できる独自の研究成果である」、「マレーシアの経済戦略を徹底的に解明することで、他の中所得国にも適用可能な研究視座を明確に示した功績は大きい」、「極めて多様なテーマについて、文献調査・フィールド調査・計量分析を含む多様な手法を用いた研究活動を展開している」などの評価コメントを得た。 2024 年度：4.95 点（簡潔版） ・学術単行書 10 点の外部査読の平均点は 4.95 点であった。業績評価委員からは、「研究テーマの深みと広がりにおいて、世界的に類のない研究活動を推進していることは明らかである」、「マクロな視点とミクロな視点、理論と実証、先端的な研究と基礎的な研究のバランスが全体としてよく取れている」、「特に IDE-GSM を用いたシミュレーション及びサプライチェーン脆弱性指標の OECD 公式統計への採用・公開は、研究所ならではの、社会に対する大きな貢献である」「トランプ米政権の関税政策に対応した予測は世界的にも最も早くかつ精度の高いものの 1 つで、社会的意義が極めて大きい」などの評価コメントを得た。 2025 年度：4.8 点 ・学術単行書 8 点の外部査読の平均点は 4.8 点であった。業績評価委員からは、「研究所の研究は極めて多彩で、ひとつひとつが高い成果を生んでいる。」、「研究対象地域だけではなく、使用されている研究ディシプリンや前提となる価値観、ならびに研究成果の公表に至るまで、非常にバラエティに富んだ研究活動・研究成果が継続して行われていることは、2025 年度の研究活動・研究成果について特筆すべき点だと言ってよい」、「研究員の方々は、各研究分野において非常に多くの重要な研究を進めており、研究成果をあげ、国内外への発信を積極的に展開している。よって本研究所の研究能力や発信力の高さについて大いに評価している」などの評価コメントを得た。 評価軸（3） 【評価指標①】新たに形成した又は維持している学術ネットワークの量と質 ・学術連携協定を締結している海外研究機関・大学及び国内研究機関を中心に、国際機関や地域研究機関等との共同研究、共同イベント、人的交流を通じて研究ネットワークの形成・維持・深化に努めた。また、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）及びその研究活動支援を行う Research Institutes Network（RIN）との研究交流を通じ、相互の研究活動の活性化と研究水準の向上を図った。 （共同研究・ワークショップ等実施事例）			
--	---	--	--	--

	2023 年度： ・WTO、ADB（アジア開発銀行）、GVC 研究院（中国对外経済貿易大学）等と連携し、「Resilient and Sustainable GVCs in Turbulent Times」をテーマとした GVC Development Report 2023 刊行に向けた Chapter Authors’ Workshop を開催し、研究成果の共有及び刊行に向けた議論を行った。 ・司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベント「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援」を開催し、日 ASEAN 経済関係における法の支配、人権尊重、救済へのアクセス整備について議論した。 ・ERIA の研究機関ネットワーク（RIN）年次会合「RIN Annual Meeting 2023」を開催し、Digital Transformation を全体テーマとして加盟 14 機関による発表・討議を行った。併せて、ERIA との共催により地政学的リスクをテーマとする議論の場を設けた。 ・若手研究者・博士課程学生を対象とした「IDE スクール 2023」を開催し、空間経済学のための応用計量経済学をテーマに、国際的な研究者による講義・研究発表・討論を実施した。 ・第 6 期アイデアス研修プログラムを実施し、外国人研修生 16 人、国内研修生 25 人を受け入れ、オンライン講義、対面講義、スタディーツアー等を通じて修了生ネットワークの維持・強化を図った。 2024 年度： ・ERIA と共催して、「次世代自動車マスタープラン」及び「海洋プラスチックごみ」をテーマとしたワークショップを開催した。 ・第 7 期アイデアス研修プログラムを実施し、外国人研修生 13 名、国内研修生 22 人を受け入れた。オンライン講義に加え、外国人研修生の日本招へいやスタディーツアー、国際交流プログラムを実施し、修了生ネットワークの深化を図った。過去のアイデアス研修修了生（行政官）を対象とした日本招へいプログラムを実施し、グローバルサウス諸国との継続的な人的ネットワークの構築に努めた。 2025 年度： ・日本学術振興会研究拠点形成事業の一環として、8 月 7 日及び 8 日にインドネシア・ジャカルタで、インドネシア国家研究イノベーション庁（BRIN）とセミナーを共催。 ・日本・韓国・台湾における移民労働者政策を、学術的に比較研究するとともに、よりよい移民労働者の受け入れ政策の形成を目的として、台湾亜州交流基金会（TAEF）と国際シンポジウムを共催。 ・「頻発する気候災害下のメコン地域における持続可能な発展」をテーマとしたハイブリッドワークショップを開催した。 ・中国経済が直面する中長期課題、及び中国と強い相互依存関係にある日本経済への潜在的インパクトを明らかにすることを目指したワークショップを経済研究所（RIETI）と共催。 ・国連開発計画（UNDP）と共催で、国連責任あるビジネスと人権フォーラムの一環として国連 ESCAP においてセッションを開催した。 （モニタリング指標） ・国際学会・国際会議等への参加数及び招待講演数：			
--	---	--	--	--

	2023 年度：184 件 2024 年度：210 件 2025 年度：181 件 ・ 研究所が主催・共催・参画した国際会議等の開催数： 2023 年度：19 件 2024 年度：22 件 2025 年度：23 件 ・ 実施した学術ネットワーク活動の外部評価（業績評価委員会による総合評価）： 2023 年度： ・ 学術ネットワーク活動全般について、業績評価委員からは、「タイ国家統計局（NSO）からの資料寄贈」への対応が特に高く評価された。委員からは、「重要な統計資料の寄贈は、長年にわたりアジア経済研究所が培ってきた国際的な研究ネットワークと資料収集に関する専門的ノウハウの成果である」、「寄贈された統計資料は研究上不可欠であり、多くの学生、研究者、実務家等に幅広く活用されうる」等のコメントが寄せられた。 ・ また、「アイデアス研修プログラムの実施」については、長年の蓄積による外国人修了生約 500 人とのネットワークが、他の研究機関や大学には見られないアジア経済研究所固有の重要な資産であるとして、高い評価を得た。加えて、「世界銀行との国際シンポジウム」や「GVC Development Report 2023: Resilient and Sustainable GVCs in Turbulent Times に関する国際ワークショップ」についても、国際機関や海外研究機関との連携の活発さを示す取組として、複数の委員から評価された。 ・ この他、日 ASEAN 友好協力 50 周年国際シンポジウム、都市研究に関するワークショップ、IDE スクールの開催、WTO・世界銀行・ADB 等の国際機関と共同で実施した学術イベントについても、国際的な研究ハブ機能及び学術情報プラットフォーム機能を着実に発揮している点が評価された。さらに、BRIN（インドネシア）、IIAS（オランダ）、アディスアベバ大学（エチオピア）との MOU が、具体的な共同研究や客員研究員の受入れに結び付いていることも、高く評価された。 ・ 加えて、海外研究員制度による研究者の研究対象国への長期派遣については、研究者個人の研究深化のみならず、内外の研究者や研究機関との連携強化に資する取組であり、アジア経済研究所の国際的な研究ネットワークにおけるプレゼンス拡大に寄与するものとして重要であるとの評価を得た。図書館によるレファレンスサービスの充実やデータベース整備、また英文機関誌 The Developing Economies が近年国際的な評価を高めている点についても、学術ネットワークを支える基盤的取組として評価された。 2024 年度： ・ 学術ネットワーク活動全般に対しては、「総合的に見て、多方面において学術ネットワーク活動が実施されており、国際的な研究のハブ機能及び学術情報プラットフォームとしての機能を十分に発揮した」と評価するコメントが寄せられた。また、			
--	---	--	--	--

	「実務と学術領域を架橋した取組であり、研究所ならではの独自性や専門性が活かされており、特筆に値する」との評価もあり、多様な学術交流イベントを通じて相互連携が着実に進展している点が高く評価された。具体的な活動としては、「ビジネスと人権」に係る在外公館及び国際機関等との共同セミナーや、メコンダイアログに関する国際ワークショップ等が挙げられた。 ・特に意義を評価できる取組として、日本学術振興会の「研究拠点形成事業（B. アジア・アフリカ学術基盤形成型）」に採択されたことが、最も多くの委員から挙げられた。その理由として、「グローバルサウス諸国との研究ネットワークを拡大するという意味で、アジア経済研究所ならではの取組である」、「日本とグローバルサウスとの長期的な知的連携を深化させる上で大きな意義を有する」といった高い評価が示された。 ・この他、TICAD9 に向けた知的共創の取組についても、アフリカ地域研究のハブとしての研究所の強みが発揮されたものとして評価された。また、ERIA 及び東アジア 16 カ国の研究機関との関係深化に向けた取組が、東アジア・東南アジア地域における研究機関との交流を着実に深化させている点についても、多くの委員から高く評価された。 ・さらに、研究所図書館については、「文献だけでなく人材的にも極めて優れたリソースを有しており、世界でも類例が少ない」とする評価コメントが寄せられ、学術ネットワーク活動を下支えする知的基盤としての役割が改めて認識された。 2025 年度： ・学術ネットワーク活動全般に対する評価としては、「総じて、日本や新興国が直面する事象や諸問題を理解し、対処ために信頼性の高い知識を提供しており、2025 年度において国際的な研究ハブ機能と学術的プラットフォーム機能の発揮という目標を達成している」や、「国際的なネットワーク構築を国際会議やワークショップ、共同研究等を通じて積極的に行っている」などと評価するコメントが見られた。 ・学術情報プラットフォーム機能の発揮に着目した評価としては、研究所図書館のアジア情報研修が所蔵コレクションを社会的ニーズに応じて公開・発信する上で重要な人材育成事業である点や、学部生・院生に対する見学ツアー、近隣の中高生向け企画などの取組みが研究の裾野を広げる上で重要である点が評価された。 ・特に意義を評価できるものとして、「ビジネスと人権」に関するマルチステークホルダーとの連携が最も多くの委員から挙げられた。その理由として、「研究成果を著作としてまとめるのみならず、万博等の社会的関心の高いイベントの運営改善に結びつけるなど、成果を多様な関係者と共有した点を評価したい」、「これまで行ってきた研究成果を発信するとともに、省庁やビジネス関係者等との多様なアクターとによる幅広いアウトリーチ活動を行ったことが評価できる」といった高い評価が示された。 ・この他、グローバル・バリューチェーンや貿易・流通に関し国際機関との国際共同研究を実施する取組みについては、研究所が国際的な共同研究においてハブの 1 つとなっている例であるとして、 また、東アジア 16 カ国の研究機関との関係を深化させる取組みについては、オンラインワークショップが継続的に実施され実施回数と参加人数の両面で量的、質的な深化が見られるとして、多くの委員から高く評価された。研究交流拠点形			
--	---	--	--	--

	成に向けた新たな取組みについても、「特にインドネシア・マレーシア・トルコ・南アといったグローバル諸国の中でも経済的・政治的な台頭の著しい国々と研究に関して連携し、グローバルサウスの知見を学ぶとともに、日本の知見をグローバルサウスに発信できていることは大きな意義がある」として、複数の委員から高い評価を得た。 【評価指標②】 学術情報センター等における学術情報の蓄積と運用状況及び活用状況 ・ 研究所の研究成果である出版物、調査研究レポート及び研究データを、研究所ウェブサイト、学術研究リポジトリ（ARRIDE）、デジタルアーカイブスを通じて国内外に発信した。これにより、研究成果の可視性及びアクセス可能性を高め、研究コミュニティのみならず、政策担当者、実務家、教育関係者、一般市民による幅広い利活用を促進した。 ・ 『アジア経済』をはじめとする和文の定期刊行物については、冊子体での刊行に加え、ARRIDE 及び科学技術振興機構が提供する電子ジャーナルプラットフォーム「J-STAGE」での公開を継続し、研究成果のオープンアクセス化を推進した。また、50 年以上にわたりアジア各国の政治・経済・社会動向を分析してきた『アジア動向年報』については、2023 年度以降は、従来より 1 か月早い 5 月中に刊行するなど、速報性を一層高めた。また 2025 年度には、『アジア動向年報 1970-1979』（通称「バンドル版」）を刊行し、全 5 巻・107 編から成る同シリーズを完結させることで、長期にわたる研究成果の体系的な保存と利活用を実現した。 ・ 2023 年度には、『アジア経済』の ARRIDE での未公開分について、計 1,370 件の論文記事を適及的に電子化・公開し、過去の研究成果の利活用環境を大きく改善した。2024 年度には、研究成果としてのデータセットを初めて ARRIDE に登録・公開するなど、従来の論文・書籍中心の公開形態に加え、研究データの公開という新たな取組を開始した。 ・ 学術的評価の高い既刊書を対象とする書籍復刻プロジェクトを開始し、過去の研究所出版物の再評価と再発信にも取り組んだ。 ・ アジア経済研究所図書館は、開発途上国・地域の経済、政治、社会に関する資料を体系的に収集・所蔵する専門図書館として運営され、2025 年度末時点で約 80 万点の資料を所蔵している。これらの資料は、調査研究等に幅広く活用されている。 ・ 図書館共同利用制度を通じた大学図書館等との連携、国立情報学研究所のネットワークの活用により、書誌情報の流通、所蔵資料の公開と利用促進を行った。併せて、資料展、講演会、大学出張講座等を実施し、研究者のみならず、次世代を担う学生や広く一般市民に対する学術情報へのアクセス機会の拡大に取り組んだ。 ・ ウェブサイト上での「ライブラリアン・コラム」や「アジ研図書館とわたし」といった司書や図書館利用者によるコラムを通じ、専門的な資料収集・整理活動や資料の魅力、効果的な利用方法を発信することで、図書館蔵書の利用促進を強化した。 (モニタリング指標) ・ 学術情報・データ蓄積等の発信（掲載） ・ アクセス件数 ・ ダウンロード件数： 2023 年度：122 万件			
--	--	--	--	--

	2024 年度：243 万件 2025 年度：317 万件			
--	----------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	一般管理費及び業務経費の合計 の毎年度平均で前年度比 (計画値)	第六期中期目標 期間中、毎年度平 均で前年度比△ 1.15%	第五期中期目標期間中、年平均 △1.15%	—	—	—	第六期中期目標期間 中、毎年度平均で前年 度比△1.15%	
	(実績値)	—	—	—	—	—		
	日本貿易振興機構の招待バイヤ ー専用のオンラインカタログ “Japan Street”の日本企業の 登録者数 (計画値)						10,000 社	
	(実績値)			7,186 社	9,659 社	11,200 社		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
<指標> ・国内外の事務所が行った他機関との効果的な連携を通じて得られた相乗効果の事例、各事務所が果たした役割や貢献の事例 ・日本貿易振興機構の招待バイヤー専用のオンラインカタログ“Japan Street”の日本企業の登録者数（中期目標期間中に 10,000 社を目指す。）	<主要な業務実績> ・国内事務所主体の地域ニーズに基づいた事業（地方分担金事業や受託事業等）を実施した。これらの事業実施において、各地域の自治体に加え、商工団体・業界団体・金融機関等と連携を密にとりながら取り組んだ。 2023 年度：56 件 2024 年度：61 件 2025 年度：77 件 ・国内外の事務所が行った他機関との効果的な連携を通じて得られた相乗効果の事例、各事務所が果たした役割や貢献の事例： （大阪府、佐賀県、長崎県の事例） 大阪・関西万博を契機として、佐賀および長崎事務所が、佐賀県、長崎県、松浦市、小値賀町、佐世保コンベンション協会、おぢかアイランドツーリズム協会等と共催の下、マレーシアからインフルエンサーを招へいし、両県の特産物（陶器、加工食品）や観光地（佐世保市、松浦市、小値賀町等）を SNS で発信し、訪日観光客の帰国後の消費意欲を喚起。本取組に対し、関西・大阪万博・マレーシア館長からも高い評価を受けた。 （キーウの事例） ジェットロが持つネットワークを活かしつつ、国連工業開発機関（UNIDO）や経済産業省が補助事業を通じて主に財政面で支援する日本企業に対し、プロジェクト実施国の関係者とのマッチングやブ	<自己評価> 評価：B 計画通り実施したため、標準評価とした。	評価		評価
			<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

	プロジェクト進展に向けた現地視察機会の提供を通じ、案件推進に貢献した。 UNIDO 事業に採択された北九州市の建材メーカーは、ジェトロのウクライナビジネスミッションで現地を訪問し、建材製造に必要な瓦礫処理状況を視察、さらにジェトロが紹介した現地タイルメーカーとの商談を通じ、具体的なビジネスプランを進展させた。同社の取組はNHK などでも特集され、日本企業全体のウクライナ復興支援に対する関心喚起に寄与した。 ・日本貿易振興機構の招待バイヤー専用のオンラインカタログ“Japan Street”の日本企業の登録者数 2023 年度：7,186 社 2024 年度：9,659 社 2025 年度：11,200 社 その他の業務実績は以下のとおり。ただし、下記で挙げた取組事例等は、各項目の中で代表的なものを掲載している。 1. 業務改善の取組 ・第六期中期目標期間中の 3 年目である 2025 年度終了時点の一般管理費及び業務経費の合計については、毎年度平均の効率化比率で 6.7%減となった。年度内の急激な円安や国内外での物価上昇に備えて、予算超過を回避するために年間を通じて管理的経費の抑制など財源に応じた適正な執行を実施したこと等によるものである。第六期中期目標期間中では年平均 1.15%以上の効率化を達成する見込み。 (1) 組織体制・運営の見直し ・DX 推進室を本部に新たに設置。また、管理部門を総務部・人事部・経理部に再編し、組織のバックオフィスを抜本的に強化することで新規課題への迅速な対応、業務効率化や DX の推進、人材開発・育成等を進めた。さらに、①経営理念の浸透、②広報戦略、③グリーン・トランスフォーメーション推進（GX）、④事業開発の 4 つのプロジェクトチームを設置し、組織横断的な課題に取り組み、組織の戦略的な広報に向けた体制構築、GX 推進に係る新部署の設立、次期中期に向けた新規事業開発などを推進した。 ・2024 年度に活動した組織横断的な課題解決のためのプロジェクトチームのうち、経営理念の浸透は 2025 年度も新たなメンバーを募集して活動。①各自の業務と VMVs を結び付けると共に、それをチーム内で相互に共有しあうダイアログ形式の対話実施を推進。②VMVs を最適な形に落とし込むビジュアルアイデンティティ（VI）、ならびに組織共通の各種アプリケーションデザインの策定、③新人事評価制度における「行動評価」との連携、④経営理念浸透に貢献するための新しいコンテンツ（経営理念の重要性に係るマンガ、対談動画）の浸透施策を実施。 ・また、Microsoft の生成 AI（Copilot）を全社的に導入し、文案作成、翻訳、要約などに活用。東大松尾研究室の AI 講座の受講（約 50 人）を通じた AI 人材育成に加え、生成 AI に関する社内勉強会（延べ約 940 人）の開催を通じて効果的な活用方法や実務上のリスク等の周知を行った。AI の利用促進（現場実装）と人材育成と共にリスク判断の仕組など AI ガバナンス体制の整備を継続的に進める。 <国内事務所> ・2024 年度より準備を開始し、2025 年度から地域本部制度を開始。管轄の国内事務所のガバナンス強化や事務所間のコミュニケーション円滑化、所長・所員の能力向上化を図った。			
--	--	--	--	--

	- データの利活用を推進すべく、ビジネスインテリジェンスツールの「Power BI」を活用しつつ、国内事務所の事業成果や基礎的活動指標の可視化を実現し、事務所運営の効率化に寄与した。 - 各事務所の取組が評価され、岡山県や高知県、徳島県や石川県等から地方分担金の増額を実現した。 <海外事務所> - ウクライナ情勢の変化に伴うロシアビジネスの環境悪化と日系企業の対露ビジネス縮小を踏まえ、2023 年度、サンクトペテルブルク事務所の機能をモスクワに集約し、ウラジオストクのリサーチパートナー配置を終了する等、在ロシア拠点の見直しを行った。併せて、日本・ウクライナ両政府の要請を踏まえ、2024 年 10 月 10 日、戦時下のキーウに事務所を開設した。また、キーウ市内で開所式典に併せてビジネスフォーラムを開催した。 - インフレ、失業率高騰等混乱が続くエチオピアでは、経済情勢の短期的な改善見通しが立たないため、2024 年度、アディスアベバ事務所をナイロビ事務所の分室へ移行した。また、イランに対する米国の経済制裁による事業実施の制約を踏まえ、2025 年度、テヘラン事務所をドバイ事務所の分室へ移行した。 - 企業・政策ニーズの変化を踏まえ、ニーズが高まりつつある都市への拠点新設およびニーズの低下した拠点の廃止・縮小を盛り込んだ中長期的な海外ネットワークの再編計画を策定し、内外関係先との調整を経て、2026 年度末に向けた具体的な新設先および廃止対象事務所を決定した。 - 海外事務所に対し、事務所への警備員配置、防犯設備設置のアンケートを実施するなど対策を実施した。また、自宅でも警備員配置、防犯機器設置を希望する海外駐在員に対しても、当該対策を実施した。 (2) 業務の優先順位付けの徹底 - 年度の事業計画を定める経営方針決定会議では、各部の事業方針において新規事業提案の優先順位を明確にし、業務量が適切に調整されるよう事業改廃のための仕組みを導入した。具体的には、重点政策や目標達成のために業務の優先順位付けを行った上で、2025 年度初めて事業廃止ガイドラインを策定し、事業の改廃サイクルが円滑に回るよう図った。 - 国内外事務所の事業の整理、優先順位付けの徹底のため、地域調整会議を開催した。本部より組織横断的に取り組むべき課題や重点分野を提示し、各地域の産業集積や政策動向、日本企業の動向等を勘案した地域戦略を策定した。事業計画の策定にあたり、同戦略に基づいて優先順位付けを行った。 (3) 調達合理化 - 競争性のない随意契約については、契約に係る総括責任者や審査責任者等が、全案件を対象に事前に随意契約の必要性や合理性、契約金額の妥当性について厳格な審査を行い、真に止むを得ないものに限定した。また、一者応札・応募の削減に向けて①十分な公告期間の確保、②調達見通しの公表、③新規事業者が参入しやすい仕様書の作成、④未応札・未応募であった事業者へのヒアリングによる要因分析等を実施した。業務開始までの期間の十分な確保、仕様内容の見直し、案件周知の拡大等により、一者応札から複数応札に改善された案件もあった。 - 契約の適正性を確保するため、調達担当職員の更なる意識や能力の向上を目指し、年間を通じて指導を実施した。 - 毎年「調達等合理化計画」の策定及び監事や外部有識者で構成される契約監視委員会を開催することで、競争性のない随意契約や一者応札・応募であった案件を PDCA サイクルで点検し着実に同計画に			
--	---	--	--	--

	基づく取組を実施した。また同計画および議事概要をウェブサイトで公表した。 (4) 人件費管理の適正化 ・給与水準については、ラスパイレス指数による検証を実施した。 ・給与水準公表のガイドラインに従い、役員報酬及び職員の給与の水準と合理性・妥当性を検証し、ウェブサイトで公表した。 (5) 費用対効果の分析と改善 ・年2回以上開催する「アウトカム向上委員会」に置ける進捗状況の確認や、経済産業省において確定される年度の業績評価の結果などを踏まえ、必要な予算、人員を配分する等して目標達成に繋げた。			
<指標> ・日本貿易振興機構の招待バイヤー専用のオンラインカタログ“Japan Street”の日本企業の登録者数（中期目標期間中に10,000社を目指す。）（再掲）	2. デジタル技術の活用によるサービスの高度化、業務運営の効率化 (1) デジタル化によるサービスの高度化 ・国内企業と海外企業のマッチングサイト「JETRO e-Venue」を運用し、2025年度には国内外41事業で商談スケジューリング機能を活用した商談会運営の効率化を実現した。また2025年末に「Japan Street」との商品情報を統合し、商品データベースの一元化とシステム連携強化により、操作性・利便性を向上させた。2026年度以降は「Japan Street」の商品情報をe-Venue上で実施するイベントにも転用可能とする機能拡張により、事業の最適化やサービスの高度化を目指す。 ・また、過去の商談データから成約確率が高い商談相手を算出するAIスコアリング機能を商談会で継続的に活用するとともに、イノベーション分野向け機能の開発を完了した。同機能の活用により、J-Bridgeプログラムに参加する国内外4,000社のスコアを算出し、企業紹介や商談アレンジ等の支援サービスの高度化を実現した。 ・外部企業データベースの活用や連携により、国内外の顧客企業情報の取得・更新を行い、組織内でリアルタイムに共有可能な仕組みを構築した（国内企業は2024年度に管理自動化、国外は2025年度に管理開始）。 ・加えて、これまでに蓄積した企業支援成果等のデータ利活用を目的として、BIツールを用いた組織内共有を実施した。併せて、データベース間の情報連携および可視化のさらなる高度化に向け、データウェアハウス導入に関する検証を行った。今後はデータ分析基盤の構築を推進する。 ・ジェトロ内に蓄積する貿易投資相談応答情報や海外ビジネス情報等のナレッジについて、AIを用いて組織横断的に検索・活用・提案する業務支援システムとして、貿易投資相談の回答作成をアシストする機能の実装・導入を開始し、対外サービスの高度化だけではなく、業務の効率化及び生産性の向上を図った。 ・ECビジネスを活用した輸出実務に課題を抱える日本企業に対し、中小機構と連携しつつ「越境EC支援事業パートナー」から民間のサービス事業者を紹介し、課題や要望に即した情報提供を行った。 (2) デジタル化による業務運営の効率化 ・2024年度に業務プロセス管理システム（BPMS）の開発を完了し、本格導入を開始した。セミナー、商談会、展示会など、ジェトロの基幹業務についてはひな形となる業務プロセスを予め設定し、業務の標準化・平準化を行うとともに、組織に業務のノウハウやナレッジが蓄積する仕組みを構築した。また、システム導入から実行フェーズとして、本部、アジア経済研究所、国内外事務所でのBPMS利用に関する取組をハンズオンで支援。ビジネス短信および地域分析レポートのBPMS導入・活用に伴う調査・情報発信業務			

	の事務工数の短縮に貢献。2025 年度末時点において、国内外 143 部署・事務所が当該業務に BPMS を利用しており、計 6,568 件の入稿プロセスに利用した。また、管理部門においては調達、海外事務所借館、プレスリリース手続、国内赴任等 10 以上の業務で本格的に BPMS による運用を開始。 ・2024 年度よりノーコード・ローコードツール「Microsoft Power Platform」を全職員に展開し、開発の内製化、業務運営の高度化に取り組んでいる。 ・生成 AI やデジタルツールの利活用について、利用に関するルールを策定しつつ、「Microsoft Copilot Chat」を全職員に展開し、職員全体の 65%超が日々の業務に利用した。また、生成 AI に関する社内ウェビナーを過去 3 回実施し、組織内における適切かつ効果的な活用の周知を行った。 （参加者数） 第 1 回（2025 年 7 月）：431 人 第 2 回（2025 年 7 月）：341 人 第 3 回（2025 年 10 月）：171 人 ・現場発のアイデアを、具体的なフローの見直しやデータ整備に繋げることを目的に、2 時間×3 日間のアイデアソン・ハッカソンを実施した（2026 年 2～3 月）。また、生成 AI のユースケースを共有するための社内 SNS やイントラネットを整備すると共に、各部に DX 担当を設置する等、組織全体で DX に取り組んでいる。 ・2023 年度に情報システムの整備及び管理を行う PMO（Portfolio Management Office）を設置した。また、CIO 補佐及び関係部署との連携を行い、システムに係る調達における仕様書の確認の徹底等、組織内の体制を整備した。 ・クラウドサービス利用に関するガバナンス強化について、2023 年度より職員がクラウドサービス利用するにあたり、安全性を確認するための「セキュリティチェックシート」の提出を必須化した。また、非 ISMAP クラウドサービス利用申請における審査の厳格化も行った。 （申請件数） 2023 年度 328 件 2024 年度 481 件 2025 年度 544 件			
--	---	--	--	--

4. その他参考情報

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
(別添) 中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ Ⅲ. 財務内容の改善に関する重要事項 1. 自己収入拡大への取組 ・第六期中期においても、自己収入拡大に向けた努力を継続して行い、国への財政依存度の引き下げを図っている。自己収入総額は、2023 年度 49.5 億円、2024 年度 56 億円、2025 年度 60.4 億円と拡大した。 ・国の財政に寄らない自己収入としては、以下のとおり地方自治体・業界団体からの分担金収入や受託収入、展示会・商談会等参加料収入などの受益者負担、各種自主事業による業務収入等がある。 ○分担金収入： ・国内事務所運営に係る運営分担金収入合計額は、2023 年度 11.0 億円、2024 年度 11.2 億円、2025 年度 11.5 億円と拡大した。 ○展示会受益者負担による収入： ・新型コロナウイルスの終息を踏まえ、リアル形式の展示会を増やしたことに伴う出展者数の増加等により、2023 年度 4.0 億円、2024 年度 2.9 億円、2025 年度 3.0 億円と推移した。 ○自主事業による収入： ・有料会員制度「ジェトロ・メンバーズ」は、2023 年度約 3.11 億円、2024 年度 3.13 億円、2025 年度 3.09 億円を獲得した。例年 11 月から 2 月に実施する新規入会キャンペーンでは各年度 80 口程度の新規入会を獲得するが、退会口数も一定程度あり、会員口数に大きな増減がない状況が続いている。地政学リスクが高まる中で、既存会員のニーズの分析を行い会員制度のサービスの見直しを行うこと、また営業体制の見直しを行うこと、これらの取り組みを通じて、自己収入の維持・拡大を図る。 ・「海外ミニ調査サービス」は、2023 年度 0.1 億円、2024 年度 0.2 億円、2025 年度 0.2 億円を獲得した。2025 年度は合計 100 ユニットを超える大型案件や、複数国にまたがる横断調査により、ユニット数が微増した。	＜自己評価＞ 評定：B 計画通り実施したため、標準評定とした。	評定		評定	
＜その他の指標＞			＜評定に至った理由＞			
＜評価の視点＞			＜今後の課題＞			
			＜その他事項＞			

	・「貿易実務オンライン講座」は、2023 年度 0.91 億円、2024 年度 0.89 億円、2025 年度 0.85 億円を獲得した。法人利用が多く、各社の人材育成方針変更に伴い需要の変動があるが、2025 年度は農水産部事業参加者、育成塾卒業生向けの割引など新規の事業連携や、ジェトロ内外のメルマガを通じた幅広い広報活動により、前年同規模を維持した。引き続き同様の取組や営業努力を継続するとともに、他部署や国内事務所の営業協力をさらに得られるような方策を検討していく。 ○受託収入： ・地方自治体・業界団体等からの受託収入についても、新規事業の獲得等により、地方自治体は 2023 年度 8.2 億円、2024 年度 10.2 億円、2025 年度 11.5 億円と拡大した。 ・2023 年度から 2025 年度を通して、地方自治体や業界団体からの受託事業を、より安定した自己収入とするため、該当事業の成果の可視化等を通じて、本部事業部とも連携を図りながら継続的な事業獲得に繋げた。 2. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 ・先を見通しづらいレート変動や海外を主とする大幅な物価上昇に対応すべく、予算管理レートの期中見直しの他、期初に加えて追加で期中にも為替予約を行い、予約レートで円換算される海外費のカバー率を拡大。また、執行状況を踏まえ、国内費も含めて年度中に複数回の予算見直しを実施し、再配分を行った。 ・その結果、予算超過とならず、適切な予算管理を実現。2025 年度末の運営費交付金債務（補正予算を除く）は 27.4 億円となり、翌期に適切に執行する。 3. 保有資産の見直し ・毎年度、財務諸表において保有資産情報を公表している。主な保有資産を所管する管理課、給与厚生課、研究管理課にて、保有資産の必要性検証及び修繕措置を含めた資産管理・活用の在り方の検討を行った。 ・本部・アジア経済研究所等において保有資産の保全のため、経年劣化に対する設備修繕等の必要措置を講じた。 4. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等 ・第六期中期目標期間において、2023～2025 年度は、中期目標等を踏まえ、「資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化」、「農林水産物・食品の世界市場展開の促進」、「中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援」、「日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応」、「法人共通」の 5 つに区分した事業のまとまりごとに、財務諸表・事業報告書を作成し公表した。2026 年度も同様に作成し公表する予定。			
--	--	--	--	--

目的積立金等の状況		(単位：百万円、%)			
		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間 繰越積立金		2, 718	2, 447	2, 407	
目的積立金		0	0	0	
積立金		0	1, 249	2, 299	
	うち経営努力認定 相当額				
その他積立金等		0	0	0	
運営費交付金債務		15, 001	22, 871	28, 412	
当期の運営費交付 金交付額(a)		41, 760	43, 950	43, 876	
	うち年度末残高(b)	15, 001	17, 943	20, 871	
当期運営費交付金 残存率 (b÷a)		35. 9%	40. 80%	47. 6%	

IV. その他業務運営に関する重要事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
(別添) 中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
			評価		評価	
＜指標＞ ・エンゲージメントの維持・向上に向けた取組状況、エンゲージメント・サーベイの結果 ・組織のダイバーシティ・インクルージョンの推進に向けた取組状況	＜主要な業務実績＞ ・エンゲージメントの維持・向上に向けた取組状況： タウンホールミーティングの開催、上司と部下の 1 on 1 を全部署で実施、全職員への理事長メールの週 1 回の発信（日本語と英語）、組織横断的な課題解決のために設置したプロジェクトチームでの議論を踏まえた新たな取組の具現化に向けた準備等、様々な取組を行った。 ・エンゲージメント・サーベイの結果：エンゲージメント指数 2023 年度：84.1％ 2024 年度：86.5％ 2025 年度：85.3％ ・組織のダイバーシティ・インクルージョンの推進に向けた取組状況 2023 年度： ダイバーシティ&インクルージョンを推進するため、総務部にダイバーシティ推進室を新設し 2 人を配置。 2024 年度： 人事部門内に設置したダイバーシティ推進室が中心となり、女性活躍、多様な人材の採用・活躍等を推進。 2025 年度： 人事部が中心となり、女性活躍、多様な人材の採用・活躍等を推進。 1. 内部統制 ・内部統制における基盤である環境を整えるべく、第五期中期計画期間中の 2023 年 1 月に策定した VMVs を組織内に浸透・機能させるため、理事長から全職員への週次メッセージの発信、各部でのタウンホールミーティング、カスケードダウン方式によるワークショップ、車座形式でのダイアログ等、様々な施策を通じて経営理念の浸透を図った。 ・その結果、VMVs の認知度は約 96％（2025 年度末時点）に達し、多様な職種・立場の職員が在籍するなかでも経営理念を共有し、同じ目線で業務に取り組むことのできる環境を概ね整備した。 ・法令等の遵守の観点から、年々増加する契約審査業務への対応のた	＜自己評価＞ 評価：A 所期の目標を上回る質的成果を創出したことから、A 評価とした。 【質的成果の根拠】 2025 年度に人事部を設置し、人事制度を大幅に刷新。自律的・継続的なキャリア形成を促進。目標設定から評価までのプロセスを明確化するとともに、VMVs に基づき等級・役職に応じた評価基準を設定。目標設定からフィードバックを上司との定期的な One on One を通じ実施することで職員の納得感を高める仕組みを構築。中長期的な人材開発に向けた制度整備も行い、人材を活かし育てるマネジメントを強化。理事長自らが新人事制度導入の趣旨とマネジメント方針を全職員に発信し、組織的な浸透を図った。こうした取組も奏功し、職員意識調査におけるエンゲージメント指数等に改善が現れた。 トップによる明確なマネジメント方針の発信により、国内外事務所が ALPS 緊急対策やウクライナ復興支援、米国関税対策本部設置等の取組において VMVs に基づいた行動を体現し、具体成果に繋がった。	＜評価に至った理由＞			
			＜今後の課題＞			
			＜その他事項＞			

	め、契約書とひな型を照合する AI システムを導入し、契約書チェックの正確性向上を促進した。 2024 年 11 月施行のフリーランス法および 2026 年 1 月施行の改正中小受託取引適正化法への対応として、2025 年 12 月に社内向けに「契約セミナー」を実施しつつ、文書による周知、契約書・仕様書ひな型の改訂を実施し、体制強化を図った。 - 生成 AI 利用に係る法的留意点を顧問弁護士が解説する職員向けセミナーを実施し、著作権侵害や情報漏洩防止の留意点を周知した。また、情報システム課と連携しつつ、一部事業で生成 AI を使用する場合の免責事項を策定した。 - 全部署・事務所に対しリスク点検実施を年に 1 度指示。各部におけるリスクの認識状況・対応状況を役員に報告した。また、毎年度策定する「内部統制推進計画」において、リスク点検結果等を踏まえ、当該年度に優先して対応すべき項目を選定し、機構内に周知した。監事・監査室は、対応すべきリスクや部署・事務所毎のリスク点検結果もふまえて監査を実施した。 2. 経済安全保障への対応 - 前中期計画期間に設置した企画部総括審議役（経済安全保障担当）の下、2024 年 4 月に「安全保障貿易管理に関する規程」を施行し、情報提供や社内研修を実施している他、社内の関連業務手順を文書化した。 2025 年 2 月には経済安保ウェビナーを開催（日本商工会議所後援）し、米中の関連規制の解説や弁護士による見解の共有、また、経済産業省担当官による「経済安全保障経営ガイドライン」の紹介など、中堅・中小企業等の日本企業に対し経済安保上の留意点等を広く情報発信した。 - 日本商工会議所・東京商工会議所や業界団体等との連携による経済安全保障に関するワークショップを開催した。ワークショップではジェトロ及び専門家から中国輸出管理の最新動向について解説した他、参加企業と経済安全保障対応の社内体制、米中輸出管理・制裁リスト調査、制裁リスト企業との取引等の意見交換を実施した。 - ビジネスと人権については、サプライチェーンと人権に関する海外の法制化動向や企業への適用事例、人権尊重に取り組む企業の事例等のレポート等の特設ページより情報発信した他、毎年ウェビナーを開催し日本企業向けに広く普及啓発を行った。また、ビジネスと人権に関する中堅・中小企業の対応を支援すべく、地方の中堅・中小企業向けに対面セミナーを実施した。2025 年 7 月～2026 年 3 月には、海外ビジネスを行う中堅・中小企業を対象に、各社の課題や事業形態に合わせた個別支援および支援企業同士の意見交換を目的とした合同ワークショップを実施した結果、中小企業 5 社が取組事例を創出した 3. 情報管理及び情報セキュリティの確保 - 情報セキュリティに関する e-learning 研修を毎年 1 回全職員向けに実施し、受講率 100%を継続して達成。また、CIO 補佐を講師に迎え、セキュリティセミナーを全職員向けに毎年実施した。 （実施内容） 2023 年度： 第 1 回：調達仕様書作成の改訂ポイント及び作成に当たる留意 第 2 回：クラウドサービス利用の留意点と政府統一基準群改正のポイント 2024 年度： 第 1 回：サイバーインシデント事例の説明及び解説、インシデント事例より職員として実施すべき対策 第 2 回：調達仕様書ひな形・仕様書作成ガイドライン改定のポイ			
--	---	--	--	--

	ント 2025 年度： 第 1 回：サイバーインシデント事例の説明及び解説、インシデント事例より職員として実施すべき対策 第 2 回：調達仕様書ひな形・仕様書作成ガイドライン改定のポイント ・全職員を対象とした標的型メール訓練を 2023 年度以降、年 6 回程度実施し、開始当初と比較して開封率は 3.52%減少した。 ・役員・管理職を対象に、CSIRT 訓練も毎年実施し、インシデント時の意思決定及び対応プロセスの実効性を強化した。 （実施内容） 2023 年度：マルウェア感染を想定したインシデント対応に関する机上訓練 2024 年度：インシデント発生を想定した疑似体験型訓練 2025 年度：ランサムウェア感染によるシステム停止および情報漏えい疑いを想定した訓練 ・情報の機密性の格付けについて、政府の定義に合わせるために情報セキュリティ規程と情報セキュリティ対策に関する内規の改定を実施した。また、秘密度ラベリングポリシーの変更も同じタイミングで実施をした。 ・ジェトロ総合 ICT 基盤のパブリッククラウド（AWS）上にクラウド監視用センサーを導入し、監視情報を第 2GSOC（政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム）へ共有することで連携を強化した。 ・2024 年度にサイバー攻撃の兆候をいち早く検知・対応できるよう、基盤システムにおけるログの監視・分析体制の強化及び高度化、自動化による効率化を実施した。 ・IT-BCP（情報システム運用継続計画）を策定しつつ、ランサムウェア被害からのサイバーレジリエンスを強化するため、ジェトロの共有ファイルストレージに対してバックアップ・リカバリ機能を追加し、インシデントから迅速に復旧できる仕組みを構築した。 4. 人材育成や人材の多様化 ・人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出す「人的資本経営」を取組の基本方針とし、中期目標を踏まえつつ、人材の育成・多様化を図った。2025 年 4 月に開始した新人事制度の開始に合わせて、職員の自律的・主体的な能力開発を後押しする環境整備も推進した。 ・新入職員から管理職層までの階層別研修を計画どおり実施し、組織として求める能力・マネジメントスキルの底上げを図った。課長代理候補者や管理職候補者、新任管理職向け研修など、役割と課題に応じた研修を継続した。管理職およびその候補となる層のマネジメント能力向上を目的とした研修体系の見直しを継続的に実施。評価者研修やキャリア形成支援施策等、新人事制度の運用に不可欠な研修について、内容の更新、整備を行った。また、語学学習・資格取得等を支援する自己啓発補助制度の周知を行い、制度利用を促進した。このほかサブスク型 e ラーニングの受講を整備し、職員の自律的能力開発を促進した。 ・若手職員の育成施策として海外実務研修生制度を継続実施し、毎年 10～15 人程度の人員を海外に派遣したほか、社内公募制度（国内外事務所）も拡充した。 ・新人事制度の運用を支える基盤として、タレントマネジメントシステムを導入。同システムのキャリア開発支援への活用を想定し運用フロー・説明資料の整備を進めた。また、職員が中長期キャリア目標を設定する「キャリアデザインシート」を導入。所属長との 1on1			
--	---	--	--	--

	や評価面談で活用できるよう、自律的なキャリア形成を後押しする仕組みを整えた。また、キャリアデザイン研修やキャリア支援セミナー等、キャリアパス情報の発信を継続し、組織が求める能力・知識・スキルおよびポスト情報を職員が把握できる環境づくりに取り組んだ。 ・女性の活躍推進について、女性管理職比率は年々上昇傾向にあり、2025 年度末時点で 22％であった。また、ライフステージに配慮した活躍促進に取り組み、キャリア支援プログラムに加え、管理職登用や国内外配置の検討・情報提供を継続した。また、産休・育休職員向けキャリア相談体制を整備・継続運用を行い、制度利用者に対する相談対応・情報提供を実施した。また、利用者の状況に応じた柔軟な復職支援のあり方について、制度の運用面の見直し・柔軟化に向けた検討を行った。 ・第六期中期計画で定めた方針を踏まえ、毎年総合職 15 人程度の経験者を採用し、専門分野に精通した外部人材の登用を進めた。 ・ナショナルスタッフ（NS）登用を進めるため、今後の NS の中核的人材育成とインセンティブ・能力向上を目的に、2023 年度は事務所・地域単位の「プロジェクト研修」を 12 事務所にて実施し、コミュニケーション能力やチーム力向上を図った。また NS 個人の自己研鑽を目的とした「スキル研修」を実施し、データ分析やデジタルマーケティング、会計や語学等の講座を約 50 人が受講した。2024 年度は、NS の管理職への登用を進めるため、1 人が本部で勤務し、管理職候補者への研修やキャパシティビルディング研修他、人材育成を行った。2025 年 7～9 月には、前年度新設したキーウ事務所 NS に対し、ジェトロの組織や各事業部門の取組理解、日本の公的機関としてのコンプライアンス遵守の徹底などをテーマとする本部での集中研修を実施した。 ・障害のある職員に対して個別面談を継続実施し、働きやすい環境整備を行った。 5. 働き方改革の推進 ・働き方改革の一環として、職員の業務効率化による機構全体の生産性の向上、仕事と生活の調和、多様で柔軟な働き方の実現及び業務の継続性の確保のため、テレワークに関する内規運用を開始した。また、勤務地を限定する職種の運用等により職員の様々なライフ・ステージに対応している他、人事アンケート等にて適材適所の人材配置を図っている。 ・プラチナえるぼし（2021 年 10 月認定取得）と、プラチナくるみん（2024 年 1 月認定取得）について、行動計画に沿って活動し、独立行政法人でジェトロが唯一となるダブルプラチナ認定を維持した。 6. 安全管理 ・国内外事務所における安全対策マニュアルや緊急連絡網の継続的な点検・更新を着実に実施した。 ・新人研修、海外赴任者研修を通じ、職員の安全意識と対応能力の向上を図るとともに、海外においては衛星電話配備方針など、危機対応基盤の強化を推進した。さらに国内外で発生した緊急事案に対して、都度、安否確認、注意喚起、専門機関による助言の提供および必要な対応等を機動的に実施することで、平時の備えと有事の対応の双方において、実効性ある安全管理体制の維持・構築とした。 ・また、リスクの高い国・地域における事業実施および渡航については、外部専門機関によるリスクアセスメントや助言、海外事務所等からの情報を踏まえ、事前に安全対策を確認した上で実施可否を判断する運用を継続的に実施した。特に危険レベル 4（退避勧告）が継続するウクライナにおいては、同国での事業展開に際し、ビジネスミッション実施判断に加え、継続的に発生する現地への出張について、警備会社、外務省、国際協力機構およびリスクコンサルタント			
--	--	--	--	--

	等との緊密な連携ならびに情報収集の下、これに対応し、ジェトロ独自の安全管理フレームワークの運用を確立した。これによりウクライナ復興支援、日本企業支援および職員の安全確保を両立しゼロ・インシデントで完遂した。 - また、中東情勢においても、現地職員および帯同家族の一時退避を行い安全確保したほか、その他の高リスク地域における事業および出張対応においても、事前安全審査を徹底し、全件を安全に完遂した。 7. 環境社会配慮 - 持続可能な開発目標（SDGs）の推進、気候変動、生物多様性、ビジネスと人権等を巡る国際的動向の変化を踏まえ、ジェトロにおける環境及び社会に配慮した業務運営の推進を図るため、2024 年 7 月に「環境社会配慮ガイドライン」の改定を実施。ワーキング・グループ、パブリックコメントの実施および環境社会配慮諮問委員会での審議を経て策定した。 - さらに企業による環境社会配慮の取組支援を図るため、企業の理解促進及び実務対応の支援に資する「ビジネスにおける環境社会配慮の手引き」を作成し公表した。当該手引きについては、ウェブサイト掲載、メールマガジン配信および外部講演を通じて周知を図り、企業等への普及啓発を実施した。 - これらの取組を通じて、内部における業務運営上の環境社会配慮の取組の向上と、外部に対する取組支援および情報提供の強化の双方を推進し、環境社会配慮の一層の促進を図った。 8. 顧客サービスの向上 - 顧客との重要な接点であるウェブサイトについて、利用者目線に立った改善を進め、必要な情報に迅速かつ分かりやすく到達できる環境の整備に努めた。また、SNS については、利用者の属性を外部専門家とともに検証し、ターゲットを明確化。それを対象にした情報発信をタイムリーに行うとともに、新規顧客開拓を意識した新たな SNS も立ち上げ、顧客とのエンゲージメントを高めた。 - ウェブサイト全体の在り方について、利用者視点を起点とした検証を行い、デザイン思考の考え方を取り入れながら、段階的かつ実践的な改修に取り組んだ。具体的には、これまで課題が残っていたレスポンス対応の不十分な箇所について横断的に点検・修正を行い、デバイスに応じて適切に表示される閲覧環境を段階的に整備した。また、一部のページについては、スマートフォン利用を前提とした情報設計・導線の見直しを行い、利用者が直感的に内容を理解し、次の行動へ移りやすい構成とした。これにより、ウェブサイトとしての基礎的なユーザビリティの改善が図られた。併せて、ウェブサイト内での顧客獲得や回遊率向上を目的とした実証実験を実施し、情報配置や導線設計、コンテンツの見せ方による利用者行動の変化について検証を行った。 - 情報提供番組「世界は今」は、映像で分かり易くジェトロの取り組みや国際ビジネスの魅力を伝えるべく、各部署・事務所と連携した制作を行った。視聴者の近年の動向を踏まえ、携帯端末を利用する現役世代の視聴拡大を目的として、番組を紹介する縦長の短編動画を作成し宣伝を行うなど視聴者のすそ野拡大に向け取り組んだ。 - 民間企業等に対してジェトロのサービス内容を伝え、意見を聴取する「サービス向上会議」を全事務所で実施した。お客様のご意見や要望を積極的に入手するため、ウェブサイトにご意見箱を設置し、寄せられたご意見等に対して関係部署と連携し適切に対応した。 9. 法人の長のトップマネジメントの促進 - VMVs に基づいたパーパス経営に因るトップマネジメントに取り組んだ結果、緊急的に政府から要請された「ALPS 処理水の処分に伴う			
--	--	--	--	--

	輸出等の対策に関する特別相談窓口」に係る対応、戦時下のキーウへの事務所開設及び日ウビジネス交流支援等のイレギュラーかつ難易度が高い課題に対しても、組織内で迅速に実施体制を構築し、職員が一致団結して適切に対応することで政策実施機関としての務めを果たした。 ・さらに、ジェトロの外部諮問委員会である運営審議会や日本全国の経済界の要人で構成されている貿易情報センター会長会議において理事長自ら政財界の要人に対してジェトロの取組を PR した。運営審議会委員や貿易情報センター会長からは、ジェトロ事業に対して高い評価をいただくとともに、VMVs に基づいたパーパス経営について賞賛の声をいただいた。 ・国民一般や地域などジェトロを取り巻く多岐にわたるステークホルダーに対して、それぞれの相手に適した広報活動に取り組んだ。例えば、若年層向けには SNS による情報発信を強化し、潜在顧客の開拓にも取り組んだ。また、地方に対しては、貿情センターと地方メディアとの連携の強化による記事掲載を通じたジェトロのプレゼンスの拡大を行った。併せて、SNS の活用については、従来の管理の側面だけではなく、運用の側面について強化を図り、外部専門家との連携によって戦略的な運用を進めている。また、理事長の活動では、定期的な会見だけではなく、表敬訪問受け入れ時のウェブでの情報発信も継続して行った。 V. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・セグメントごとに記載。 VI. 短期借入金の限度額 ・第六期中期目標期間において、2023～2025 年度は借り入れを行っておらず、2026 年度も予定なし。 VII. 財産の処分に関する計画 ・2023～2025 年度にかけて、本事項に該当する事案は発生していない。2026 年度も発生しない予定。 VIII. 剰余金の使途 ・2023～2025 年度にかけて、剰余金は発生していない。 IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備に関する計画 ・区分所有する本部ビルの長期修繕計画に基づいた工事のほか、アジ研においては老朽化対策のための空調・電気設備関連工事等を行った。 2. 人事に関する計画 ・経験者採用も含め優秀な人材の確保をすると共に、中期目標を踏まえた適材適所の配置に努めている。また、必要に応じて外部の専門家人材を活用し、人員体制の強化を図っている。 3. 積立金の処分 ・第五期中期目標期間の最後の事業年度（2022 年度）における積立金のうち 31 億 2,800 万円について第六期中期目標期間の業務の財源に充てるため 2023 年 6 月に経済産業大臣に申請を行い、同月承認を受けた。 ・2023 年度以降、自己収入で取得した固定資産の減価償却費や前払費用等に各年度で充当した。充当金額は 2023 年度が 4 億 900 万円、2024 年度が 2 億 7,100 万円となり、2025 年度は 4,000 万円となる予定。 4. 中期目標期間を超える債務負担			
--	--	--	--	--

	・海外事務所における借館契約など性質上やむを得ないものについて 契約を行った。			
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（別添）中期目標、中期計画

項目別調書NO	対応する中期目標	対応する中期計画
I-1 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化	3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 （1）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化 海外現地と国内のイノベーション・エコシステムの接続を強化し、資本・技術・人材が国内外で双方向に循環するエコシステムを形成・強化することにより、日本経済の成長及び競争力の強化に貢献する。具体的には、対日直接投資の促進、日本企業と海外企業との協業・連携の促進、日本のスタートアップの海外展開の支援において、量的拡大に加えより質の高い案件の創出を行うとともに、国内外の日本企業における高度外国人材の活躍推進に向けた取組を強化する。 ① 対日直接投資や協業・連携等の促進 対日直接投資は、海外から高度な人材・技術・豊富な資金を呼び込むことでイノベーション創出や海外経済の活力の取り込みにつながり、日本経済全体の成長や地域経済の活性化に貢献するものである。デジタル・グリーン等の分野で新たな市場が創出される中、日本がグローバルバリューチェーンの重要な核であり続け、「対日直接投資促進戦略」で定めた「2030 年における対内直接投資残高 80 兆円」という政府目標の達成に貢献するため、政府・地方自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある。 日本貿易振興機構は、我が国の政府機関における対日直接投資の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関と連携し、誘致戦略の策定、外国政府、企業等へのプロモーション活動を推進するとともに、スタートアップをはじめとする有望な外国企業・プロジェクトの発掘、国内外企業やアカデミア、関係機関等の間のマッチング機会の提供等により、外国企業誘致や協業・連携促進に資する支援を行う。特に、経済安全保障にも留意しつつ、対日直接投資のもたらす多様な効果に照らし、イノベーション創出に資する対日直接投資を重点的に推進することで、海外からの資金や革新的技術・ノウハウ等を受け入れ「対日直接投資促進戦略」で掲げられた、「イノベーション・エコシステム」の形成・拡大等への貢献を通じ、対内直接投資残高の倍増目標にも寄与していく。加えて、地域経済の活性化に資する対日直接投資の重点的な支援や、日本に進出した外国企業の更なる国内展開に向けた活動も積極的に行っていく。なお、日本貿易振興機構が支援した事業者の経済効果の検証も行っていく。具体的には、以下の取組を推進する。	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化 1-1. 対日直接投資や協業・連携等の促進 世界規模の経済社会環境の変化が継続的に生じる状況において、日本がグローバル・バリュー・チェーンの重要な核であり続けるためには、資本・技術・人材の国内外での循環を継続的に生み出すことが必要である。そのため、政府の「対日直接投資推進会議」での議論や、「対日直接投資戦略」で定めた目標を踏まえつつ、中期目標で定められた対日直接投資誘致及び協業・連携プロジェクト組成の成功件数等の目標を実現すべく、国内外のネットワークを積極的に活用し、以下の取組を行う。中期目標で定められたプロジェクト成功件数のうち、対日投資誘致成功件数378件については、2023年度に85件、2024年度に90件、2025年度に補正予算分を含めて 98件（95件＋補正見込件数3件）、2026年度に補正予算分を含めて105件（100件＋補正見込件数5件）の達成を、国内外での協業・連携案件の成功件数78件については、2023年度に16件、2024年度に17件、2025年度に補正予算分を含めて19件（18件＋補正見込件数1件）、2026年度に補正予算分を含めて26件（23件＋補正見込件数3件）の達成を、それぞれ目指すものとする。それらの成果をより効果的に生み出し、また、それら取組を契機として、自律的な国内外の資本・技術・人材の循環を促すため、国内外の関係機関等とのネットワーク構築に努める。具体的には、政府・地方自治体に加えて、国内外のアカデミアや地域の産業コミュニティ等、多様なプレイヤーとの連携を図っていく。 これら取組の推進に当たっては、産業別・地域別の知見の蓄積を図るとともに、潜在的に事業ニーズを有する国内外企業等の関心の喚起や、意思決定の後押し等を行うことに留意する。また、対日投資もしくは国際協業連携の取組を、二国間・多国間経済産業協力の柱として政策枠組みと協調的に実施することで、それら枠組みに貢献するとともに、事業効果の最大化及び持続性の確保に努めるものとする。 令和5年度補正予算（第1号）、令和6年度補正予算（第1号）及び令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）における成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進するために措置されたこと、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）における日本経済・地方経済の成長力を強化するために措置されたこと、及び「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）における危機管理投資及び成長投資を通じた日本経済の成長力の強化並びに防衛力と外交力の強化のために措置されたことを認識し、対内直接投資促進、協業連携促進に活用する。
	（関係機関との連携、イノベーション創出と地域経済活性化の推進） 日本貿易振興機構が長年培ってきた対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、国内外ネットワークを活用しながら、海外における攻めの誘致活動を展開し、ワンストップで外国企業の拠点設立・事業拡大を支援する。 特に、デジタル化、グリーン社会の実現等のポストコロナに向けた国際的な社会の変革、国内における人手不足の問題や地域における社会課題の増加等の社会環境の変化に対応するとともに、より持続的な日本経済社会の発展に貢献していく。そのためには、目標期間中における政府の政策ニーズや国内外の環境変化を踏まえ、今後成長が見込まれる、もしくは成長を生み出すべき産業分野を見極め、イノベーション創出や地域経済活性化に資する対日直接投資に重点を置く。 具体的には、(1) 高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法（ビジネスモデル）を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業、(2) 国内のイノベーション環境の向上に貢献	（1）対日直接投資の促進及び関係機関との連携によるイノベーション創出と地域経済活性化の推進 対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、国内外ネットワークを活用しつつ、海外における攻めの誘致活動を展開し、ワンストップで外国企業の拠点設立・事業拡大を支援する。また、こうした取組の推進に当たっては、政府・地方自治体に加えて、アカデミアや地域のエコシステム等、多様なプレイヤーとの連携を図っていく。 特に、デジタル化、グリーン社会の実現等のポストコロナに向けた国際的な社会の変革、国内における人手不足の問題や地域における社会課題の増加等の社会環境の変化に対応し、より持続的な日本経済社会の発展に貢献するため、以下の事業を対象とする。 ①高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法（ビジネスモデル）を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業 ②国内のイノベーション環境の向上や国内外を結ぶエコシステムの形成に貢献する事業

	する事業、(3)地域資源の活用促進や、地場の中堅・中小企業のビジネス拡大等の地域経済活性化に資する事業、(4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業を対象とする。またこうした取組の推進に当たっては、政府・地方自治体に加えて、アカデミアや地域のエコシステム等、多様なプレイヤーとの連携を図っていく。 なお、取組の推進に当たっては、資本・技術等の国内外の循環を生み出す、スタートアップやアクセラレーター、ベンチャーキャピタル（VC）等のスタートアップ・エコシステム関係者の誘致に留意する。	③国内の社会課題解決及び進出地域の経済活性化に資する事業 ④その他政府の政策ニーズに基づいた事業 なお、取組の推進に当たっては、資本・技術等の国内外の循環を生み出す、スタートアップやアクセラレーター、ベンチャーキャピタル等のスタートアップ・エコシステム関係者の誘致に留意する。また、地方自治体、スタートアップ・エコシステム拠点都市構想等で示される広域経済圏、産業コミュニティ、地域中核研究機関等との事業形成等に努め、地域の経済活性化に貢献する。
	（国内外における協業・連携の促進） 国内外に広がる新たな市場や産業分野に参入しビジネスを拡大していくためには、優れた技術やビジネスモデルを持つ外国企業との協業・連携による日本企業のオープンイノベーションを促進させ、社会実装や企業の成長につなげていくことが重要である。また、海外企業との連携を通じた国内外の社会課題解決に貢献するビジネスの共創も重要。日本貿易振興機構は、新興国企業との新事業創出を通じた日本企業文化変革を狙う「アジアDXプロジェクト」等の取組にも留意しつつ、ビジネスマッチングプラットフォームである、「Japan Innovation Bridge（J-Bridge）」等を通じて、有望な国内外の企業やプロジェクト情報の発信や、国内外企業を中心とするイノベーション・エコシステム関係者間での業務提携、技術提携、共同研究開発、出資等の国内外における双方向での協業・連携を促進し、スタートアップを含む日本企業のオープンイノベーションの加速に貢献していく。 特に、日本企業と現地企業との協業・連携が期待できる国や地域（国内含む）において、関係者間のネットワークを構築しつつ、イベントの実施やスタートアップをはじめとする外国企業やエコシステム関係者と日本企業のマッチング機会の提供、土業専門家等による相談対応等によるハンズオン支援を実施するなど、各地域の環境に応じた効果的・効率的な支援メニューの充実を図る。これらの取組により、国内外の環境変化や政策動向も踏まえつつ、例えば、デジタル・グリーン分野等を中心に新製品・新サービスの創出を通じた、新規のビジネス展開、現地や国内の社会課題解決に資する協業・連携事業を組成する。	（2）国内外における協業・連携の促進 新興国企業とのデジタル技術等を活用した新事業創出を通じ、日本企業文化変革を狙う「アジアDXプロジェクト」等の取組にも留意しつつ、ビジネスマッチングプラットフォームである、「Japan Innovation Bridge（J-Bridge）」等を通じて、有望な国内外の企業や参画可能性のあるプロジェクト情報の発信や、国内外企業を中心とするイノベーション・エコシステム関係者間での業務提携、技術提携、共同研究開発、出資等の国内外における双方向での協業・連携を促進する。具体的には、（1）イノベーション創出に資する事業、（2）国内外のイノベーション・エコシステムの結合に資する事業、（3）国内外の社会・地域課題解決に資する事業、（4）その他政府の政策ニーズに基づいた事業を対象とすることで、スタートアップを含む日本企業のオープンイノベーションの加速に貢献する。 特に、日本企業と現地企業との協業・連携が期待できる国や地域（国内含む）において、関係者間のネットワークを構築しつつ、イベントの実施やスタートアップをはじめとする外国企業やエコシステム関係者と日本企業のマッチング機会の提供、土業専門家等による相談対応等によるハンズオン支援を実施するなど、各地域の環境に応じた効果的・効率的な支援メニューの充実を図る。国内外の環境変化や政策動向も踏まえつつ、例えば、デジタル・グリーン分野等を中心に新製品・新サービスの創出を通じた、新規のビジネス展開、現地や国内の社会課題解決に資する協業・連携事業を組成する。
	（国内の投資環境・ビジネス環境の改善） 多くの国・地域が外国企業の誘致に向けて熾烈な競争を繰り広げる中、これを勝ち抜き有望な外国企業を呼び込むためには、日本の投資環境・ビジネス環境を不断に改善していくことは必須となる。日本貿易振興機構は引き続き、日本に進出済みの外国企業、外国大使館及び経済団体等との交流、対日投資支援活動、各種調査で得られた知見を通して、日本の投資環境・ビジネス環境に関する要望を吸い上げ、公表するとともに、実際の環境改善につながるよう、関係各所に働きかけを行い、日本への誘致（一次投資）だけでなく、進出済み外国企業の更なる国内展開（二次投資）に貢献する。	（3）国内の投資環境・ビジネス環境の改善 投資誘致機関としての知見を十分に活かし、日本の投資環境・ビジネス環境を不断に改善するための諸活動を行う。具体的には、企業への個別支援や「対日投資相談ホットライン」の窓口相談等を通じてニーズの把握に努める。また、各種調査等で得られた知見を蓄積し、政府や関係機関が有する対日投資関連会合等に提言や情報提供を行う他、実際の環境改善につながるよう、関係各所の取組への協力や働きかけ等を通じ、日本への誘致のみだけでなく、進出済み外国企業の更なる国内展開に貢献する。
	（対日直接投資や協業・連携促進に向けた情報発信） 潜在層・顕在層双方の情報ニーズに対応したプロモーション活動を継続・強化する。SNSを用いたプッシュ型の情報発信、ウェブサイトやレポート等のメディア・コンテンツを用いた情報提供等を不特定多数に向けて実施し、日本市場の認知度向上を目指すとともに、SNSやウェブサイトのデータ分析を通じターゲット像を特定することで、そのニーズに即した形でのトップセールスやイベント・セミナーの実施等の戦略的な活動を企画し、具体的な投資や協業・連携に向けたアクションを誘引する。	（4）対日直接投資や協業・連携促進に向けた情報発信 潜在層への訴求、及び顕在層の情報ニーズに対応したプロモーション活動を継続・強化する。SNSを用いたプッシュ型の情報発信、ウェブサイトやレポート等のメディア・コンテンツを用いた情報提供等を不特定多数に向けて実施し、日本市場の認知度向上を目指す。SNSやウェブサイト等のデータ分析を通じターゲット像を特定することで、そのニーズに即した形でのトップセールスやイベント・セミナーの実施やコンテンツ制作等の戦略的な活動を企画・実施する。これらの活動により、具体的な投資や協業・連携に向けたアクションを誘引する。
	②日本のスタートアップの海外展開の促進 スタートアップの海外展開は、日本経済のダイナミズムと成長を促すことに貢献するものである。また、2022年に策定された「スタートアップ育成5年計画」においても、スタートアップ・エコシステム	1-2. 日本のスタートアップの海外展開の促進 日本のスタートアップの海外展開は、日本経済のダイナミズムと成長を促すことに貢献するものである。2022年に策定された「スタートアップ育成5か年計画」において、スタートアップ・エコシステムの

	の創出にあたっては、グローバル市場に果敢に挑戦するスタートアップを生み出していくことが前提とされ、将来においては、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出することにより、我が国が世界有数のスタートアップの集積地になることを目指すとされている。 これを受け、日本貿易振興機構としても、政府や関係機関等と連携し、海外展開を目指す日本のスタートアップの支援を強化するべく海外現地アクセラレーター等を活用した現地エコシステムへの接続の更なる強化、及び、海外展開を通じてスケールすることを目指すイノベーション人材育成の更なる強化に取り組み、スタートアップ育成5か年計画における目標達成に貢献する。	創出にあたっては、グローバル市場に果敢に挑戦するスタートアップを生み出していくことを前提に、将来、ユニコーン100社、スタートアップ10万社を創出することにより、我が国を世界有数のスタートアップ集積地とする方針である。 その中で、ジェトロには日本のスタートアップのグローバル展開支援で中心的な役割を果たすことが期待される。具体的には、世界で戦い、勝てるスタートアップとして選ばれたJ-Startup企業を中心にグローバル展開の集中支援を行い、トップ層の引き上げを図る。加えて、世界で勝てるスタートアップの裾野拡大にも貢献する。支援に当たっては、関係機関や大学等と密接に連携しながら、スタートアップの成長ステージに合わせた支援事業を実施する。中期目標で定められたスタートアップの海外展開成功件数180件については、2023年度に35件、2024年度に35件、2025年度に補正予算分を含めて51件（42件＋補正見込件数9件）、2026年度に補正予算分を含めて59件（48件＋補正見込件数11件）の達成を目指す。 また、海外でのスケールを目指す起業家を育成するために、起業家育成プログラム等により次世代の担い手となる人材の育成強化を図り、5年間で1,000人の人材を海外に派遣するという政府目標の達成に協力する。中期目標で定められた海外展開支援件数2,148件には、この海外派遣支援が含まれる。2023年度に500件、2024年度に補正予算分を含めて600件（500件＋補正見込件数100件）、2025年度に補正予算分を含めて548件（500件＋補正見込件数48件）、2026年度に725件（675件＋補正見込件数50件）の達成を目指す。 令和5年度補正予算（第1号）、令和6年度補正予算（第1号）及び令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）における成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進するために措置されたこと、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）における日本経済・地方経済の成長力を強化するために措置されたこと、及び「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）における危機管理投資及び成長投資を通じた日本経済の成長力の強化並びに防衛力と外交力の強化のために措置されたことを認識し、スタートアップの海外展開支援等に活用する。
	（関係機関との連携、現地エコシステムへの接続強化） 海外の先進的な研修プログラムの活用等により、起業後の早い段階で海外展開を行うボーングローバルスタートアップを支援し、その増加を促す。また、日本貿易振興機構は各国のイノベーション・エコシステムに入り込み、アクセラレーターやベンチャーキャピタル（以下「VC」という）、各国政府のスタートアップ関係機関等と緊密なネットワークを形成し、J-Startup企業の海外サポーターズを増やすことで、日本のスタートアップによる海外のリスクマネー獲得や海外での起業、海外市場の獲得を効果的・効率的に支援する。	（1）現地エコシステムへの接続強化及び関係機関と連携した支援の提供 海外の先進的な研修プログラム等への参加支援により、起業後の早い段階で海外展開を行うボーングローバルスタートアップを支援し、その増加を促す。各国のイノベーション・エコシステムに入り込み、アクセラレーターやベンチャーキャピタル、各国政府のスタートアップ関係機関等と緊密なネットワークを形成し、J-Startup企業をはじめとする日本のスタートアップの海外サポーターズを増やし、協力することで、海外のリスクマネー獲得や海外での起業、海外市場の獲得など、日本のスタートアップの個々の要望と段階に応じた支援を提供する。
	（世界で勝てるスタートアップの裾野拡大） J-Startup企業や日本の潜在的な強みであるディープテック分野等のスタートアップの活躍・成長を推進するとともに、海外展開に意欲のあるスタートアップへの支援や地域のスタートアップの発掘を通じて、世界で勝てるスタートアップの裾野拡大にも貢献する。特に、日本の潜在的な強みであるディープテック分野のスタートアップ支援を強化する。	（2）世界で勝てるスタートアップの裾野拡大 海外展開に意欲のある日本のスタートアップのステージや分野に応じた支援を、国内外各機関とも連携して、成長を通じたステップバイステップで実施していく。J-Startup企業や日本の潜在的な強みであるディープテック分野等に関して、技術分野に応じた支援（研修プログラム、各国エコシステムへの接続、展示支援等）を実施し、スタートアップの活躍・成長を推進する。ジェトロの国内ネットワークを活用して地域のスタートアップの発掘を通して、世界で勝てるスタートアップの裾野拡大にも貢献する。
	（起業家等育成の強化） 起業家等育成プログラムを通じて、経済産業省と連携しながら、次世代のイノベーションの担い手となる人材の育成強化を図る。シリコンバレーをはじめとした世界各地のイノベーション拠点において、現地の投資家や起業家等から指導を受ける、或いは海外を知る機会を提供し、グローバルに通用する起業	（3）起業家等育成の強化 起業段階から世界を目指すマインドセットを持った起業家育成のため、起業家等育成プログラム等を通じて、経済産業省と連携しながら、起業して間もない起業家や将来の起業家等を、シリコンバレーをはじめとした世界各地に派遣し、現地の投資家や起業家等から指導を受ける、或いは海外を知る機会を提

	家等のイノベーション人材を育成していく。	供する。
		(4) 適切な支援の提供 日本のスタートアップのそれぞれのニーズを見極め、上記の(1)～(3)の事業に適時に適切につなげるにより、これら事業によって目標とする海外展開成功件数を達成するとともに、質の高い成功を実現する。
	③高度外国人材の活躍推進 高度外国人材の活躍推進は、海外ビジネスの拡大やイノベーション創出により、日本企業の国際競争力を強化し、日本経済の活性化に貢献するものである。日本貿易振興機構は、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」(令和4年6月7日閣議決定)や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)、「アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)」(令和4年1月10日発表)等に掲げられた高度外国人材の受け入れ促進を着実に実施するべく、関係府省庁、国際協力機構や日本学生支援機構等の独立行政法人、大学等の関係機関との連携の下、国内留学生の国内就職・定着支援、在外日系企業における現地高度人材採用の促進等に取り組み、国内外の日本企業・日系企業全体の人材の多様化によるイノベーション創出、国際競争力の強化に貢献していく。具体的には、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じた高度外国人材の受入れに関する情報提供、伴走型支援等を実施する。加えて、特に起業家人材等が豊富なアジア地域に重点を置き、優れた起業家・イノベーション人材等の高度外国人材の新たな発掘・獲得を行う。	1-3. 高度外国人材の活躍推進 日本企業に多様性や革新性をもたらし、海外ビジネスの更なる拡大やイノベーション創発の担い手として期待されている高度外国人材の確保・定着が遅れている政策課題を踏まえ、関係省庁や地方自治体、関係独立行政法人、大学等の関係機関との連携を一層深化させることで、2018年にジェトロに設置された「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の発信、連携、マッチング機能を強化し、外国人材が活躍する日本企業を国内外で創出していく。とりわけ高度外国人材の活用・定着が進まない地域の産学官による取組を支援する事業を拡大していく他、ジェトロが有する海外ネットワークの強みを活かした発信型事業と繋ぎ支援を実施することで、内外一体の事業体制の整備を進めていく。事業実施にあたっては、個別の企業の取組に専門相談員が寄り添う伴走型支援を基軸に、関連事業を有機的に組み合わせていく。また、事業実施を通じて政府の関連施策を国内外の現場に展開していくとともに、支援企業や関係機関からもたらされる現場のニーズを政策サイドに届ける役割を強化していく。支援対象は、中堅・中小企業に重きを置きつつ、国内外のエコシステムを循環する多様かつ高度な人材を確保するため、事業実施の地域、仕組み、テーマに応じて、スタートアップ企業や大手企業、又は外資系企業等へも拡大していく。
	(国内留学生の国内就職・定着支援、在外日系企業における高度外国人材の活躍推進) 高度外国人材の有する知識や技能を日本企業の競争力強化につなげていくため、日本国内における留学生等の就職・定着支援に加え、在外日系企業が現地でビジネスを拡大していくにあたっての、海外における高度外国人材の活躍を推進する。	(1) 国内留学生の国内就職・定着支援、在外日系企業における高度外国人材の活躍推進 日本国内における留学生等の就職・定着支援に向け、育成定着講習会やジョブフェアの実施、行政書士や社会保険労務士等のスペシャリストによる相談業務を行う。また、在外日系企業への現地学生の就業機会の提供及び現地学生の日本国内での就業機会の提供を目指し、新たに現地大学等と我が国企業を繋ぐ業務を実施する。
	(地方における高度外国人材の活躍推進) 地方において高度外国人材の受入・定着が進まない状況を改善するため、産学官で連携し、地方大学に在籍する外国人留学生等を対象とした地方企業等への就職・定着支援や、地方企業による外国人材の積極的な採用を促すための受入れ体制構築支援を行う。	(2) 地方における高度外国人材の活躍推進 地方における高度外国人材の活躍推進による中堅・中小企業の海外展開促進・地域活性化を目指し、関西や北陸地方等で大学・産業界・ジェトロ等が一体となって地元企業を支援する高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業を実施する。同コンソーシアムを通じて地域企業のニーズに基づいた支援プログラムを実行し、一層の地元企業への就職を支援する。
	(アジア地域における優れた起業家・イノベーション人材等の発掘・獲得) 起業家人材等が豊富なアジア地域に重点を置き、イノベーションを創出することのできる独創的なアイデア、技術を有するとともに、これらを活用していく能力を有する優れた高度外国人材の新たな発掘・獲得に努める。	(3) アジア地域における優れた起業家・イノベーション人材等の発掘・獲得 アジア地域とのイノベーション協力の推進や国内のイノベーション・エコシステムのグローバル化に向けた環境整備を行うという政策目的の下、独創的なアイデアや技能を有する高度外国人材を対象に経済産業省や地方自治体が実施する事業やイベントについて、これら実施主体からの要請に基づき、政策資源が確保された範囲のなかで、対象となる高度外国人材に対して事業等への参加を呼びかけるなどの協力を行う。
1-2 農林水産物・食品の世界市場展開の促進	(2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、農林水産物・食品の輸出額について「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」という目標が掲げられている。日本貿易振興機構は、これまで培った知見と国内外のネットワークを活かし、政府、地方自治体、業界団体等と連携して、農林水産物・食品の輸出を推進する。特に、2030年に5兆円との野心的な目標を見据えて、2026年度までの本中期目標の期間においては、輸出の裾野拡大、すなわち、国内で新たに輸出に取り組む事業者や海	2. 農林水産物・食品の世界市場展開の促進 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において掲げられた2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額に関する目標の達成に貢献していくためには、特に2030年に5兆円との野心的な目標を見据えて、2026年度までの本中期目標期間においては、既に輸出に取り組んでいる事業者に対する支援はもとより、輸出の裾野の拡大、すなわち、国内で新たに輸出に取り組む事業者や海外で日本産農林水産物・食品を取り扱うバイヤー等の事業者の増大による商流網の

	外で日本産農林水産物・食品を取り扱うバイヤー等の事業者の増大による商流網の拡大、海外現地における消費需要の掘り起こしを行う。加えて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和4年12月5日改訂）及び改正輸出促進法（令和4年10月 1 日施行）を踏まえ、認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「認定品目団体」という。）との連携を強化するとともに、「輸出支援プラットフォーム」を活用した支援を行う。また、海外マーケットに対してのプロモーション活動を強化していくことで日本の農林水産物の認知度を向上させ、農林水産物・食品の更なる輸出支援機会の提供に繋げていく。特に、オール・ジャパンでの統一的なプロモーション、日本食・食文化の海外での普及を通じた戦略的な輸出プロモーションを実施する。 （農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者に対する総合的支援） 輸出に取り組む事業者に対する海外バイヤー等とのリアル・オンライン双方での商流構築機会の提供、専門家による個別企業へのハンズオン支援、海外市場情報の発信・提供等、総合的な支援を実施する。 （輸出の裾野拡大に向けた事業者の新規獲得） 輸出の裾野拡大に向けて、認定品目団体、地方自治体、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）等と連携しつつ、海外の規制やニーズに対応したマーケットインの発想に基づく輸出にチャレンジする産地・事業者の育成・展開、海外バイヤー等海外で日本産農林水産物・食品を取り扱う事業者の新規獲得等に取り組む。 （認定品目団体との連携強化） 認定品目団体と密接に連携し、輸出先国・地域の市場調査、商談会や見本市への参加、ジャパンプランドを活用した販路・商流開拓、オール・ジャパンでのプロモーション活動等を積極的に支援していく。 （輸出支援プラットフォームを通じた支援） 輸出先国・地域の規制への対応、消費者の嗜好、ニーズ等に基づく販売促進を行うため、日本食レストラン等と連携した新たな商流開拓、現地主導のプロモーション等を現地発で推進する。プロモーションの実施に当たっては、地方自治体等との連携も追求しつつオール・ジャパンで効果的、戦略的な売り込みに取り組む。	拡大、海外現地における消費需要の掘り起こし等に取り組む。輸出に取り組む事業者に対する支援にあたっては、政府、改正輸出促進法（令和4年10月1日施行）に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「認定品目団体」という。）、地方自治体、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）等と連携し、かつ、ジェトロの有するツールと日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOOD0」という。）のプロモーションを組み合わせながら、マーケットインの発想に基づく輸出を総合的に支援する。 また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和4年12月5日改訂）を踏まえ、運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会において認定品目団体等との意見交換を継続し、連携するとともに、改正輸出促進法を踏まえ、認定品目団体の依頼に応じて、輸出促進業務の実施に必要な助言その他の援助を行うよう努める。さらに、輸出市場として有望な重点都市に設立することとされた「輸出支援プラットフォーム」の設立・運用において必要な役割を果たす。 2-1. 農林水産物・食品事業者の輸出支援 輸出に取り組む事業者に対する海外バイヤー等とのリアル・オンライン双方での商流構築機会の提供、専門家による個別企業へのハンズオン支援、海外市場情報の発信・提供など、総合的な支援を実施する。また、新たに輸出に取り組もうとする事業者に対する支援、海外バイヤー等海外で日本産農林水産物・食品を取り扱う事業者の新規獲得等に取り組む。
		（1）商流構築支援 海外見本市への出展支援、国内外でのリアルな商談会やオンライン商談会の開催、サンプルショールームの設置・運営、バイヤー招聘、国内商社とのマッチング、海外コーディネーターによる商談の組成、デジタル・プラットフォームを通じた商談等により、国内の事業者が海外企業との商流を構築するための機会を提供する。また、日系・非日系を問わず海外の大型小売事業者との商談会を継続的に実施できるよう取り組む。リアルとオンラインの併用については、試飲・試食が不可欠という飲食料品分野の特徴を踏まえつつそのベストミックスの達成に取り組む。
		（2）個別企業へのハンズオン支援 輸出に取り組む事業者の輸出商品や経営状況に合わせて、輸出戦略の策定から、商談準備・同席・フォローによるパートナーとなる海外バイヤーとの結び付け、輸出契約の締結まで、専門家によるシームレスなコンサルティング等の実践的な支援を行う。
		（3）輸出の裾野の拡大 特に2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額に関する野心的な目標の達成に向けて、輸出

		の裾野の拡大に取り組む。すなわち、説明会やセミナーの開催、個別相談の受付、専門家による支援等により、これまで輸出に取り組んでこなかった国内事業者等に輸出に取り組んでもらうよう慫慂するとともに、新たな国・地域への輸出や、新たな品目・商品の販路開拓等を目指す国内事業者の取組を後押しする。また、海外で日本産農林水産物・食品を取り扱うバイヤー、小売店、レストラン、EC事業者、デリバリー事業者等の新規獲得を含む商流網の拡充、消費需要の掘り起こしを図る。 なお、新たに輸出に取り組む国内事業者の増加に取り組む際には、認定品目団体、地方自治体、GFP等と連携する。
		（4）情報発信・提供等 海外市場の情報の積極的な発信や輸出に関する知識やノウハウの普及を通じて、国内事業者の輸出への更なる関心の喚起、輸出意欲の掘り起こしを図る。また、個別引合い情報の紹介スキームや輸出のスキルアップへの支援等も活用して、輸出の拡大につなげる。 さらに、農林水産物・食品の輸出に関するワンストップの相談窓口を通じて、また、（5）の「輸出支援プラットフォーム」の枠組みを活用して、輸出先国・地域に関する規制、市場等の情報を事業者に提供することとし、これらの活動の基礎となる情報を、国内外拠点や専門家の知見等を活用して収集する。併せて、現地日系企業が実際に不利益や不都合を被っている相手国の規制・制度など、制度的対応ニーズを（5）の「輸出支援プラットフォーム」の枠組みも活用して把握し、随時関係省庁や在外公館等に情報提供を行い、必要に応じてこれら機関と連携して当該国政府に対する規制緩和要求等に協力する。
		（5）認定品目団体等との連携と「輸出支援プラットフォーム」の設立・運用 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、ターゲット国・地域の消費者ニーズ、商慣行、規制等に関する調査・情報提供、海外見本市への出展や国内外での商談会の開催、産地へのバイヤー招聘等、認定品目団体等のジェトロ事業への要望を反映するため、運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会において、今後も認定品目団体等との意見交換を継続し、連携する。 また、改正輸出促進法を踏まえ、認定品目団体の依頼に応じて、詳細調査の実施や、商談会の実施、海外見本市への出展等に必要な援助を行うよう努める。 さらに、主要な輸出先国・地域において、在外公館、ジェトロの海外事務所、JFOOD0海外駐在員を主な構成員として形成され、カントリーレポートの作成、新たな商流の開拓等を現地発で推進する「輸出支援プラットフォーム」の設立・運用において必要な役割を果たす。
	（海外プロモーションと日本食・食文化発信による需要拡大） JFOOD0（日本食品海外プロモーションセンター）は、SNS等デジタルツールを最大限に活用しつつ、認定品目団体等と密接に協力してオール・ジャパンでの海外消費者向けプロモーション、「輸出支援プラットフォーム」と連携した現地ニーズに合わせた日本食・食文化の普及を通じた戦略的な輸出プロモーションを実施する。	2-2. 農林水産物・食品の海外におけるプロモーション JFOOD0は、認定品目団体等とも密接に協力してマーケティング戦略の策定・実施を支援するとともに、それら団体等と連携したオールジャパンでの効果的な海外消費者向けプロモーションを継続的に実施する。そのため、ウェブサイトやSNS等、各プロモーションに適したデジタルツール等を最大限に活用し、その効果を最大化させる。 また、現地事業者や「輸出支援プラットフォーム」等とも連携し、現地ニーズに合わせた日本食・食文化の普及を通じた戦略的な輸出プロモーションを実施する。その際、現地消費者の関心を高めるため、日本食ポータルサイトの構築・充実化を図り、日本食・食文化と日本産食材の魅力や価値を世界に向けて積極的に発信していく。
I－3 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援	（3）中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援 「成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）」において、「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」という政府目標が掲げられている。 この目標達成に貢献するため、日本貿易振興機構は、二国間・多国間の経済連携の拡大・進展等により海外市場の拡大が見込まれることも踏まえ、高い技術力と海外展開への意欲を有する中堅・中小企業な	3. 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援 2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする政府の「成長戦略フォローアップ」の方針に基づき、優れた製品・技術と海外展開意欲を持つ企業を地方自治体や商工・業界団体、中小企業基盤整備機構（中小機構）等の公的機関や金融機関と連携して日本各地で裾野広く発掘し、ジェトロの海外展開支援に繋げる「プッシュ型支援」を推進する。越境EC事業やデジタル技術

	ど日本企業の海外展開を推進する。 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国際間の商取引の形態についても大幅なデジタル化が進んだことに加え、世界のEC市場の拡大も踏まえ、日本貿易振興機構がこれまで取り組んで来た越境EC事業やデジタル技術を活用した取組を不可逆的なものとして定着させ、リアルをデジタルと連動させるなど施策を発展させていく。これにより、海外展開のハードルを下げ、海外展開に参画する企業の裾野を拡大させるとともに、海外市場で勝てる企業を徹底的に育成する。海外展開の自走化に向けた人材育成にも取り組む。 地方自治体や商工会、商工会議所、中小企業基盤整備機構（中小機構）等の公的支援機関や金融機関と連携して、海外市場で勝負できる潜在力を有する企業を日本貿易振興機構の海外展開支援に繋げる「プッシュ型支援」を推進する。	を活用した常時マッチング事業等で輸出のハードルを下げ、我が国が締結する二国間・多国間の経済連携・自由貿易協定の枠組みも活用しながら、新たに成長する産業領域や新興市場への参入も含めて中堅・中小企業のグローバルな海外ビジネス展開を後押しする。中期目標で定められた「輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）」59,303件については、2023年度に12,000件、2024年度に補正予算分を含めて14,402件(13,500件＋補正見込件数902件)、2025年度に補正予算分を含めて15,785件(15,000件＋補正見込件数785件)、2026年度に17,116件(16,500件＋補正見込件数616件)の達成を目指す。「輸出・投資等の海外展開支援社数（ユニーク社数）」は、本計画期間中に17,469社については、2023年度に4,000社、2024年度に補正予算分を含めて4,251社(4,000社＋補正見込件数251社)、2025年度に補正予算分を含めて4,218社(4,000社＋補正見込件数218社)、2026年度に5,000社(4,829社＋補正見込件数171社)の達成を目指す。 この際、過去の事業を通じて蓄積したデータやノウハウ、デジタルツール、外部の専門人材等を活用し、またリアルとデジタルの強みを組み合わせた新たな支援手法による事業を組成することでマッチングや商談の精度を高めるなど、支援事業の質的向上に努める。同時に、デジタルツールの活用を含む企業の海外展開実務能力の底上げや自社の課題解決をハンズオン支援やグループ化等により丁寧に支援し、加えて海外ビジネス人材育成のためのプログラムを提供することで、グローバル市場で自立的なビジネス展開が可能な「勝てる企業」の育成に取り組む。これらの活動を通じて得られた支援ノウハウを連携する地方自治体・団体・機関等と共有し、海外展開に挑戦する企業に多様な支援の受け皿を提供する。官民で中長期の海外展開戦略を策定している産業に対しては、業界団体との広報・事業協力を推進して戦略目標の実現に貢献し新規顧客を開拓する。 輸出や技術提携、進出等の難易度が高い産業領域や地域をターゲットとする企業に対しては、海外事務所の収集した情報と人脈、外部の専門人材の協力を得ながら、市場・法制度調査と事業を組み合わせ、各展開ステップに適した支援を継続的かつ切れ目なく提供し、着実にゴールへと導く。先行事例を蓄積し、その経験や課題克服のノウハウを事例集やセミナー等を通じて広く提供することで、企業の自発的取組を促すとともに、新たな挑戦企業の発掘にもつなげる。 重点課題に基づく具体的な取組は以下のとおり。 令和5年度補正予算（第1号）、令和6年度補正予算（第1号）及び令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）における成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進するために措置されたこと、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）における日本経済・地方経済の成長力を強化するために措置されたこと、及び「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）における危機管理投資及び成長投資を通じた日本経済の成長力の強化並びに防衛力と外交力の強化のために措置されたことを認識し、新規輸出1万者支援プログラム等で海外販路開拓等に着手する事業者の海外市場開拓・輸出拡大等のため、新輸出大国コンソーシアム、越境EC事業、また、コンテンツ産業の海外展開支援等に活用する。
	（デジタル技術の活用による裾野拡大） オンラインを通じて海外バイヤーが日本企業・製品の情報に接する機会を増やし、海外バイヤーのニーズや海外市場のトレンドを常時把握するとともに、全国各地の企業に対し、デジタルを介して常時、海外バイヤーと繋がる機会を提供する。 また、越境ECの活用やデジタルを通じて現地ユーザーに対する認知向上を図るなど、従来のBtoB販路に加えて日本企業が海外消費者に直接BtoCで販売する越ECサイトをはじめとする多様なチャネルを通じて、海外市場へのアクセス機会を増やす。	（1）デジタル技術の活用による裾野拡大 コロナ禍において発展した越境EC等事業の有効性を鑑み、デジタルを前提とした企業支援を日本企業の海外展開における中核的な取組として位置付けるとともに、デジタル技術と地方の強みを生かした取組の刷新を通じて支援対象の裾野を拡大する。具体的には、国内各地の企業に対し、ジェトロの招待バイヤー専用のオンラインカタログ“Japan Street”への登録を通じた、海外バイヤーへのオンラインでの常時の商品紹介機会を提供するとともに、越境ECを推進する有力なEC事業者やプラットフォーマー等との連携により、企業の海外展開を強力に後押しする。

	加えて、輸出未経験又は輸出先国や輸出商品が既に決まっている企業を適切な輸出商社や海外EC等の調達部門等へ繋ぐなど、迅速かつ容易に輸出が行える環境を整える。	従来のBtoB販路に加えて、直接BtoCで販売する越境ECサイトをはじめとする様々な流通チャネルを通じた活動の強化により、海外消費者に対する日本製品の認知度の向上及び販路拡大を図る。 マーケットインの発想に重点を置いた海外バイヤーのニーズや海外市場のトレンドを踏まえて新たな成長市場を捕捉しつつ、国・地域や業種の特性等を鑑み、商談会・展示会・サンプル出展等のリアル事業との効果的な組み合わせや、SNSやKOL（キーオピニオンリーダー）を活用した製品PR・商談による新たな手法の確立により成果の最大化を図る。 輸出未経験又は海外ではニーズがあるものの輸出に取り組めていない企業に対し、適切な輸出商社や海外EC等の調達部門等とのマッチング機会を提供することで、迅速かつ容易に輸出を実現できる環境を創出する。 なお、こうした活動の結果から得られるデータを蓄積・分析の上、今後の事業の最適化、サービスの高度化や成果向上に繋げる等、データの利活用を推進する。
	（海外市場で勝てる企業を育成） 支援の過程や事業の結果から得られたデータを分析し、データに基づいて企業の課題を把握のうえ、課題に即した支援を行う。外部専門家等が有する海外ビジネスの経験や現地での知見及びネットワークの活用や他の支援機関が提供するサービスの利用、民間のサービス事業者との連携を強化するなど、日本からの輸出や海外進出など様々な段階に応じたサービスを提供するとともに、把握した海外バイヤーのニーズや海外市場のトレンド情報を積極的に活用する。 企業が主体的に継続して海外展開を行うためには、自らの力で販路開拓を行えるようになり、2件目、3件目と更なる成功に繋げていくことが重要である。このため、海外展開の自走化に向けて、海外バイヤーとの商談や交渉の進め方等の能力を獲得し海外ビジネスを中核的に担うことのできる人材の育成にも取り組む。	（2）海外市場で勝てる企業を育成 海外ビジネスに取り組む日本企業のステージは様々であり、取組段階に応じた課題に着目し、適切な情報やツールを提供することで課題を克服し、継続的かつ自立的に海外販路を開拓できる企業を育成する。 既に輸出に取り組んでいる企業においては、過去の商談成約データ等を活用し、購買意欲の高いバイヤーの誘致や効果的な商談マッチングを行う。輸出経験の浅い企業については外部専門家を起用して海外展開に係る課題を整理、改善した上で、該当企業の製品群で成約率の高いバイヤーとのマッチング等を通じ成約確度を向上させる。 海外ビジネスに取り組む上で共通する課題としては、現地の市場動向やバイヤー情報の把握、自社においては海外展開戦略の策定や海外ビジネスを担う人材不足などが挙げられている。事業参加企業に対しては、海外事務所と連携し現地トレンドや規制等の情報、ビジネスパートナー候補の抽出を行うとともに、海外展開戦略の策定や課題克服を目的に外部専門家による個別相談会を開催し、十分な事前準備と課題解決を行った後に商談に臨むことで、海外ビジネス実務能力と商談成約確度を高める。豊富なバイヤー人脈を活かし、精度の高い商談をアレンジする。 海外展開を担う社内人材育成の重要性は増しているが、特に中小企業においては人材育成にかかる予算や時間も不足しがちである。海外バイヤーとの商談や交渉の進め方等のノウハウや能力を獲得できる講座を提供し、海外ビジネスを中核的に担うことのできる人材の育成を通じて海外展開の自走化を図る。 海外駐在予定者に向けた内容や、英語商談準備などニーズを踏まえてメニューを拡充する。
	（海外展開の意欲を有する企業への「プッシュ型支援」の推進） 日本企業の海外展開を支援する全国の支援機関が参加する「新輸出大国コンソーシアム」を核に、地方自治体や商工会、商工会議所、中小機構等の公的支援機関や金融機関と定常的に情報・意見交換等の連携を行いつつ、業界団体や民間の支援事業者とも連携して、日本全国から高い技術力と海外展開への意欲を有し、海外市場で勝負できる潜在力を有する企業を掘り起こし又は磨き上げ、日本貿易振興機構の海外展開支援に繋げる「プッシュ型支援」を推進する。また、日本貿易振興機構の支援を通じて得られた知見等をこれら連携先に還元・共有するほか、連携先が実施する海外展開支援にも協力する等して支援モデルの普及や支援者層の拡大にもつなげていく。	（3）海外展開の意欲を有する企業への「プッシュ型支援」の推進 全国の地方自治体や商工会、商工会議所、中小機構、金融機関、業界団体、民間支援事業者等と連携し、海外展開の意欲を有する企業や海外で勝負できる潜在力を有する企業を掘り起こし、ジェトロや支援機関の海外展開支援策の活用を企業に積極的に働きかける「プッシュ型支援」を推進する。 プッシュ型支援を推進するにあたり、全国のあらゆる支援機関が参画し、ジェトロが事務局を担う「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用する。 「新輸出大国コンソーシアム」の中核事業である専門家によるサポートにより、ジェトロや支援機関の支援策を提案しながら、事前調査、事業計画策定、商談支援から市場開拓、海外拠点設立、現地における販路確保に至るまで、支援企業の段階に応じた支援を行うことで、海外で持続的に稼ぐ企業を増やしていく。 海外見本市出展や商談会開催に際しては、該当産業の業界団体等との間で、広報協力、適切な見本市や出展企業の推薦、事前セミナーを通じた事業案内や海外市場の解説など相互連携を行い、新たな顧客企

		業の裾野開拓や有効性の高い事業組成、知見・ノウハウの横展開につなげる。事業対象産業の選定では、政府あるいは官民で中長期的な海外展開戦略・ビジョンを策定しているものに重点を置くなど、政策との連動にも留意する。 また、国内各地域の産業特性やニーズ等も踏まえながら、産地、企業の持つ課題を解決するグループ単位での支援を国内事務所が立案、とりまとめ、実施する。支援に際してはジェトロの国内外ネットワークの強みを活かし広域連携も検討する。これにより、地域活性化、地方創生に貢献する。 ジェトロによる支援を通じて獲得した知見等をこれら支援機関に共有しながら、連携して海外展開を推進していく。
	（中長期的な視点での海外展開支援） 実現までに長期間を要する海外進出の支援に取り組む。その際、日本貿易振興機構の海外現地事務所が中核となって、進出時における現地側でのサポートを行うとともに、進出後の現地展開等も支援する。 また、難易度が高いもののポテンシャルが大きい市場への販路開拓等も支援する。創出された成功事例や、或いは成功には至らなかったケースも含めてノウハウや教訓を得ることにより、企業による自発的な取組を促す。	（4）中長期的な視点での海外展開支援 継続的な支援が可能な公的機関の強みや海外事務所の知見・ネットワークを最大限活用し、難易度や付加価値が高い将来成長市場や産業領域の開拓、進出後の現地販路開拓や近隣諸国などへの第3国展開等を支援する。 難易度の高い市場については、我が国企業の輸出や投資が依然少なく、現地の社会課題や需要に対し日本企業の強みを活かすことができる地域・国を対象とし、具体的には各年度の事業計画で定める。“Japan Street”を組み合わせながら、有力見本市への出展やオンライン商談会の開催、ビジネスミッションの派遣等を通じて我が国企業の製品・サービスを紹介し商談機会を提供する。これら地域における成功事例の創出と、その過程で培われたノウハウの蓄積・普及を通じ、企業による自発的な市場開拓も促す。 アフリカについては、日本国内に支援デスク、海外に現地コーディネーターを配置し、関心企業の掘り起こしを含めて丁寧に支援する。 高付加価値の産業領域として、ヘルスケア分野やグリーン分野などを事業対象とする。ヘルスケアについては、日本企業が強みを有し、世界的な医療ニーズの高度化や高齢化等に伴って今後も市場成長が見込まれる、付加価値の高い分野である。関係機関や業界団体等とも連携し、規制・市場調査及び情報発信、専門家等による個別相談、海外見本市への出展支援やデジタル活用型商談会の実施等を通じて、中小企業の海外販路開拓を支援し、政府が掲げる「健康・医療戦略」など関連政策にも貢献する。世界共通の課題であるカーボンニュートラルや循環型経済の実現過程で新たなビジネスの発展が見込まれるグリーン分野については、政府のGX戦略への貢献も念頭に置きつつ、日本企業の強みと輸出先国・地域の市場ニーズが合致する分野にて、有力見本市への出展やオンライン商談等の事業を通じ市場の成長を取り込む。 既進出日系企業による進出先での販路開拓や調達先の新規発掘・多様化についても、日本企業の強みと現地ニーズが合致する分野において、見本市出展や商談会（オンライン含む）を実施し、日系企業のビジネス拡大に貢献する。また、複数の海外事務所が連携し、進出先国のみならず近隣諸国など第3国展開に資する商談機会を提供し、更なる販路の開拓につなげることを目指す。
I－4 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応	（4）日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応 独立行政法人日本貿易振興機構法の第十二条に記載されているとおり、貿易に関する調査とその成果の普及、アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関して調査研究等を行うことが求められている。 日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワークに加え、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積等も活用して調査・分析・研究活動を実施する。これまでの日本企業のニーズに基づく海外ビジネス情報や各国・地域の政治経済動向に関する調査・研究・情報提供に加え、社会・経済情勢の変化を踏まえ、「グリーン」、「人権」、「経済安全保障」といった新たに重要性を増した地域・分野	4. 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応 独立行政法人日本貿易振興機構法の第12条に記載されているとおり、貿易に関する調査とその成果の普及、アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関して調査研究等を行うことが求められている。また、日本企業の海外展開や通商政策に貢献するためには、昨今の経済・社会情勢等の変化を受け、「グリーン」、「ビジネスと人権」、「経済安全保障」といった新たに重要性を増した共通課題に対応することも必要となっている。これらを踏まえ、中期目標で定められた目標を実現するべく、以下の取組を行う。 令和5年度補正予算（第1号）、令和6年度補正予算（第1号）及び令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議

	横断的な課題に対する基礎的な調査・研究を重点的に実施する。 また、これらの成果を活用し、日本企業や国内外政府等に向けた積極的な情報提供や提言活動を実施するとともに、日本企業の現地ビジネス環境や世界的潮流に対する認識の向上、通商政策の実施、政策の立案等にも貢献する。 これらの取組を効果的に実施するために、現地政府や企業等とのネットワーク拡大及び関係強化により、高度な政策動向分析や提案機能を強化する。	決定）における成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進するために措置されたこと、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）における日本経済・地方経済の成長力を強化するために措置されたこと、及び「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）における危機管理投資及び成長投資を通じた日本経済の成長力の強化並びに防衛力と外交力の強化のために措置されたことを認識し、EPA利活用促進のための情報提供・調査、政府等からの要請に基づくセミナーやイベントの開催・協力等に活用する。
		4-1. 日本企業の海外展開・通商政策に資する調査活動等 (1) 共通課題への対応を含む基盤的な調査・情報収集／発信の着実な取組 日本企業が海外展開を進めるにあたっては、貿易・投資に係る様々な課題に直面する。日本企業がそうした課題を解決する際に必要となる海外ビジネス情報（政治・経済・産業情報、制度情報、ビジネスコスト、貿易実務、進出手続き、FTA/EPA等に係る情報）を、海外事務所のネットワークなどを活用して国別・地域別に調査・情報収集する。急激な経済・政治変動や自然災害等、世界経済や日本企業に多大な影響を及ぼし得る突発的な事象についても迅速かつ的確な情報収集を行う。また、「グリーン」、「ビジネスと人権」、「経済安全保障」といった共通課題に係る世界各国の動きは、昨今複雑に絡み合いながら急速に新たな潮流を生み出しており、サプライチェーンなど企業活動にも大きな影響があるため、この動きを適切に把握し、丁寧に分析していく必要がある。 こうして収集・分析した情報を、ウェブサイト、セミナー（ウェビナー）・講演会、メディアなど各種のチャンネル・媒体を通じて発信することで、日本企業の現地ビジネス環境・ビジネス機会や、世界的潮流に対する認識向上を促し、海外展開上の課題解決や事業拡大に貢献する。情報発信にあたっては、内容・趣旨、対象者、提供チャンネル・媒体等を勘案し、必要かつ適切な場合は受益者負担の考え方も踏まえて実施する。 特に、「ビジネスと人権」、「経済安全保障」に関しては、国際情勢の変化や法制度の変更などに日本企業が対応できるよう、主要国・地域の政策及び企業動向等に関する最新ニュース・分析レポート、法制度に関する専門家の分析等を収集するとともに、ウェブサイトでの特集記事掲載等を通じて情報発信を行う。その際、より多くの中堅・中小企業に情報発信を行うため、他の関係機関・経済団体とも連携し、地方の中堅・中小企業向けにセミナー（ウェビナー）、メルマガ等を通じた情報発信を行う。 なお、調査・情報収集能力を更に強化するため、現地進出日系企業はもとより、現地の政府、産業界・企業、有識者等とのネットワークを拡大し、関係を構築・深化することに日頃から努める。この視点は、次の（2）～（6）の活動においても基礎になることと念頭に置いて取り組む。。
	（日本企業の課題解決、ビジネス活動の円滑化） 日本企業が海外ビジネスを行う上で直面する様々な問題について、企業からの相談に応じる。また、個別企業では解決の難しいビジネス環境上の諸課題については、これらを集約・分析し、国内外政府への提言、働きかけ等を行い、ビジネス環境の改善を促す。	(2) 日本企業の課題解決、ビジネス活動の円滑化 個別企業の課題解決には、各種の海外ビジネス情報などを利用しながら、「ビジネスと人権」、「経済安全保障」など重要性を増す日本企業の新たな課題に関する内容を含め、貿易投資相談、ブリーフィングで対応していく。共通課題への対応、また、突発的・緊急的な事象への対応に資する場合は、特別に窓口を設置する。個別対応にあたっては、必要に応じて他の事業・サービスの利用も促す。現地での安定的な事業運営や事業拡大、問題解決など、日本企業が現地で直面するさまざまな課題に対しては、海外アドバイザーや海外事務所がリテインする外部専門家等を活用し、日本企業の現地ビジネス活動の円滑化に努める。 日本企業が海外展開する中では、国・地域の特殊な事情や急な政策変更によって、また突発的・緊急的な事象の発生などによって、個別企業では解決が難しいビジネス環境上の諸課題に直面することがある。このような場合は、関係する日本企業、進出日系企業、現地商工会議所等の声を集約し、国内外政府とのネットワークを活用して、適切な現場情報の提供や政策提言を行い、ビジネス活動の円滑化につ

		なかる環境改善を促すよう尽力する。 また、日頃から国内外政府関係者との面談、対話の機会を利用し、日本企業の海外展開促進に係る政策提言等の活動を行う。加えて、カーボンニュートラルなど、昨今の世界的な共通課題への対応などの通商政策に貢献すべく、政策動向等の分析能力や提案機能を強化し、経済産業省等の政策立案、履行に積極的に協力していく。
	（経済連携の推進、制度利活用の普及啓発） 新興国・途上国をはじめとして、世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化する。 RCEP協定の発効や原産地証明書の電子化等の経済連携の進展を活かし、日本企業の貿易投資の拡大につなげるため、利用状況の実態把握と普及・活用促進を行う。その際、新たにEPAを活用する企業に対し、効果的な手段を用いて情報発信を実施する。 加えて、EPAの活用方法について助言するとともに、EPA相談窓口や海外事務所のネットワーク等を活用しつつ、輸出先国の税関等でのトラブルにきめ細かく対処する。	(3)経済連携の推進、制度利活用の普及啓発 世界のFTA/EPA等経済連携関連情報の収集・発信、制度利活用の普及啓発に取り組む。とりわけ我が国が関わる経済連携については、交渉開始前、交渉段階、発効後などの各段階において必要な活動を行う。具体的には、FTA/EPAの各協定に関する情報収集、各協定の使い方をわかりやすく説明した解説書の作成・更新、FTAデータベースや各種セミナー（ウェビナー）・ワークショップ等を通じた情報発信、国内政策立案者・交渉当事者への情報提供・政策提言、相手国政府関係者との対話等を強化する。 また、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」の発効や原産地証明書の電子化等の経済連携が進展している状況を踏まえ、国内外における利用状況や運用・手続き上の課題を把握する。必要に応じて、国内外政府と協力し、課題解決に取り組みつつ、一層の普及・活用促進に注力する。その際、新たにEPAを活用する企業の拡大に向けて、効果的な手段を用いて情報発信を実施する。 加えて、EPA相談窓口を通じて、個別企業に対してEPAの活用方法について実務的に助言するとともに、海外事務所のネットワーク等を活用しつつ、輸出先国の税関等でのトラブルにきめ細かく対処する。そうして得られた情報を、経済産業省等にフィードバックすることで、更なる制度改善につなげていく。
	（相手国との協力を通じた新たなビジネス領域の掘り起こし） 市場の拡大が期待される新興国・途上国、先進国も含めてグリーン等の新たな分野のビジネスチャンスが期待されるターゲット国・地域において、日本貿易振興機構が中核となって、現地政府や関係機関、企業等と連携し、現地のニーズの把握や社会的課題の解決に向けた活動を、日本企業の参画を促しながら展開する。 これにより、日本企業の新たなビジネス領域を掘り起こすとともに、相手国政府等との関係強化や日本企業の新たなビジネス領域の開拓といった観点から、日本の通商政策・対外経済政策の推進に貢献する。	(4)相手国との協力を通じた新たなビジネス領域の掘り起こし 将来にわたる市場の成長が期待される新興国・途上国、また、先進国も含めてグリーン分野等で新たな産業の発展が期待される国・地域において、ジェトロが中核となって、現地の政府・関係機関、企業等と連携し、日本企業の参画を促しながら現地のニーズの把握や社会的課題の解決に向けた活動を展開する。具体的には、政府の通商政策への貢献も念頭に置きつつ、日本企業の強みとビジネス展開先国の市場ニーズが合致する分野にて、双方企業や関係機関によるビジネス交流プラットフォームの創設・活性化（米国での日本水素フォーラム等）を通じたビジネス機会の創出とグローバル展開支援、有力見本市への出展や商談会（オンライン含む）、相手国産業支援等の事業を行う。日本企業の新たな投資・進出に資するよう、投資環境調査ミッションの派遣や現地でのネットワーキング・商談会を行い、企業間のビジネス交流を促す。 これにより、日本企業の新たなビジネス領域を掘り起こすとともに、社会課題解決等での連携を通じた相手国政府等との関係強化、世界共通の未来成長産業における日本企業の海外展開促進といった観点から、日本の通商政策・対外経済政策の推進に貢献する。
	（経済的威圧への対応） 重要物資の監視など経済的威圧に対する早期警戒を実施する体制を強化する観点から、経済的威圧に対する日本企業からの相談窓口を設け、企業からの相談に応じるとともに、日本政府とも連携した対応を行う。さらに、日本企業が経済的威圧の影響を受けた場合は、第三国への新たな販路の開拓や情報提供、相手国政府への要望書提出を行う等、政府等からの要請に基づく事業について、業務遂行上必要な政策資源が確保される範囲において、かつ、機構の目的や中期目標に則した業務の範囲の中で、機動的な対応を行うよう努める。	(5)経済的威圧への対応 日本企業のサプライチェーンにも不可欠な「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づく特定重要物資の動向を監視するなど経済的威圧に対して早期警戒を実施するため、経済的威圧に対する日本企業からの相談を受け付ける窓口を設けるとともに、経済的威圧に関わる動向については調査・情報収集し、適時適切に情報発信するなど、日本政府とも連携した対応を行う。また、日本企業が経済的威圧の影響を受けたと考えられる場合、例えば、経済的威圧を与える国が何らかの物資の輸入に制限を加える場合は、関係部署横断的な組織の設置などを通じ、第三国への新たな販路の開拓やそれに係る情報提供を行うことや、海外事務所のネットワーク等を活用して当該国政府へ改善を促す要望書を提出すること等について、経済的威圧の影響緩和・回避に関わる日本政府からの要請や関係機関・団体等からの要望も踏まえ、業務遂行上必要な政策資源が確保される範囲において、かつ、

		機構の目的や中期目標に則した業務の範囲の中で、機動的な対応を行うよう努める。
	(政府等からの要請に基づく業務の遂行) 総理・閣僚の外遊時における現地でのビジネスフォーラム、政策当局の要請を踏まえた現地での官民対話や政府イベント、諸外国政府に対する働きかけ、日本政府と相手国との公約等に基づく事業等については、これらの事業遂行上必要な政策資源が確保される範囲において実施又は協力を行い、これらの取組を通じて、二国間・多国間の政策対話の促進、対外経済政策の推進に貢献する。 相手国政府等からの要請に基づき投資セミナーやイベント等の開催又は協力を行うことで、日本と相手国政府との関係強化に貢献するとともに、日本企業の新たなビジネス領域の開拓に資する情報発信を行う。 2025年に開催される「大阪・関西万博」の開催に関わる支援や海外で開催される万博への日本の参加に関わる貢献を行う。日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを海外に発信し国際社会における日本のプレゼンス向上に貢献するほか、こうした機会を活用し、諸外国との関係強化に努める。 政情不安定地域におけるビジネス情報の集約・分析、突発的事象の発生に伴う緊急的な対応、政策上の必要性から予算と共に措置される新たな事業への協力要請等について、機構の目的や中期目標に則した業務の範囲の中で機動的な対応を行うよう努める。	(6) 政府等からの要請に基づく業務の遂行 総理や閣僚等による海外でのビジネスフォーラム、各国元首や閣僚訪日などの機を捉えた、ビジネスイベント等の開催を通じ、日本企業の海外展開に資する情報発信をするとともに、我が国企業の製品・サービスのPRや、ビジネス環境の改善に向けた相手国政府への働きかけを行う。 政策当局や相手国政府等からの要請を踏まえ、現地での官民対話や二国間・多国間の政策対話の促進、対外経済政策の推進に貢献する取組を行う。本計画策定時点において想定されるものとして主なものは次の通り。 米国については、2021年11月に設立合意した「日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）」に基づき、米国連邦政府や各州政府・経済開発機関等とも連携しつつ、グラスルーツ事業として進出日系企業の米国経済への貢献を発信したり、我が国企業による対米投資ミッションを派遣するなどして、両国の民間部門の間での投資を促進し、協力を活性化させる環境づくりを通じて通商政策に貢献する。 東南アジアについては、2023年の日ASEAN友好協力50周年にあたり日ASEAN経済界が共に将来の日ASEANの経済関係の在り方を示す日ASEAN経済共創ビジョンの策定、日ASEAN未来デザイン&実行計画への反映に貢献する。 インドについては、2022年3月の日印首脳会談で表明された「5年間でインド向けに官民投融資5兆円を実現する」という目標に貢献すべく、インド中央政府や各州政府が進める投資促進に係る施策との整合性を図りながら、日本企業のインドへの進出支援とそのためのビジネス環境の整備に取り組む。 中東では、サウジアラビアやイスラエルをはじめ、アラブ首長国連邦等との政府間合意に基づき、イノベーション、グリーン、エンターテインメントなど新たな分野におけるビジネスチャンスの創出など、経済関係の深化・多様化に取り組む。 アフリカにおいては、「アフリカ開発会議（TICAD）」や「日アフリカ官民経済フォーラム」への取組を通じ、アフリカ各国との関係強化、日本企業による対アフリカ投資の促進やアフリカビジネスの拡大に貢献する。 また、経済連携協定等で約束された事業を実施し相手国の産業育成に貢献するほか、アジアをはじめとする各国・地域の貿易振興機関等との交流を行うなどして相手国政府との関係強化を図る。 このほか、政府の要請に基づき、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等の事務局業務の受託を通じて、海外サプライチェーン多元化等の象徴的成果事例創出に貢献する。 大阪・関西万博に際し、参加各国や国内関係機関と連携し情報発信や商談機会の創出等を積極的にを行い、各国との関係強化、ビジネス促進、共通の社会課題解決等に貢献する。海外博では、準備期間含め、日本館の運営を通じ、各国との関係強化や日本企業のビジネス促進に貢献する。 なお、これら計画策定時点で想定される取組も含めて具体的な内容については、毎年の情勢（企業ニーズや政策ニーズ）、政策資源の割り当て状況を踏まえて、年度計画で定める。政情不安定地域におけるビジネス情報の集約・分析、突発的事象の発生に伴う緊急的な対応、政策上の必要性から予算と共に措置される新たな事業への協力要請等については、ジェトロの目的や中期目標に則した業務の範囲の中で機動的な対応を行うよう努める。
	(知的財産権の活用・保護支援) 知的財産権の取得、保護、及び活用の支援を通じて、日本企業の円滑な海外展開活動を支援する。具体的には、各国の知財制度の内容や変更に係る情報提供を行うほか、侵害対策の相談や補助事業、模倣品取締執行機関の職員等の能力構築支援等を実施する。	(7) 知的財産権の活用・保護支援 特許庁及び経済産業省との契約に基づき以下の事業を実施する。 知的財産権の取得、保護、及び活用の支援を通じて、日本企業の円滑な海外展開活動を支援する。具体的には、各国の知財制度の内容や変更に係る情報提供を行うほか、侵害対策の相談や補助事業、模倣品

	また、海外展開時の知的財産権侵害の発生を回避するため、セミナー等での積極的な情報発信や普及啓発等を通じ、企業の予防的取組を促す。さらに、海外での技術流出問題に対処すべく、営業秘密漏洩対策の支援を行う。 その他、独立行政法人工業所有権情報・研修館等の関係機関と連携し、日本企業の知的財産に関する相談窓口機能を強化、多様化する日本企業の知的財産に係る課題、相談ニーズに対応する。 アジア経済研究所は、その目標設定について、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。	取締役執行機関の職員等の能力構築支援等を実施する。 また、海外展開時の知的財産権侵害の発生を回避するため、セミナー等での積極的な情報発信や普及啓発等を通じ、企業の予防的取組を促す。さらに、海外での技術流出問題に対処すべく、営業秘密漏洩対策の支援を行う。 その他、独立行政法人工業所有権情報・研修館等の関係機関と連携し、日本企業の知的財産に関する相談窓口機能を強化、多様化する日本企業の知的財産に係る課題、相談ニーズに対応する。
	アジア経済研究所は、その目標設定について、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。	4-2. アジア地域等の調査研究活動 アジア経済研究所は、通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に沿って定められた中期目標に基づき、次の取組を行う。
	（学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献） アジア経済研究所は、学術研究によって蓄積された研究資源を活用し、効果的かつ効率的な幅広いアウトリーチ活動※を通じて、我が国の政策担当者や産業界、メディア並びに国民各層、更には新興国・途上国地域の政府、産業界、市民社会等にも幅広く積極的に研究成果を還元し、我が国企業の貿易投資の拡大並びに我が国政府の通商政策立案の基盤となる質の高い分析と情報を提供する。 政策立案への貢献に当たっては、新興国・開発途上国地域の動向や経済・社会課題等に関する政策課題について、世界水準の学術研究に基づき政策担当者の理解の促進・深化に寄与するほか、現時点で顕在化していない中長期的な政策課題にもなり得るアジェンダを提示することなどにより、政策立案への広範な貢献を果たす。 ※アウトリーチ活動とは、外部向けに研究成果等（知識の蓄積や情報・データも含む）を発信し、知的貢献や社会的インパクト形成を目指すとともに、多様なニーズを把握するための諸活動のこと。	（1）学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献 アジア経済研究所は、学術研究によって蓄積された研究資源を活用し、我が国企業の貿易投資の拡大並びに我が国政府の通商政策立案において基盤となる質の高い分析と情報を提供するため、研究所全体としての研究マネジメント機能を強化し、効果的・効率的なアウトリーチ活動を企画・実施する。 具体的には、政策担当者との双方向のコミュニケーションを促す政策研究対話の実施により、新興国・開発途上国地域の動向や経済・社会課題等に関する中長期的な政策課題などについて、政策担当者の問題意識やニーズに対応した良質な情報を提供することで政策立案への広範な貢献を果たす。 また、研究成果を幅広く還元し、新興国・開発途上国地域の経済・社会課題等に関する各界の問題関心に応えるため、セミナー・講演会・国際シンポジウム等の開催、定期刊行物や単行書などの出版物の刊行並びにウェブサイト・SNS等による機動的な発信を適切に組み合わせた対外発信活動を行う。これらの活動に当たっては、効果的な広報、デジタルの活用促進、及び英文発信の拡充に努めるとともに、研究成果を普及する対象の裾野拡大にも取り組む。 ※アウトリーチ活動とは、外部向けに研究成果等（知識の蓄積や情報・データも含む）を発信し、知的貢献や社会的インパクト形成を目指すとともに、多様なニーズを把握するための諸活動のこと。
	（付加価値の高い学術研究成果の創出と蓄積） アジア経済研究所は、前項に示した「学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献」を実現するため、新興国・開発途上国地域を中心とした政治・経済・社会情勢等についての中長期的かつ革新的な視点に立った分析を通じて、大学や民間企業では実施し難い先駆的かつ独創的な研究活動を実施し、世界の公共財となり得る付加価値の高い研究成果の創出と良質な研究資源の蓄積を行う。 研究活動の実施に当たっては、高い専門性をもつ多様な研究者の集積という強みと学術研究ネットワークを最大限に活用し、国際的な政治・経済・社会秩序の急速な変容や技術革新がもたらす産業構造や企業行動の変化並びにこれらが我が国を含めた国際社会に与える影響等について、国・地域・分野を横断した研究を行う。また、人権や環境など持続可能性や包摂性の追求が問われる地球規模の課題について、我が国の国益に資するのみならず、世界の発展への貢献に繋がる研究成果を創出する。	（2）付加価値の高い学術研究成果の創出と蓄積 アジア経済研究所は、大学や民間企業では実施し難い先駆的かつ独創的な学術研究活動を実施し、世界の公共財となり得る研究成果の創出と良質な研究資源を蓄積するため、高い専門性を持つ多様な研究者の集積と学術研究ネットワークを最大限に活用するとともに、世界水準の社会科学を駆使した分析機能の強化、独自の分析ツールの開発・応用、高度研究人材の活用などを進める。 実施する学術研究としては、急速に不確実性を高める国際的な政治・経済・社会秩序の変容や技術革新がもたらす産業構造や企業行動の変化並びにこれらが我が国を含めた国際社会に与える影響等について、政策ニーズなどを踏まえながら、新興国・開発途上国地域を中心に国・地域・分野に特化した研究を推進するとともに、これらを横断した研究を行う。また、持続可能性や包摂性の追求が問われる地球規模の課題について、我が国の国益に資するのみならず、世界の発展への貢献に繋がる研究成果を創出する。 上記の学術研究活動の推進に当たり、実施手段・手法についてはグローバル・バリュー・チェーンに関する独自のデータ開発に、研究対象については「ビジネスと人権」や環境に関する研究にそれぞれ重点的に取り組む。。

	（国際的な研究ハブ機能と学術情報プラットフォーム機能の発揮） アジア経済研究所は、上記目標の実現と世界への知的貢献を行うため、国際的な研究ハブとしての機能を強化する。具体的には、国際機関や国内外の第一級の研究機関・研究者等と連携した学術研究活動を推進するとともに、国内外の卓越した研究人材の活用や開発途上国地域の人材育成を通じて、研究ネットワークを深化・拡充させる。また、図書館の資料情報基盤整備や情報発信機能の強化を通じて、新興国・開発途上国地域に関する学術研究の知的基盤をなす公共財として、学術情報プラットフォーム機能を発揮する。	（3）国際的な研究ハブ機能と学術情報プラットフォーム機能の発揮 アジア経済研究所は、国際的な研究ハブとしての機能を高めるため、研究所全体としての研究マネジメント機能を強化し、研究活動の更なる国際化を推進する。具体的には、国際機関や国内外の大学・学術研究機関と連携した共同研究の実施や研究カンファレンスをはじめとする学術交流イベントの開催、国際会議等への参画、研究者の派遣・受入、英文発信の拡充、並びに開発途上国地域及び我が国の人材育成などの諸活動を行い、新興国・開発途上国地域に関する研究の拠点機関としての機能を高めるとともに、国内外の学術研究ネットワークを深化・拡充させる。 また、世界有数の専門図書館と出版企画編集機能を包含する学術情報センターは、新興国・開発途上国地域に関する学術研究の知的基盤をなす公共財として、学術情報プラットフォーム機能を発揮するため、資料情報の収集・整備、リポジトリの運営及びウェブサイトによる情報発信等におけるデジタルの活用や、出版物の刊行におけるオープンアクセスの推進により、利便性の向上を図るとともに、その出版企画編集機能を効果的に活用する。
II 業務運営の効率化に関する事	（1）業務改善の取組 中期目標の達成や成果向上に向けて、組織として、PDCAサイクルに基づく業務実績・活動の把握や、一層の創意工夫、業務改善、効率化に取り組むこととする。 運営費交付金を充当して行う業務については、本中期目標期間中、政策的経費等は除外した上で、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（人件費を除く。）の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上（ただし、物価変動の影響を除いた実質値ベースでの比較とする）の効率化を行うものとする。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%以上（ただし、物価変動の影響を除いた実質値ベース）の効率化を図るものとする。	II．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1.業務改善の取組 中期目標の達成や成果向上に向けて、組織として、PDCAサイクルに基づく業務実績・活動の把握や一層の創意工夫、業務改善、効率化に取り組むこととする。
	（ア）組織体制・運営の見直し 組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度の趣旨を活かし、「3．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、本部、大阪本部、アジア経済研究所、日本食品海外プロモーションセンター、国内事務所及び海外事務所間、さらには経済産業省等の関係機関との間での連携強化や情報の円滑な流通に留意しながら、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。 また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を引き続き行う。また、事務所単位でのサービスの質の向上に努めつつ、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。	（1）組織体制・運営の見直し 中期目標で定められた目標を達成すべく、本部、国内拠点、海外拠点において経営資源の最適配分を行い、組織体制を再構築する。特に、法人目標の達成や組織横断的課題への対応、組織内及び経済産業省等の関係機関との連携強化や情報の円滑な流通に留意し、一層円滑かつ効果的な実施が可能となる組織設計を行う。 国内外事務所については、第四期中期目標期間中に導入した事務所単位での評価を引き続き行い、評価結果は事務所のサービスの質の向上等に活用する。
	○国内事務所 国内事務所は、地方自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元との連携強化を図る。 全国47都道府県に所在する拠点のネットワークを活用し、各地域の特性やニーズ等を踏まえた効果的・効率的な支援を強化する。また、地域で連携した製品の海外市場開拓等、都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。なお、国内事務所の基礎的活動経費については、国庫予算と地元負担（地方自治体からの分担金等）による折半を原則とし、この原則に則り、応分の地元負担を求め、地元と共同運営することとする。 国内事務所の設置、人員配置や運営規模については、各事務所の活動内容、成果及び今後の可能性、地方自治体・関連団体との連携状況等の定量的・定性的な情報を踏まえ、成果と地元負担に見合うよう適切なものとなるよう、その妥当性を定期的に検証して運営改善を図るとともに、より効果的、効率的な	・国内事務所 国内事務所は、地方自治体等が策定する貿易・投資施策・計画の立案・策定プロセスに積極的に参画し、同施策・計画の実行、実現に協力するなど、地方自治体との連携を強化するとともに、地方創生に貢献する。 事業実施にあたっては、各地域がそれぞれ有する地域特有の特性、環境、ニーズ等を踏まえ、また、全国47都道府県に所在するネットワークを活かし、複数の地方自治体等と連携し広域事業を検討・実施するなど、効果的・効率的に行う。 国内事務所の基礎的活動経費については、地元負担を求め、その割合については、国庫予算と地方自治体からの分担金等で等分に負担することを原則とし、国内事務所を地元と共同で運営する。 国内事務所の配置、人員数及び運営規模については、政府の政策及び地元負担を踏まえて期待される活動内容、成果及び将来的な見通し、地元自治体・関連団体等の連携状況等を踏まえ、適切な規模とする。

	事務所ネットワークを検討し、必要な見直しを行う。 限られた資源の中で取組の効果を最大化するため、地方自治体や商工会議所、商工会、中小機構、国際協力機構、民間事業者等の他機関と積極的に連携し、施策の相乗効果を高める。	また、適切な事務所配置、規模とするため、随時、見直しを行う。 国内事務所の業務を効率的、効果的に実施するため、地方自治体や商工会議所、商工会、中小機構、国際協力機構、金融機関や民間事業者等の他機関と積極的に連携する。
	○海外事務所 海外事務所は、スタートアップを含む日本企業の海外展開や支援のニーズ、対日直接投資誘致や協業連携に向けた活動の展開、高度外国人材の活躍推進、新たな政策課題等への対応の観点で重要となる国々において、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、必要な拠点・ネットワークの維持・強化を図る。その際、海外事務所の配置や運営規模について、その妥当性に関する考え方を整理した上で、経済・社会情勢や政策的重要性、「３．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」の成果及び今後の可能性、当該国・地域に対する企業や支援のニーズ、民間サービスの状況等の定量的・定性的な情報を踏まえ、費用と便益を比較してその妥当性を定期的に検証し、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、これらを総合的に判断し優先度の高い国への事務所及び職員の配置を進める。 また、在外公館や国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所との連携を強化し施策の相乗効果を高める。また、官民の役割分担や業務内容の適正な範囲に留意しつつ、現地日系商工会等の運営のサポートを行い、日本貿易振興機構が行う施策との相乗効果を高める。 さらに、国際情勢が不安定化する中、各海外事務所の安全・防犯対策を強化するとともに、限られた資源の中で増大かつ多様化するニーズに応えるために、それぞれの地域特性に応じた高い専門性の確保及び一層の機能強化に努める。	・海外事務所 我が国企業の海外展開への関心や政策的支援の重要性が高い地域を中心に、事業成果の向上に資する海外ネットワークのあり方について検証・検討を行い、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。新たな政策課題等への対応の観点で重要となることが見込まれる地域において、事務所の新設・体制強化を検討する。 その際、海外事務所の配置や運営規模について、当該国・地域に対する企業ニーズ、基礎的な経済指標、通商政策・外交関係等を踏まえて、費用と便益を適切に比較し、中長期的な観点からその妥当性を定期的に検証し、総合的に判断した上で、海外事務所間の経営資源の再配分を行う。 ジェトロの事業効果を高めるため、在外公館や国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所との連携や現地日系商工会等の運営サポートを行う。 各海外事務所の安全・防犯対策を強化するとともに、増大かつ多様化するニーズに応えるため、限られた資源を有効活用し機能強化に努める。
	（イ）業務の優先順位付けの徹底 限られた資源の中で、求められるニーズが増大かつ多様化する中、業務と人員の適正なバランスにも配慮しながら、業務の優先順位付けを徹底し、新たな政策課題への対応やより効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、所期の目的を達成した事業や一定期間が経過し支援対象が固定化している事業、民間や他の公的機関等に類似の事業がある、又は事業の引受先があるような事業や業務については、合理化や廃止を進めていく。 また、展示会運営等の定型業務や専門家等の管理事務については、極力外部機関に委託するなどにより、業務運営を効率化する。	（２）業務の優先順位付けの徹底 限られた資源の中で、求められるニーズが増大かつ多様化する中、優先順位付けを徹底することを通じて、引き続き業務の新陳代謝に努める。新たな政策課題への対応やより効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を重点的に配分する。 年度計画の策定や資源配分の見直しを行う際や、ジェトロ内部で定期的に開催している各種会議等の機会を活用し、事業の改廃や新たな事業領域の開拓に係る検討を行う。業務運営の効率化の観点から、定型業務等の外部機関への委託も進めていく。 事業の改廃の検討に当たっては、所期の目的を達成した事業や一定期間が経過し支援対象が固定化している事業、民間や他の公的機関等に類似の事業、又は事業の引受先があるような事業や業務については、サービス提供先への影響や政策役割としてジェトロに期待されている役割、業務と人員の適正なバランスにも配慮しつつ、外部機関への移管の可能性や効果も含めて慎重に検討する。
	（ウ）調達合理化 迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって適時に見直しを行い、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付総務大臣決定）を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に基づいた取組を通じて、適切かつ合理的な調達等の実施に努める。	（３）調達合理化 迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって適時に見直しを行い、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付総務大臣決定）を踏まえて、ジェトロが策定した「調達等合理化計画」に基づいた取組を通じて、適切かつ合理的な調達等の実施に努める。
	（エ）人件費管理の適正化 中期目標の達成や、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。	（４）人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員や民間企業の従業員の給与水準を考慮し、また、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定める。その上で、多様な働き方を想定しつつ、高度化する事業に応じた人材を継続的に確保できるよう給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する

	（オ）費用対効果の分析と改善 業務運営にあたっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、費用対効果の改善に取り組むことで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。	（5）費用対効果の分析と改善 業務運営にあたっては、政府方針や他機関との役割分担・連携等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高めるよう努力する。 組織全体としては、定期的にジェットロ内部で開催している「アウトカム向上委員会」等において目標の達成状況を確認し、必要に応じた経営資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。 ジェットロによる自己評価を経て経済産業省において確定される年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、次年度以降の予算配分や人員配置、組織体制の見直し、業務手法の見直し等に反映させる。 なお、費用対効果の分析では、数値には現れない定性的成果やサービスを受け取る側の視点からの評価、社会経済に及ぼされる影響や効果も考慮し適切に評価する。
	（2）デジタル技術の活用によるサービスの高度化、業務運営の効率化 データの利活用を進め、顧客サービスの高度化と業務の一層の効率化を図るとともに、政府のデジタル・ガバメント施策と連携する。また、日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、「国の行政の改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」を踏まえ、引き続きITを活用した業務改革及びペーパーレスの推進を含めた執務環境の整備を図る。 （ア）デジタル化によるサービスの高度化 日本貿易振興機構に集まる企業・商品情報、海外バイヤーの行動履歴、マッチングの結果等について、データベースに集約を行い一元的に管理するとともに、引き合いや商談結果をAIで分析することにより、日本貿易振興機構のマッチング精度を向上させる。 ユーザーの評価・行動やデータをもとに、サービスの課題をPDCAを通じて常時検証のうえ、優れた他機関、民間事業者等のサービスと連携することも含めて、新たなサービスの開発や改良を組織横断的に行う。 さらに、データの整備及び効果検証により、定量的な根拠に基づく政策効果の説明を行うとともに、政策当局とデータを連携し政策立案に貢献する。	2. デジタル技術の活用によるサービスの高度化、業務運営の効率化 （1）デジタル化によるサービスの高度化 企業支援の過程や事業の成果等から得られる、企業や商品、海外バイヤーの行動履歴、引き合いや商談結果等の情報をデータベースに集約の上で、一元管理を行うとともに、AIを用いた企業間の最適な組み合わせの算出やレコメンド機能による分析により、以後の事業の最適化やサービスの高度化や成果向上に繋げる等、データの利活用を推進する。 また、ECビジネスに課題を抱える日本企業に対し、優れたサービスを有する他の機関や民間企業等との連携を通じて、オンラインマーケティングや貿易手続き等に係る支援を強化することで対外サービスの高度化を図り、日本企業の海外展開を強力に後押しする。なお、ユーザーの評価・行動やデータから、サービスの課題を常時検証の上、新たなサービスの開発や改良を組織横断的に行う。 経済産業省の要請の下、分析データを提供し効果検証に協力する。
	（イ）デジタル化による業務運営の効率化 ビジネスプロセス・リエンジニアリングにより、既存の業務の在り方を見直すとともに、デジタル化を進めることで、業務フローの可視化、標準化、効率化を図り、限られた資源の中で安定的な、より良いサービスを提供するための基盤を強化する。また、デジタル化や基盤強化等に必要なセキュリティ対策にも併せて取り組む。 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理の投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO(ProJect Management Office)を支援するため、PMO(Portfolio Management Office)の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。 ・PMOの設置及び支援実績 ・情報システム整備に係る投資対効果の精査結果	（2）デジタル化による業務運営の効率化 ビジネスプロセス・リエンジニアリング（BPR）の手法を取り入れつつ、既存の業務の在り方を見直し、第五期中期目標期間中に検討した業務プロセスの可視化、標準化、効率化の実装に向け、新たな業務管理システムの導入や事務作業の自動化などのデジタル化を推進し、限られた資源の中で安定的な、より良いサービスを提供するための基盤を強化する。デジタル化や基盤強化等に必要なセキュリティ対策にも併せて取り組む。デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理の投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。 ・PMOの設置及び支援実績 ・情報システム整備に係る投資対効果の精査結果 ・情報システム経費

	・ 情報システム経費 ・ クラウドサービスの活用実績 ・ オンライン手続（申請等）の利用率 ・ 新たに公開したデータ種類数 ・ 他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績 ・ 政府が整備する共通機能等の活用実績	・ クラウドサービスの活用実績 ・ オンライン手続（申請等）の利用率 ・ 新たに公開したデータ種類数 ・ 他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績
III 財務内容の改善に関する事項	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等で示された日本貿易振興機構への政策的な期待・要請に応えるため、財政基盤の一層の健全化を図るとともに、必要な経営資源を機動的に投入していく。 また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。 なお、多数の海外事務所を有する日本貿易振興機構にとって、世界的な物価上昇等により安定的な事業運営が損なわれるリスクが増大していることを踏まえ、本中期目標期間より、物価上昇を考慮し必要な財源を確保する仕組みを導入する。 （１）自己収入拡大への取組 第一期から第五期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところだが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。具体的には、セミナーや展示会、商談会の開催等において受益者負担の拡大（例、新輸出大国コンソーシアム、越境EC等における受益者負担導入）を図るとともに、会費収入等の自己事業については、利用者が減少している事業はサービスの内容を見直すとともに、費用対効果を検証する。地方自治体や業界団体からの受託事業については、より安定した自己収入のため、個別事業の内容を精査し、継続的な事業獲得につなげる。	III. 財務内容の改善に関する重要事項 1. 自己収入拡大への取組 中期目標期間中に、事業者からの受益者負担の拡大や新たな収入源の実現など、より一層の自己収入拡大に取り組む。より多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に引き続き取り組む。 具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、組織を挙げて受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入等の自己事業については、キーコンテンツの創出に取り組むなど、サービス内容の見直しや費用対効果の検証等を行う。 地方自治体や業界団体からの受託事業については、より安定した自己収入とするため、該当事業の成果の可視化や事業の有効性等の検証を通じて、継続的な事業獲得につなげる。
	（２）運営費交付金の適切な執行に向けた取組 運営費交付金については、引き続き収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	2. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 運営費交付金については、予算と実績の管理及び比較分析を適正に行い、事業計画に従い適切かつ効率的な執行を行う。
	（３）保有資産の見直し 保有する資産については、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。	3. 保有資産の見直し ジェトロの保有する資産については、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。
	（４）決算情報・セグメント情報の公表の充実等 財務内容等の一層の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。	4. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等 ジェトロの財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。
IV その他の事項	6. その他業務運営に関する重要事項 （１）内部統制 業務範囲の拡大等による業務量の拡大が引き続き見込まれる状況下において、以下のとおり内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、ミッションを有効かつ効率的に実施する。 ○「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。 ○役職員に法人の使命の浸透を図る。役職員の行動指針となる行動憲章を、全職員に毎年度、周知徹底	IV. その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制 中期目標で示された内部統制の充実に向けて、以下の方策を実行し、ジェトロの業務を有効かつ効率的に実施する。 ・ジェトロのビジョン、ミッション、バリューズの浸透と行動憲章の周知徹底を図るため、定期的に研修等を行うとともに、その理解状況を点検する。 ・定期的に開催する役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含め組織内に速やかに伝達し、役職員間で認識を共有する。

	を図る。 ○日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、定期的に役員会を開催し、審議・報告する。その結果を組織内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。 ○年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。 ○ミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。 ○アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止及び研究倫理審査等の制度を充実させる。	・アウトカム向上委員会等を通じて、各部署の事業の進捗、予算の執行及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。 ・業務運営の障害となるリスクを定期的に各部署に確認、把握し、役員に共有する。その上で、これを評価し、監査等を通じて適切な対応を図る。 ・アジア経済研究所における研究が適切に行われるよう、引き続き研修等で周知徹底を図るほか、研究参加者への配慮等が確実に行われるように研究倫理審査を充実させる。
	（２）経済安全保障への対応 日本貿易振興機構が実施する事業を通じて、安全保障や産業競争力ひいては国際社会における日本の不可欠性に貢献しうる知的財産・技術等の海外流出や、他国での人権侵害に日本貿易振興機構が意図せず関与するリスクを回避するため、事業に参加する日本企業等に対し、国内外の貿易管理制度やあり得べきサプライチェーン上のリスク等に関する普及啓発、情報提供を行う。併せて、関連情報について、日本企業に対しセミナーや各種媒体を通じ、普及啓発を図っていく。	2. 経済安全保障への対応 ジェトロが実施する事業を通じて、安全保障や産業競争力ひいては国際社会における日本の不可欠性に貢献しうる知的財産、技術の海外流出や、他国での人権侵害に、ジェトロやサービス提供先が意図せず関与するリスクを回避するため、組織・事業横断的なリスク回避の手段を講じる。外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく輸出管理（安全保障貿易管理）や投資管理（対内直接投資規制）など、我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を損なうことがないよう強く留意する。 国際情勢の変化や法制度に関する情報収集や情報発信、普及啓発、相談業務を行う事業の編成や体制整備、管理を行う。商談・引合い等においてサービス提供先が意図せず関連法令に抵触することがないよう、必要に応じて事前確認を行い、リスクが生じる懸念がある場合には注意喚起を含め情報提供を行う体制を設ける。また、研修等を通じて職員のリテラシー向上を図る。
	（３）情報セキュリティの確保 「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年度法律第140号）」及び「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、適切な対応を行う。 個人情報の取り扱いについては、引き続き、全職員に対する研修や点検を毎年度実施するとともに、サイバーセキュリティの観点からも適切に保全し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。 情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じる。政府、関係機関等と脅威情報を共有し、不正アクセス等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応する。	3. 情報管理及び情報セキュリティの確保 「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年度法律第140号）」及び「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、適切な対応を行う。 個人情報の取り扱いについては、引き続き、全職員に対する研修や点検を毎年度実施するとともに、サイバーセキュリティの観点からも適切に保全し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、関連規程や内規、及びマニュアル等を必要に応じて整備するとともに、組織内の情報セキュリティリテラシーの向上を図るため職員等への研修・教育・訓練を実施し、ガバナンス強化を図る。同時に、円滑・効果的な情報セキュリティ維持のため、情報システムの観点にとどまらず組織体制や組織運営の面からも、IT分野における投資対効果を検証する。 また、外部から攻撃増加・巧妙化に対応すべく、「ゼロトラストセキュリティ」をベースとしたICT基盤のセキュリティ対策については情勢に応じて都度最適化を図りつつ、更なる対策強化を見据えた次期基盤導入準備を開始する。 国内のみならず海外も含めたセキュリティ対策を引き続き徹底するとともに、NISC等の関係機関と連携し、組織全体のサイバーセキュリティ確保に引き続き取り組む。 具体的な対策や措置等については、「情報セキュリティ推進計画」を定め、これを遂行する。
	（４）人材育成や人材の多様化 世界の政治、経済、ビジネス情勢がめまぐるしく変わる中、世界各国を対象に、政治・経済・社会情勢・諸制度、産業・企業、消費動向等の情報を収集・発信し、日本と世界を繋げることにより、幅広い業種における企業の貿易や投資を支援する日本貿易振興機構の重要性が高まっている。また、デジタル市場の獲得やスタートアップ支援、海外フロンティア市場の開拓等、機構へのニーズが一層多様化していることに加え、企業が機構に求める情報やコンサルテーションの水準がますます高度化している。 こうした変化に柔軟に対応しつつ、限られた資源の中で社会に高い価値を提供するには、職員一人ひと	4. 人材育成や人材の多様化 人材育成の強化については、世界の政治・経済・ビジネス情勢が目まぐるしく変化し、ジェトロに求められるニーズが増大かつ多様化している現状に対応するため、第五期中期目標期間から策定を進める人事制度改革の中でも職員の成長意欲や創意工夫を後押しし、自律的・主体的な能力開発を推進する環境を整備する。具体的には、職員が多様な業務知識や経験を蓄積し、かつ専門性を一層向上させるための研修制度を整備するほか、人材開発を目的とした戦略的な配置を行う。 スタートアップ支援やデジタル化への対応のほか、「グリーン」、「ビジネスと人権」、「経済安全保

	りの自律的、主体的な意欲向上や能力開発が一層求められている。このため、これを促す人材・キャリア開発計画を策定し、PDCAを行って不断に見直しながら実施していく。加えて、「グリーン」、「人権」、「経済安全保障」等をめぐる国際的な議論や政策の動向に関するリテラシー向上を実現する取組を実施する。また、日本貿易振興機構のデジタル化推進に必要な不可欠なデジタル人材を育成するため、情報通信関連資格や情報セキュリティに関する知見の取得等、一定の知識・技能・経験が求められるキャリアパスを整理し、それらに必要な研修等を実施していく。さらに、ナショナルスタッフの更なる活躍に向けた取組の強化、ダイバーシティ・インクルージョンの推進、国内外の外部組織との人材交流を行う。	障」等に関する高度な情報収集や効率的な企業支援を可能とするため、各職員の国・地域に関する専門知識や、デジタルや輸出マーケティング等の専門知識の習得を目的とした研修を実施する。 また、職員がやりがいを持って、高度化・多様化するニーズに対応できる能力を自律的に獲得していくことを支援するために、取組の一つとして、キャリアパスについて、組織が求める能力・知識・スキル、ポストの情報を発信するとともに、個別相談できる体制を整える。 産休・育休制度の利用者に対するキャリア相談・支援も実施する。第四期中期目標期間中に定着・強化した階層別研修や選抜型研修は、引き続き着実に実施する。 これら実施していくにあたり、人事制度改革を行い、人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出す「人的資本経営」を意識して取り組む。 ダイバーシティの推進に向けた取組における女性の活躍推進については、引き続き、政府の女性活躍推進法に基づき、各人のライフ・ステージに配慮しつつ、より一層、管理職への登用や国内外事務所への配置を進め、その活躍を推進する。併せて、外国人や障害者の採用を含む多様な人材の採用・活躍を推進するとともに、特定産業・地域・業務の専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保するほか、政府・地方自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や人事交流を引き続き推進することで、人材の多様化を着実に進める。また、ナショナルスタッフの育成を強化し、管理職レベルポスト等への登用を進める。
	（５）働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、柔軟な働き方をしやすい環境整備、女性・若者が活躍しやすい環境整備等を推進する。また、働き方等に関するアンケート調査を定期的に行い、職員の評価を参考にして、働き方改革を推進する。	5. 働き方改革の推進 様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を、引き続き推進する。有給休暇の取得及び超過勤務の削減等については、具体的な目標及び取組内容を定め、その実施状況を検証し、組織全体として強力に進める。「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方会改革実現会議決定）」を踏まえ、柔軟な働き方が可能となるよう、他機関の先進的な取組等も参考にしながら環境を整備する。次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク「くるみん」（2021年9月取得）や女性活躍推進法に基づく認定マーク「プラチナえるぼし」（2021年10月取得）に基づく計画を着実に実行するとともに、職員の健康の保持・増進を意識した「健康経営」にも取り組む。職員に対するアンケート調査等を定期的に行い、その結果を参考にするなどPDCAを回していく。
	（６）安全管理 天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。 また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じるとともに、有事を想定した訓練・研修を実施する。	6. 安全管理 コロナ禍において実施してきた感染症対策を活かし、事業の実施にあたっては緊急時に迅速に対応できる運営体制構築に努める。天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検・更新し、内容の拡充を図る。 リスクの高い国・地域における事業実施を検討する際には、これまでに実施している外部専門機関によるリスクアセスメント、海外事務所長のコメントを基に実施の可否を総合的に判断する。 職員の赴任前・出張前には必要に応じて安全対策研修等を行う。在外公館や関係機関、特に国際協力機構との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。
		7. 環境社会配慮 持続可能な開発目標への貢献に向けて官民で多様な取組が進展する中で、「グリーン」、「ビジネスと人権」など、環境社会配慮を巡る動向を踏まえ、「環境社会配慮ガイドライン」を改訂する。事業の実施にあたっては、同ガイドラインを踏まえ、職員その他の関係者の環境保全及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努めるとともに、それらの取組について情報発信する。
	（７）顧客サービスの向上 日本貿易振興機構が提供するサービスの内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関	8. 顧客サービスの向上 民間企業等に対してジェトロのサービスの内容を伝え、意見を聴取する「サービス向上会議」を引き続

	係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。	き実施する。また、ウェブサイトを設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、効率性を踏まえながら、一層の顧客サービスの質的向上・改善を図る。
	（８）法人の長のトップマネジメントの促進 独立行政法人の目標の策定に関する指針（令和4年3月2日改定）の「7通則法第29条第2項第5号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について（3）」に基づいて、法人の自主性・自律性を確保する観点から、法人の長の創意工夫を促し、法人の使命や政策体系上の役割を果たす上で必要と考えられる事項のうち、法人の長のトップマネジメントの取組を促す目標を以下のとおり定める。 なお、評価に当たっては、法人の長のマネジメントそのものを評価する観点から、適切に評価する必要があることに留意する（同方針）。 ○法人の使命の役職員への浸透、国民一般や地域を含む幅広い主体に対する法人の活動への理解促進を図るなど、役職員のモチベーション向上に資する取組を促す。 ○国の政策における重点分野や法人に強みのある分野にその資源を重点配分するよう、環境変化を踏まえて、法人の業務の重み付けを適切に行う。 ○法人が失敗する可能性も織り込みつつ、できる部分から挑戦を重ね、試行錯誤の中で改善を進めるなど、リスクを取った取組を進めることが期待される業務について、ガバナンスを的確に機能させるため、業務の特質に応じた体制を確保するとともに、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直すよう促す。 ○諸外国の首脳・閣僚、産業界や貿易投資振興機関等のリーダーとのハイレベルな対話・交流を通じて、貿易投資振興を通じた国際社会における課題対応等について認識の共有や醸成に努めながら、日本貿易振興機構法に定められた目的の実現及び日本貿易振興機構に期待される政策体系上の役割を果たす上で必要な取組の推進に繋げる。	9. 法人の長のトップマネジメントの促進 ・ジェトロのビジョン、ミッション、バリューズの役職員への浸透を図るとともに、法人の長としての考えや方針等を周知するため、メッセージの発信や対話の機会を定期的に設けることで、役職員のモチベーション向上を促す。 ・国民一般や地域を含む幅広い主体に対するジェトロの活動への理解促進を図るため、事業成果及び組織に関する広報活動に取り組む。広報にあたってはターゲットに合わせた手法を用いて、公平性、透明性のあるものとし、信頼性を高めていくことに繋げる。 ・外部有識者から構成される理事長の諮問機関である運営審議会、運営審議会農林水産・食品輸出促進分科会や国内事務所の会長会議等の開催を通じて、ジェトロの活動への理解促進を図るとともに、ジェトロの運営方針や業務に対する助言を得る。 ・定期的に開催する役員会、アウトカム向上委員会等を活用し、国の政策における重点分野やジェトロの強みのある分野への資源配分の年度途中における見直しを機動的に行う。中期目標期間中の業務や資源配分の見直しは、毎年度の経営方針決定会議にて行う。 ・組織横断的課題に対応するための横串組織を設置するとともに、その取組を定期的に開催する役員会等で報告、議論することで、課題への対応を適切に行う。 ・様々な機会を捉えて挑戦の重要性についてメッセージを発信するとともに、リスクを取った取組を推奨する。挑戦した取組の分析・評価については定期的に開催する役員会で報告、議論を行い、必要に応じて取組の方向性等を見直すよう促す。 ・諸外国の首脳・閣僚、産業界や貿易投資振興機関等のリーダーとのハイレベルな対話・交流を通じて、貿易投資振興を通じた国際社会における課題対応等について認識の共有や醸成に努めながら、日本貿易振興機構法に定められた目的の実現及びジェトロに期待される政策体系上の役割を果たす上での必要な取組の推進に繋げる。対話・交流の成果について可能なものについてはウェブサイトを通じて広く広報する。
		V. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画別添のとおり。
		VI. 短期借入金の限度額 7,956百万円 （理由）運営費交付金及び補助金の受入れが最大3カ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3カ月分を短期借入金の限度額とする。
		VII. 財産の処分に関する計画 対象となる処分すべき財産がないため、該当なし。
		VIII. 剰余金の使途 ・職員教育の充実・就労環境改善 ・海外有識者、有力者の招へいの追加的实施 ・展示会・商談会、セミナー、講演会並びに調査や情報収集・発信等の追加的实施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む） ・先行的な開発途上国研究の実施

		・緊急な政策要請に対応する事業・調査の実施 ・外部環境の変化への対応 ・業務のデジタル化、民間委託の推進等の業務効率化に向けた追加的取組 ・施設及び設備の充実・改修 ・認知度向上に向けた広報活動並びにサービス向上のための追加的取組
		IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備に関する計画 本部やアジア経済研究所等の施設・設備について、長期的な視点から効果的かつ効率的に運営するため、業務上の必要性や老朽度合い等を勘案した上で更新・改修・整備を実施する。
		2. 人事に関する計画 引き続き、優秀な人材の確保、及び人員配置の合理化・最適化を図りつつ、中期目標を踏まえ、国内外事務所及び重点事業部門への人員配置を進める。必要に応じて、外部の専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。
		3. 積立金の処分 前期中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額について、前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。
		4. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、契約の性質上やむを得ない場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行う。